2.　地域の概況

事業計画地のある枚方市は、大阪府の北東部に位置し、京都府及び奈良県に接している。地形的には、東側の生駒山地から北に延びる八幡丘陵、市域中央部を占める高野台地、西側の淀川沿いの沖積低地という、東高西低の地勢を示している。

なお、事業計画地は図 2.1-1 に示すとおり、枚方市の天野川沿いの国道 168 号線と府道枚方大和郡山線に挟まれたエリアに位置している。当該地の東側には、京阪交野線が走っており、京阪交野線村野駅に隣接する。

事業計画地の現状は、農地、公共用地等で、都市計画法上は市街化調整区域となっている。

地域の概況の調査は、事業計画地を中心とした約 4km 四方を含む区域を対象とした（図 2.1-2 参照）。統計資料等については、枚方市及び隣接する交野市について整理した。

図 2.1-1　事業計画地の位置

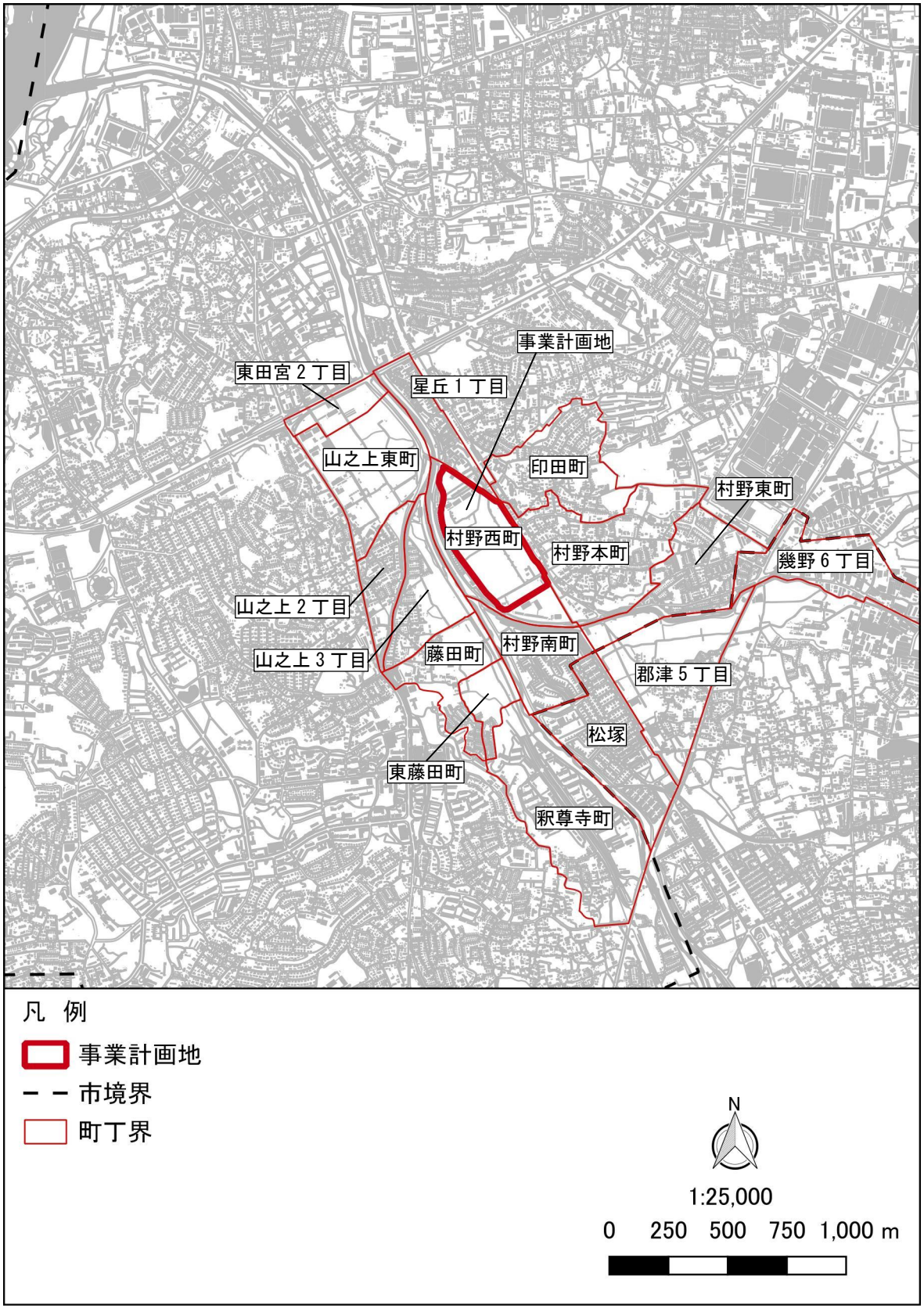

注）1.政府統計の総合窓口(e-Stat)（https://www.e-stat.go.jp/）をもとに作成

図 2.1-2　事業計画地の概況図

2.1　社会的状況

2.1.1　人口

(1)　人口、世帯数及び人口密度

枚方市及び交野市の人口、世帯数及び人口密度は、表 2.1-1 に示すとおりである。

令和 4 年の人口・世帯数は、枚方市で 394,320 人、174,928 世帯、交野市で 74,809 人、30,202 世帯となっている。また、人口密度は、枚方市で 6,055 人/km^2、交野市で 2,928 人/km^2 となっている。

人口の推移についてみると、枚方市、交野市とも平成 30 年に比べ微減となっている。

表 2.1-1　人口、世帯数及び人口密度

市	年次	人口（人）			世帯数（世帯）	人口密度（人/km^2）
		総数	男	女		
枚方市	平成 30 年	400,690	190,595	210,095	170,791	6,153
	令和元年	399,197	189,784	209,413	171,938	6,130
	令和 2 年	397,604	188,844	208,760	172,918	6,106
	令和 3 年	395,255	187,050	208,205	173,108	6,070
	令和 4 年	394,320	186,371	207,949	174,928	6,055
交野市	平成 30 年	76,355	36,537	39,818	29,834	2,988
	令和元年	76,100	36,452	39,648	30,067	2,978
	令和 2 年	76,163	36,479	39,684	30,475	2,981
	令和 3 年	74,766	35,605	39,161	29,815	2,926
	令和 4 年	74,809	35,546	39,263	30,202	2,928

注）1. 数値は、各年 10 月 1 日現在の値を示す。
出典：人口、世帯数、人口密度　「令和 4 年度 大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）
「令和 3 年度 大阪府統計年鑑」（令和 4 年 3 月、大阪府）
「令和 2 年度 大阪府統計年鑑」（令和 3 年 3 月、大阪府）
「令和元年度 大阪府統計年鑑」（令和 2 年 3 月、大阪府）
「平成 30 年度 大阪府統計年鑑」（平成 31 年 3 月、大阪府）

(2) 人口動態

枚方市及び交野市の人口動態は、表 2.1-2 に示すとりである。

枚方市、平成 30 年以降、自然動態は各年で減少し、社会動態は平成 30 年以降、継続して減少を示していたが、令和 4 年は微増となっている。交野市では、平成 30 年以降、自然動態は各年で減少し、社会動態は平成 30 年以降、継続して減少を示していたが、令和 3 年以降は増加となっている。

表 2.1-2 人口動態

市	年次	人口増減		自然動態		社会動態	
		増減 (人)	増減率 (%)	増減 (人)	増減率 (%)	増減 (人)	増減率 (%)
枚方市	平成30年	△ 1,378	△0.34	△1,038	△0.26	△340	△0.08
	令和元年	△ 1,556	△0.39	△1,074	△0.27	△482	△0.12
	令和2年	△ 1,656	△0.42	△1,325	△0.33	△331	△0.08
	令和3年	△ 2,034	△0.51	△1,708	△0.43	△326	△0.08
	令和4年	△ 935	△ 0.24	△ 1,902	△ 0.48	967	0.24
交野市	平成30年	△260	△0.34	△84	△0.11	△176	△0.23
	令和元年	△481	△0.64	△218	△0.29	△263	△0.35
	令和2年	△163	△0.22	△156	△0.21	△7	△0.01
	令和3年	△267	△0.36	△297	△0.40	30	0.04
	令和4年	43	0.06	△ 297	△ 0.40	340	0.45

注）1. 数値は、前年 10 月から各年 9 月までの 1 年間の値を示す。平成 30 年から令和 2 年は、平成 27 年から令和 2 年の国勢調査結果（確定値）の増減値と同期間の住民基本台帳登録者数の毎月の増減を加減した値との差分を算定し、5 年分の各月の住民基本台帳登録者数に加減し、毎月推計人口を算出している。令和 3 年から令和 4 年は、令和 2 年国勢調査結果（確定値）を基に、住民基本台帳登録者数の毎月の増減を加減し、毎月推計人口を算出している。
2.「△」は、減少を意味する。
3. 自然増減は「出生者数－死亡者数」、社会増減は「人口増減－自然増減」として算定した。
4. 増減率は、年間増減数を統計年の各市の 10 月 1 日現在人口で除して算定した。

出典：「令和 4 年度 大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）

(3) 人口集中地区

枚方市及び交野市の人口集中地区の概要を表 2.1-3 に、事業計画地周辺の人口集中地区の位置を図 2.1-3 に示す。

令和 2 年次における人口集中地区の人口総数・人口密度は、枚方市で 386,789 人、8,939 人/km^2、交野市で 71,172 人、7,669 人/km^2 となっている。

表 2.1-3　人口集中地区の概要

市	年次	人口（人）			面積 (km^2)	人口密度 (人/km^2)
		総数	男	女		
枚方市	平成 22 年	393,370	188,568	204,802	40.9	9,620
	平成 27 年	391,023	186,600	204,423	40.8	9,582
	令和 2 年	386,789	183,148	203,641	43.3	8,939
交野市	平成 22 年	67,337	32,290	35,047	8.0	8,375
	平成 27 年	65,304	31,126	34,178	7.9	8,245
	令和 2 年	71,172	33,902	37,270	9.3	7,669

注）1. 数値は、各年 10 月現在の値を示す。
　　2. 人口密度は、人口総数を面積で除して算定した。
出典：「平成 22 年国勢調査」（総務省統計局）
　　：「平成 27 年国勢調査」（総務省統計局）
　　：「令和 2 年国勢調査」（総務省統計局）

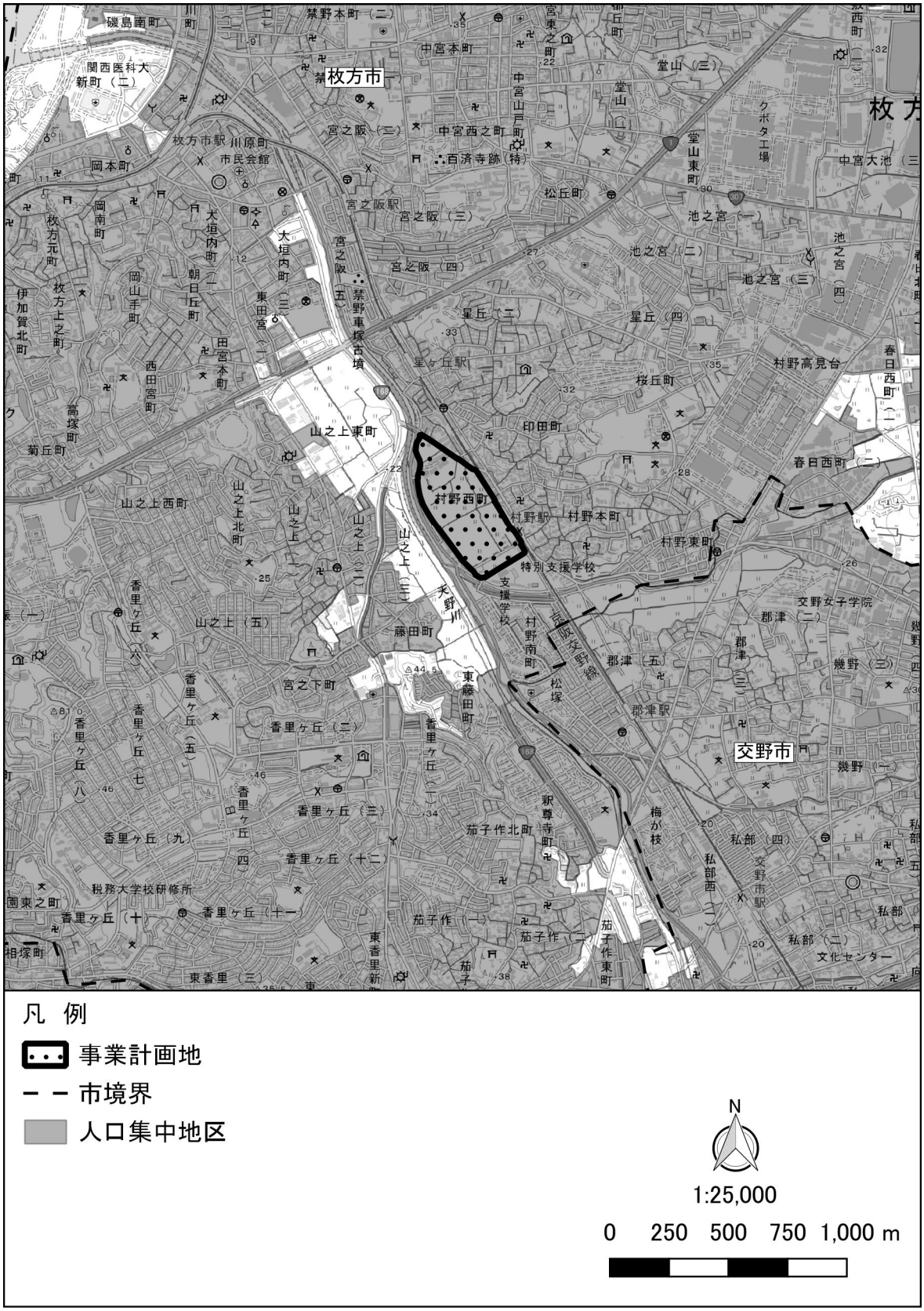

凡 例

事業計画地

市境界

人口集中地区

N

1:25,000

0 250 500 750 1,000 m

注）1.「国土数値情報　人口集中地区データ(平成 27 年度　第 2.3 版)」(国土交通省)をもとに作成

図 2.1-3　対象事業地周辺の人口集中地区

2.1.2　産業

枚方市及び交野市の産業分類別事業所数及び従業員数を表 2.1-4 に示す。

令和 3 年における産業分類別事業所数及び従業員数の総数は、枚方市で 9,839 所、121,833 人、交野市で 1,930 所、17,935 人である。

産業別の事業所数及び従業員数では、枚方市、交野市とも第三次産業の割合が最も多い。

表 2.1-4　産業分類別事業所数及び従業員数（令和 3 年）

市	産業分類	事業所数 (所)	従業者数 (人)	1 事業所当りの 従業者数(人/所)
枚方市	総数	9,839 (100.00%)	121,833 (100.00%)	12.4
	第一次産業	10 (0.10%)	48 (0.04%)	4.8
	第二次産業	1,374 (13.96%)	25,159 (20.65%)	18.3
	第三次産業	8,455 (85.93%)	96,626 (79.31%)	11.4
交野市	総数	1,930 (100.00%)	17,935 (100.00%)	9.3
	第一次産業	4 (0.21%)	13 (0.07%)	3.3
	第二次産業	377 (19.53%)	4,242 (23.65%)	11.3
	第三次産業	1,549 (80.26%)	13,680 (76.28%)	8.8

注）1.数値は、6 月 1 日現在の値を示す。
　　2.カッコ書きは、総数に対する構成比率を示す。
出典：「令和 3 年経済センサス-活動調査」（総務省・経済産業省）

(1) 農業

枚方市及び交野市の農家数、経営耕地面積（販売農家）を表 2.1-5、表 2.1-6 に示す。

令和 2 年の農家人口・農家総数(販売農家)は、枚方市で 1,135 人、360 戸で、交野市で 470 人、143 戸である。

また、令和 2 年の経営耕地面積は、枚方市が 21,299a、交野市が 7,600a である。枚方市、交野市ともに、田の面積の構成比が最も高い。

平成 22 年以降の農家人口・農家総数(販売農家)は、枚方市、交野市とも減少しており、また、経営耕地面積も減少している。

表 2.1-5　農家数（販売農家）

市	年次	項目	農家人口	農家総戸数	専業	兼業（戸）		
			(人)	(戸)	(戸)	総数	第一種兼業農家	第二種兼業農家
枚方市	平成22年	総数	2,180	520	112	408	41	367
		構成比		(100.0%)	(21.5%)	(78.5%)	(7.9%)	(70.6%)
	平成27年	総数	1,703	460	136	324	17	307
		構成比		(100.0%)	(29.6%)	(70.4%)	(3.7%)	(66.7%)
	令和2年	総数	1,135	360	－	－	－	－
		構成比		(100.0%)	－	－	－	－
交野市	平成22年	総数	778	197	57	140	16	124
		構成比		(100.0%)	(28.9%)	(71.1%)	(8.1%)	(63.0%)
	平成27年	総数	642	176	65	111	13	98
		構成比		(100.0%)	(36.9%)	(63.1%)	(7.4%)	(55.7%)
	令和2年	総数	470	143	－	－	－	－
		構成比		(100.0%)	－	－	－	－

注）1.数値は、各年 2 月 1 日現在の値を示す。
2.農家総戸数は、販売農家（専業農家＋兼業農家）を示し、自給的農家は含まない値を示す。
3.“－”は、令和 2 年（2020 年）以降、専業・兼業別農家数、農家人口は、農林業センサスの調査項目対象外となり、該当数値がない。

出典：「2010 年農林業センサス（確報）第 1 巻都道府県別統計書」（農林水産省）
：「2015 年農林業センサス（確報）第 1 巻都道府県別統計書」（農林水産省）
：「2020 年農林業センサス（確報）第 1 巻都道府県別統計書」（農林水産省）

表 2.1-6　経営耕地面積（販売農家）

市	年次	項目	総面積 (a)	田 (a)	畑 (a)	樹園地 (a)
枚方市	平成22年	総数	28,254	24,683	2,976	595
		構成比	(100.0%)	(87.4%)	(10.5%)	(2.1%)
	平成27年	総数	27,052	23,203	3,046	803
		構成比	(100.0%)	(85.8%)	(11.2%)	(3.0%)
	令和2年	総数	21,299	17,579	3,163	557
		構成比	(100.0%)	(82.5%)	(14.9%)	(2.6%)
交野市	平成22年	総数	11,292	9,201	842	1,249
		構成比	(100.0%)	(81.5%)	(7.4%)	(11.1%)
	平成27年	総数	10,000	7,900	900	1,200
		構成比	(100.0%)	(79.0%)	(9.0%)	(12.0%)
	令和2年	総数	7,600	5,700	800	1,100
		構成比	(100.0%)	(75.0%)	(10.5%)	(14.5%)

注）1. 数値は、各年2月1日現在の値を示す。
　　2. 交野市の面積のうち、平成27年次は2015年農林業センサス（確報）第1巻都道府県別統計書に記載の整数2桁目四捨五入の値を示す。令和2年次は2020年農林業センサス（確報）第1巻都道府県別統計書に記載の整数2桁目四捨五入の値を示す。

出典：「第51回枚方市統計書（令和3年度版）」（令和4年3月、枚方市）
　　：「平成22年度交野市統計書「統計時報」」（平成23年7月、交野市）
　　：「平成27年度交野市統計書「統計時報」」（平成29年6月、交野市）
　　：「2020年農林業センサス（確報）第1巻都道府県別統計書」（農林水産省）
　　：「2015年農林業センサス（確報）第1巻都道府県別統計書」（農林水産省）
　　：「2010年農林業センサス（確報）第1巻都道府県別統計書」（農林水産省）

(2) 工業

枚方市及び交野市の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等を表 2.1-7 に、産業(中分類)別事業所数、従業員数及び製造品出荷額等を表 2.1-8 に示す。

令和 3 年の事業所数・従業員数は、枚方市で 284 ヶ所、17,559 人で、交野市で 86 ヶ所、2,461 人である。平成 29 年以降の事業所数、従業員数は、枚方市、交野市ともほぼ横ばいである。令和 3 年の製造品出荷額等は、平成 29 年と比較して、枚方市は増加、交野市は減少している。

また、令和 2 年の産業(中分類)別の製造品出荷額等は、枚方市では、生産用機械器具製造業が最も多く、次いで鉄鋼業、食料品製造業の順になっている。交野市では、金属製品製造業が最も多く、次いで化学工業、鉄鋼業の順になっている。

表 2.1-7　事業所数、従業員数及び製造品出荷額等

市	年次	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
枚方市	平成29 年	291	16,872	70,016,660
	平成30 年	291	18,229	80,165,383
	令和元年	286	18,122	84,903,169
	令和2 年	279	17,754	77,134,240
	令和3 年	284	17,559	74,882,007
交野市	平成29 年	102	3,025	8,564,812
	平成30 年	103	3,098	9,286,300
	令和元年	99	2,978	10,224,384
	令和2 年	93	2,884	10,186,504
	令和3 年	86	2,461	6,813,478

注）1. 事業所数、従業員数は、各年 6 月 1 日現在の値を示す。製造品出荷額は、前年実績で調査した値を示す。

出典：「令和 3 年経済センサス - 活動調査」（令和 3 年、経済産業省）

：「工業統計調査 2020 年確報地域別統計表、市区町村別産業中分類別統計表」（令和 2 年度、経済産業省）

：「工業統計調査 2019 年確報地域別統計表、市区町村別産業中分類別統計表」（令和元年度、経済産業省）

：「工業統計調査 2018 年確報地域別統計表、市区町村別産業中分類別統計表」（平成 30 年度、経済産業省）

：「工業統計調査 2017 年確報地域別統計表、市区町村別産業中分類別統計表」（平成 29 年度、経済産業省）

表 2.1-8　産業（中分類）別事業所数、従業員数及び製造品出荷額等

産業中分類	枚方市			交野市		
	事業者数（所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）	事業者数（所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
総数	284	17,559	74,882,007	86	2,461	6,813,478
食料品製造業	21	3,707	8,849,657	2	72	X
飲料・たばこ・飼料製造業	3	37	32,076	1	13	X
繊維工業	16	493	547,279	2	56	X
木材・木製品製造業（家具を除く）	1	4	X	－	－	－
家具・装備品製造業	4	27	46,347	3	69	88,176
パルプ・紙・紙加工品製造業	10	318	1,247,644	2	38	X
印刷・同関連業	6	165	253,150	1	24	X
化学工業	16	1,003	4,970,708	7	280	1,369,295
石油製品・石炭製品製造業	1	5	X	－	－	－
プラスチック製品製造業	24	1,138	3,434,269	8	369	559,839
ゴム製品製造業	5	311	521,260	－	－	－
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	54	X	－	－	－
窯業・土石製品製造業	11	208	729,649	2	46	X
鉄鋼業	18	1,251	6,252,469	7	316	1,355,100
非鉄金属製造業	4	243	543,642	1	9	X
金属製品製造業	37	895	2,502,785	17	438	1,485,796
はん用機械器具製造業	17	867	2,608,856	4	41	100,852
生産用機械器具製造業	52	5,212	38,557,618	13	302	834,697
業務用機械器具製造業	3	308	1,058,076	4	68	153,787
電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	147	161,798	2	24	X
電気機械器具製造業	15	643	1,216,792	4	132	158,108
情報通信機械器具製造業	2	185	X	1	40	X
輸送用機械器具製造業	5	218	695,176	3	89	162,959
その他の製造業	8	120	157,133	2	35	X

注）1.　事業所数、従業員数は、令和 3 年 6 月 1 日現在の値を示す。製造品出荷額は、令和 2 年 1 月～令和 2 年 12 月の実績で調査した値を示す。
　　2.　“－”は該当数字なし、“X”は該当数値の公表を差し控えたものを示す。
出典：「令和 3 年経済センサス - 活動調査」（令和 3 年、経済産業省）

(3) 商業

枚方市及び交野市の商店数、従業員数及び年間商品販売額を表 2.1-9 に示す。

平成 26 年度に対して、商店数は、枚方市、交野市とも増加している。従業員数は、枚方市、交野市とも増加している。また、年間商品販売額は、平成 26 年度に対して、枚方市は増加、交野市は減少増加している。

表 2.1-9　商店数、従業員数及び年間商品販売額

市	年次	項目	商店数 (店)	従業員数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
枚方市	平成 26 年	総数	1,712	16,206	424,772
		卸売業	241	2,234	162,004
		小売業	1,471	13,972	262,768
	平成 28 年	総数	1,829	18,572	503,476
		卸売業	249	2,078	184,135
		小売業	1,580	16,494	319,342
	令和 3 年	総数	1,863	18,448	505,352
		卸売業	304	2,228	196,723
		小売業	1,559	16,220	308,629
交野市	平成 26 年	総数	328	2,913	70,311
		卸売業	53	437	32,214
		小売業	275	2,476	38,097
	平成 28 年	総数	330	2,911	65,231
		卸売業	46	336	22,546
		小売業	284	2,575	42,684
	令和 3 年	総数	343	2,963	62,225
		卸売業	56	306	20,777
		小売業	287	2,657	41,449

注）1. 数値は、各年 6 月 1 日現在の値を示す。
出典：「平成 26 年経済センサス - 活動調査」（経済産業省）
　　：「平成 28 年経済センサス - 活動調査」（経済産業省）
　　：「令和 3 年経済センサス - 活動調査」（経済産業省）

2.1.3　交通

(1)　道路網

事業計画地周辺における主要幹線道路として一般国道 168 号、枚方大和郡山線がある。事業計画地を東西で挟むように、両道路が南北方向に縦断している。この他、事業計画地の北側には、一般国道 1 号がある。

これらを含めた事業計画地周辺の主な幹線道路における平日昼間 12 時間の交通量を表 2.1-10 に、主要な道路網及び交通量調査地点の位置を図 2.1-4 に示す。

昼間 12 時間の自動車類交通量は、一般国道 168 号の区間番号「10750」が約 7,300 台、枚方大和郡山線の区間番号「40560」が約 6,900 台となっている。

表 2.1-10　事業計画地周辺の交通量（令和 3 年度）

路線名	交通調査 基本区間番号	交通量 観測地点名	自動車類交通量（台）		
			小型車	大型車	合計
一般国道 1 号	10030	枚方市菊丘町 1097	33,242	10,703	43,945
一般国道 168 号	10780	枚方市村野西町	6,764	534	7,298
一般国道 168 号	10790	枚方市茄子作東町	6,723	718	7,441
一般国道 168 号(新)	10800	枚方市釈尊寺町	2,258	214	2,472
枚方大和郡山線	40600	交野市幾野４丁目	6,304	598	6,902
枚方交野寝屋川線	41240	枚方市村野高見台	9,819	1,713	11,532
枚方富田林泉佐野線	41330	枚方市大垣内町３丁目	5,421	111	5,532
枚方茨木線	60330	枚方市宮之阪２丁目	10,723	660	11,383
杉田口禁野線	60420	枚方市禁野本町２丁目	9,862	1,259	11,121

注）1.観測結果は昼間 12 時間（午前 7 時～19 時）の交通量を示す。
2.“－”は該当地点名がない項目を示す。
3.小型車は、乗用車と小型貨物車の合計台数とする。
4.大型車は、バスと普通貨物車の合計台数とする。

出典：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(国土交通省)
(https://www.mlit.go.jp/road/census/r3/)

注）1.「大阪府内道路交通情勢調査自動車類（平日）交通量図」（大阪府）及び「国土数値情報　道路データ（平成 7 年度）」（国土交通省）をもとに作成

図 2.1-4　事業計画地周辺の主な道路網及び交通量調査地点

(2) 鉄道

事業計画地周辺の鉄道の乗車人員は表 2.1-11、主要な鉄道網を図 2.1-5 に示す。

枚方市の主な公共交通網は、京阪本線、京阪交野線の 2 路線があり、事業計画地周辺には、京阪交野線村野駅、星ケ丘駅、郡津駅がある。

令和 3 年の最寄りの村野駅での 1 日の乗降人員は、5,010 人である。

表 2.1-11　事業計画地周辺の京阪交野線の最寄り駅の乗車人員

年次	村野駅			星ケ丘駅		郡津駅	
	1 日の乗降者数（人）			1 日の乗降者数（人）		1 日の乗降者数（人）	
	乗車人員	降車人員	総人員	乗車人員	降車人員	降車人員	降車人員
平成 28 年	3,073	2,921	5,994	2,567	2,519	3,329	3,115
平成 29 年	2,930	2,847	5,777	2,524	2,436	3,376	3,252
平成 30 年	2,949	2,878	5,827	2,602	2,482	3,431	3,308
令和元年	2,415	2,425	4,840	2,479	2,406	3,464	3,304
令和 2 年	2,599	2,510	5,109	2,133	2,069	2,911	2,787
令和 3 年	2,553	2,457	5.010	2,075	2,015	2,812	2,767

注）1.調査は各年とも 11 月上中旬に実施され、各年の調査日は以下のとおりである。
・平成 29 年は、11 月 17 日。
・平成 30 年は、11 月 6 日。
・令和元年は、11 月 12 日。
・令和 2 年は、11 月 10 日。
・令和 3 年は、11 月 10 日。

出典：「平成 30 年度大阪府統計年鑑」（平成 31 年 3 月、大阪府）
：「令和 元年度大阪府統計年鑑」（令和 2 年 3 月、大阪府）
：「令和 2 年度大阪府統計年鑑」（令和 3 年 3 月、大阪府）
：「令和 3 年度大阪府統計年鑑」（令和 4 年 3 月、大阪府）
：「令和 4 年度大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）

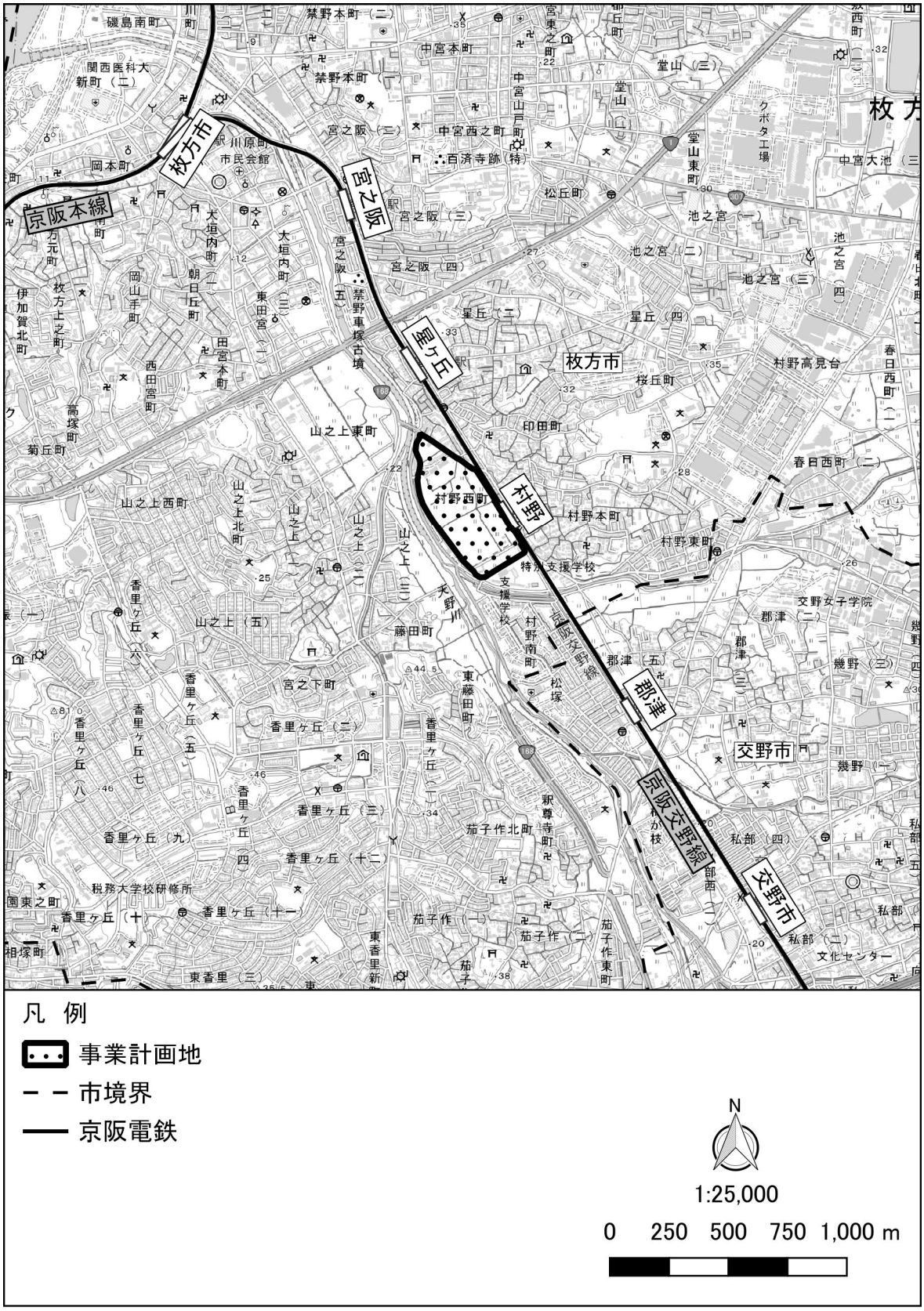

注）1.「国土数値情報　鉄道データ（令和２年度　第2.3版）」（国土交通省）をもとに作成

図 2.1-5　事業計画地周辺の主な鉄道網

2.1.4　土地利用

(1)　地目別面積

枚方市及び交野市の地目別面積を表 2.1-12 に示す。

令和 4 年度の地目別面積の総数は、枚方市が 35,498 千 m²、交野市が 11,681 千 m² である。地目別では、枚方市は宅地が最も多く、次いで田、雑種地の順となっている。交野市は宅地が最も多く、次いで山林、田の順となっている。

表 2.1-12　地目別土地面積

単位：千 m²

市	年	合計	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
枚方市	平成 30 年	35,325	4,962	1,280	24,748	5	999	112	3,219
	令和元年	35,334	4,897	1,264	24,741	5	979	111	3,336
	令和 2 年	35,322	4,852	1,247	24,811	5	976	108	3,323
	令和 3 年	35,321	4,810	1,227	24,875	5	973	107	3,324
	令和 4 年	35,498	4,740	1,211	25,084	5	972	106	3,381
交野市	平成 30 年	11,768	1,991	569	5,006	－	2,884	42	1,275
	令和元年	11,770	1,910	557	5,120	－	2,883	42	1,258
	令和 2 年	11,737	1,858	553	5,084	－	2,882	42	1,318
	令和 3 年	11,746	1,822	547	5,115	－	2,877	41	1,343
	令和 4 年	11,681	1,714	537	5,269	－	2,877	41	1,243

注）1. 数値は、各年 1 月 1 日現在で調査した値を示す。
2. 各市町村保管の固定資産課税台帳に登録されている土地である。田は一般田、介在田、市街化区域田の計、畑は一般畑、介在畑、市街化区域畑の計、山林は一般山林、介在山林の計である。
3. “－”は該当数字がない項目を示す。

出典：「令和 4 年度大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）
：「令和 3 年度大阪府統計年鑑」（令和 4 年 3 月、大阪府）
：「令和 2 年度大阪府統計年鑑」（令和 3 年 3 月、大阪府）
：「令和元年度大阪府統計年鑑」（令和 2 年 3 月、大阪府）
：「平成 30 年度大阪府統計年鑑」（平成 31 年 3 月、大阪府）

(2)　用途地域の指定状況

枚方市及び交野市の都市計画区域面積を表 2.1-13 に、事業計画地周辺の用途地域図（都市計画図）を図 2.1-6 に示す。

事業計画地は、全域で市街化調整区域となっている。なお、事業計画地の北側及び東側に隣接する区域は、第二種中高層住居専用地域、南側に隣接する区域は、第一種中高層住居専用地域に指定されている。

表 2.1-13　用途地域等の指定状況

単位：ha

地域区分		枚方市	交野市
都市計画区域		6,512	2,555
市街化区域		4,192	967
市街化調整区域		2,320	1,588
用途地域	総面積	4,192	978
	第一種低層住居専用地域	908	156
	第二種低層住居専用地域	91	－
	第一種中高層住居専用地域	1,334	495
	第二種中高層住居専用地域	558	90
	第一種住居地域	266	96
	第二種住居地域	202	10
	準住居地域	27	－
	近隣商業地域	111	19
	商業地域	37	－
	準工業地域	332	69
	工業地域	95	44
	工業専用地域	230	－

注）1. 数値は、令和 3 年 3 月末現在で調査した値を示す。
2. 端数処理を行っているため、各用途地域の合計は整合しない場合がある。
3. 都市計画区域の面積は、最新の国土地理院の行政面積より算出されたもの。
4. 市街化調整区域の面積は、行政区域面積から市街化区域面積を引くなどして算出している。
5. 交野市は、市街化調整区域の一部に、用途地域（天野が原町 5 丁目、第一種中高層住居専用地域）が入っており、市街化区域と用途地域の面積に差異がある。
6. “－”は該当数字がない項目を示す。

出典：「令和 4 年度大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）

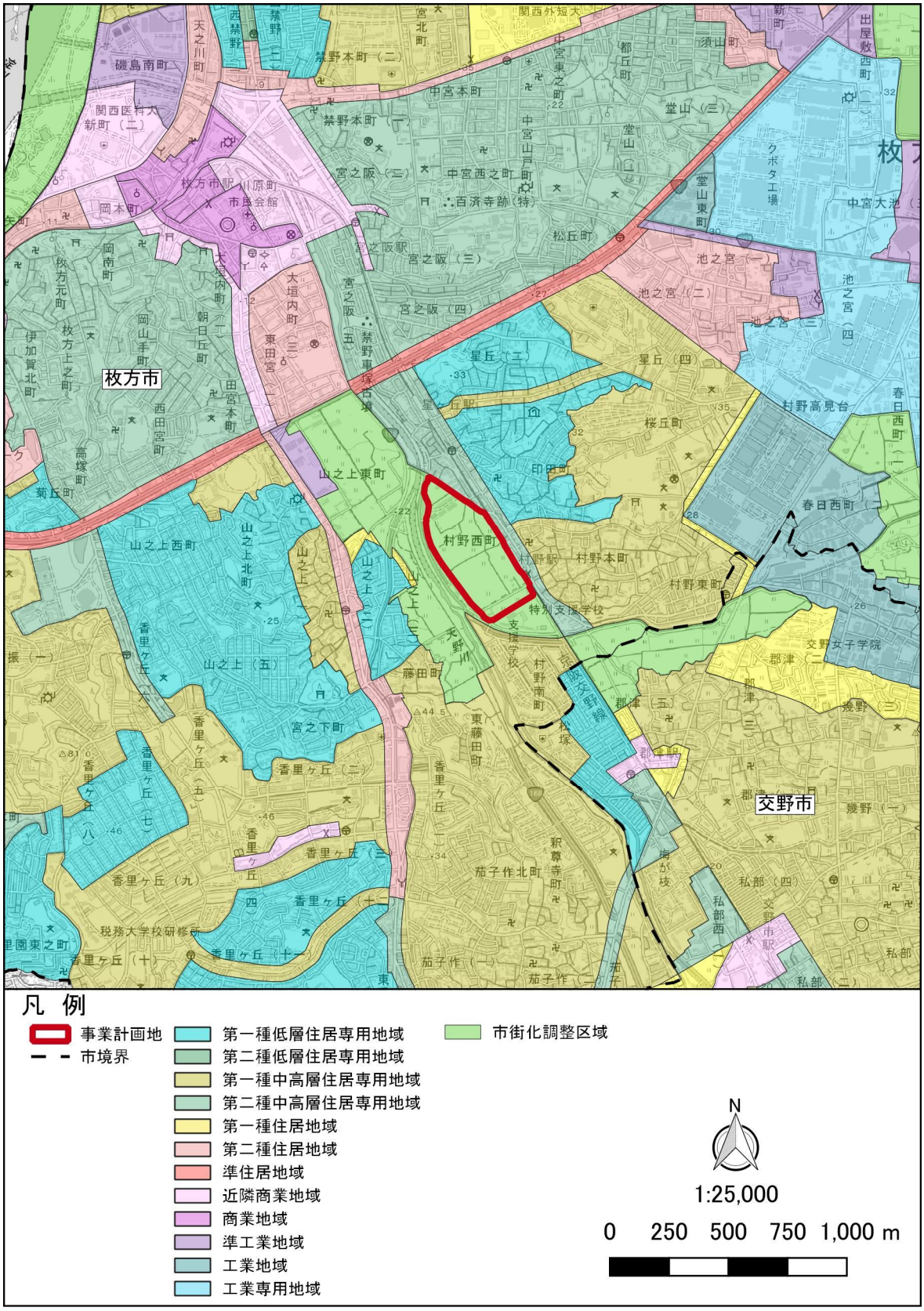

注）1.「国土数値情報　用途地域データ（令和元年度　第 2.1 版）」（国土交通省）及び「きてみてひらかたマップ（令和 3 年度）」（枚方市）をもとに作成

図 2.1-6　事業計画地周辺の用途地域

2.1.5　公共施設

(1)　教育施設

令和 4 年 5 月時点で、枚方市には表 2.1-14 に示すとおり、幼稚園が 19 園、小学校が 45 校、中学校が 21 校、高等学校が 9 校ある。事業計画地周辺の教育施設の分布状況を表 2.1-15（1）～（2）、図 2.1-7 に示す。

事業計画地周辺には、楠京阪幼稚園、桜丘小学校、東海大学付属大阪仰星中等部・高等学校がある。

表 2.1-14　学校数

市	項目	学校数（校）	教員数（人）	児童・生徒数（人）		
				総数	男	女
枚方市	幼稚園	19	273	3,422	1,746	1,676
	認定こども園	7	204	1,754	887	867
	小学校	45	1,430	20,359	10,341	10,018
	中学校	21	766	10,622	5,476	5,146
	高等学校	9	479	7,865	4,026	3,839
交野市	幼稚園	5	74	825	373	452
	認定こども園	10	255	1,403	743	660
	小学校	9	259	3,994	2,056	1,938
	中学校	5	178	2,579	1,319	1,260
	高等学校	2	102	1,766	839	927

注）1. 数値は、令和 4 年 5 月 1 日現在で調査した値を示す。
2. “－”は該当数字がない項目を示す。
3. 教員数は教員数の本務者のみを使用。
4. 高等学校の生徒数は全日制・定時制を合計した数。
出典：「令和 4 年度大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）

表 2.1-15(1)　事業計画地周辺の学校等

市	項目	No.	名称	所在地
枚方市	幼稚園	1	浄幼稚園	中宮東之町 4-22
		2	鴻池学園第二幼稚園	禁野本町 1-13-22
		3	うみのほし幼稚園	岡南町 3-46
		4	枚方幼稚園	枚方上之町 11-16
		5	楠京阪幼稚園	宮之阪 4-50-1
		6	東香里丘幼稚園	釈尊寺町 25-27
		7	勝山愛和香里ケ丘幼稚園	香里ケ丘 4-17-3
		8	香里幼稚園	香里ケ丘 10-5-2

注）1. 番号は、図 2.1-7 に対応している。

表 2.1-15(2)　事業計画地周辺の学校等

市	項目	No.	名称	所在地
枚方市	小学校	9	明倫小学校	中宮西之町 10-6
		10	中宮小学校	中宮山戸町 22-3
		11	枚方小学校	枚方上之町 9-21
		12	枚方第二小学校	田宮本町 11-1
		13	桜丘北小学校	星丘 4-31-1
		14	桜丘小学校	村野本町 30-1
		15	山之上小学校	山之上 1-32-1
		16	五常小学校	香里ケ丘 6-9
		17	開成小学校	香里ケ丘 2-5
		18	川越小学校	釈尊寺町 30-1
		19	香陽小学校	香里ケ丘 11-36-1
		20	香里小学校	香里ケ丘 10-5-2
	中学校	21	常翔啓光学園中学校	禁野本町 1-13-21
		22	中宮中学校	堂山 1-2-6
		23	枚方中学校	西田宮町 19-1
		24	桜丘中学校	桜丘町 65-1
		25	東海大学付属仰星高等学校中等部	桜丘町 60-1
		26	第四中学校	香里ケ丘 5-3-2
		27	第二中学校	香里園東之町 20-26
		28	東香里中学校	東香里 3-37-1
	高等学校	29	常翔啓光学園高等学校	禁野本町 1-13-21
		30	枚方高等学校	大垣内町 3-16-1
		31	東海大学付属仰星高等学校	桜丘町 60-1
交野市	幼稚園	32	くらやま認定こども園	幾野 3-18-2
		33	交野幼稚園	郡津 5-2-5
	小学校	34	郡津小学校	郡津 4-13-1
		35	長宝寺小学校	郡津 1-43-1
	中学校	36	第二中学校	幾野 4-1-1

注）1.番号は、図 2.1-7 に対応している。

注）1.「国土数値情報　学校データ（平成 25 年度　第 1.1 版）」（国土交通省）、「学校・教育施設」（枚方市ホームページ、閲覧日：2021 年 7 月 21 日）及び「市内の小・中学校」（交野市ホームページ、閲覧日：2021 年 7 月 21 日）をもとに作成

図 2.1-7　事業計画地周辺の学校等

(2) 公園・緑地

令和 3 年度時点、枚方市に開設された都市計画公園・緑地は表 2.1-16 に示すとおり、88 ヶ所ある。事業計画地周辺の公園等の分布状況は表 2.1-17、図 2.1-8 に示す。事業計画地周辺には、村野南町公園、印田町ふれあい公園等がある。

表 2.1-16　枚方市の都市計画公園等

市	項目	都市計画公園 緑地開設公園	都市計画公園以外 開設公園	開設公園 合計
枚方市	箇所数	88	429	517
	面積(ha)	186.71	35.96	222.67
交野市	箇所数	33	128	161
	面積(ha)	17.23	0.56	17.79

注）1. 枚方市の数値は、令和 3 年度現在で調査した値を示す。国営の淀川河川公園(開設 48.3ha)と府営山田池公園（開設 73.7ha)を含む。
2. 交野市の数値は、令和 3 年 9 月末現在の値を示す。
出典：「第 52 回枚方市統計書（令和 4 年度版）」（令和 5 年 3 月、枚方市）
：「交野市の都市公園について」（交野市役所都市整備部緑地公園課、聞き取り日：2023 年 6 月 22 日）

表 2.1-17　事業計画地周辺の公園・緑地等

No.	名称	No.	名称
1	甲須公園	18	香里ヒルズ中央公園
2	中宮公園	19	北谷公園
3	堂山公園	20	桜公園
4	百済寺跡公園	21	末広公園
5	岡東中央公園	22	淀見公園
6	坊主池公園	23	香里ケ丘西公園
7	あんご公園	24	蹉だ山公園
8	禁野車塚公園	25	南谷公園
9	星ケ丘公園	26	香里ケ丘中央公園
10	印田町ふれあい公園	27	開成公園
11	さつき丘北公園	28	香里ケ丘東公園
12	村野南町公園	29	観音山公園
13	五常公園	30	香里ケ丘南公園
14	東中振中央公園	31	観月公園
15	伊加賀山公園	32	東香里公園
16	以楽公園	33	淀川河川公園
17	桑ケ谷公園	34	免除川第２公園

注）1. 番号は、図 2.1-8 に対応している。

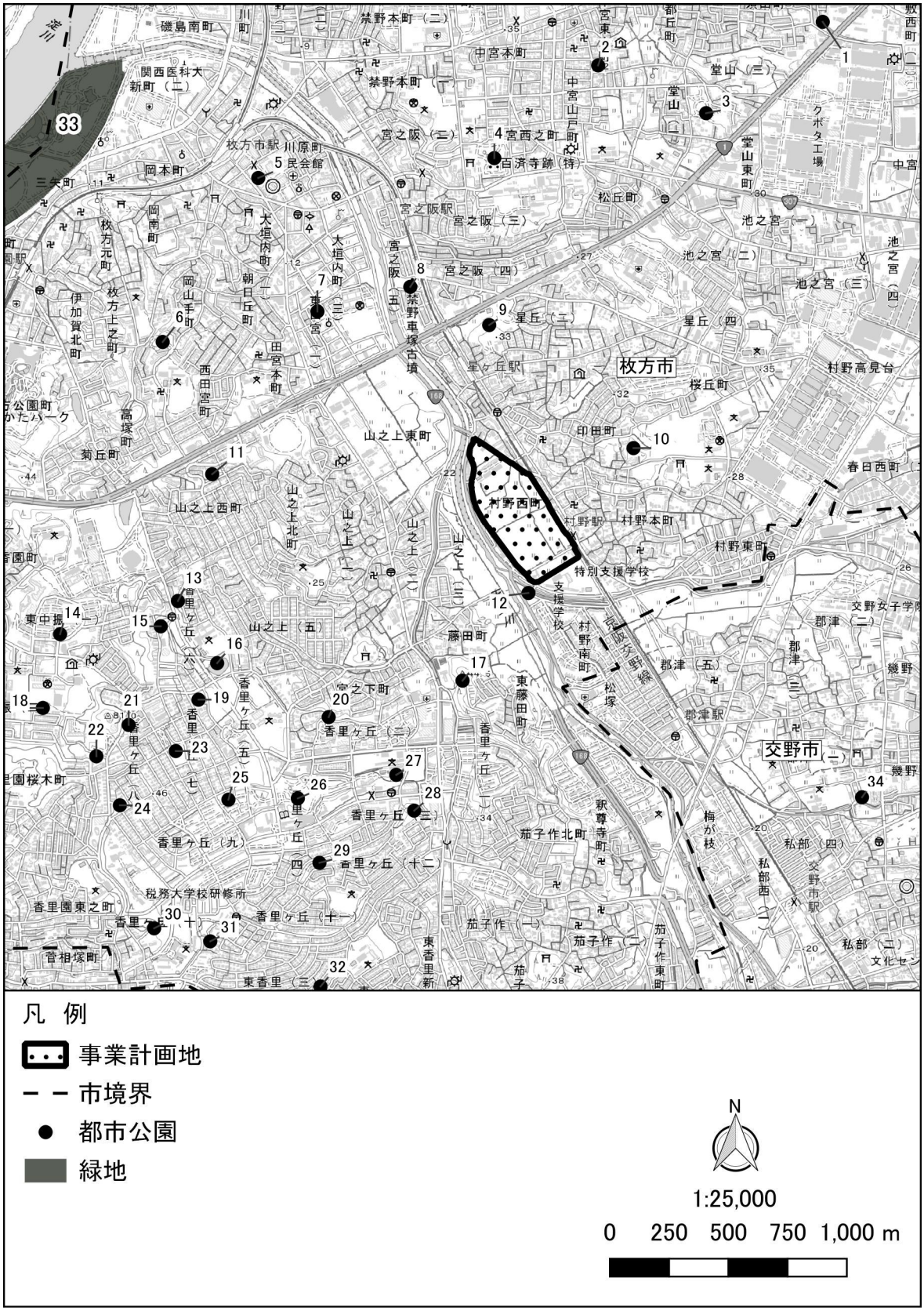

注）1.「国土数値情報　都市公園データ（平成 23 年度　第 1.1 版）」（国土交通省）、「交野市緑の基本計画（平成 23 年 4 月）」（交野市）及び「枚方地区」（淀川河川事務所ホームページ、閲覧日：2021 年 9 月 27 日）をもとに作成

図 2.1-8　事業計画地周辺の公園・緑地等

(3) 医療施設

令和 3 年 10 月時点、表 2.1-18 に示すとおり、枚方市には病院が 23 ヶ所、一般・歯科診療所が 497 ヶ所ある。

事業計画地周辺の医療施設の分布状況を表 2.1-19（1）～（7）、図 2.1-9（1）～（2）に示す。

表 2.1-18　医療施設数

市	病院		一般診療所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	
枚方市	23	5,169	288	154	209
交野市	2	268	51	9	35

注）1.数値は、令和 6 年 1 月 16 日現在で調査した値を示す。
出典：「令和 4 年度大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）

表 2.1-19(1)　事業計画地周辺の医療施設（病院・一般診療所）

市	No.	名称	住所
枚方市	1	北河内こども夜間救急センター	禁野本町２－１４－１６
	2	（福）みすず福祉会しらかばホール診療所	出屋敷西町２－１－１
	3	（医）蘇桂会渡辺医院	西禁野１－３－１０
	4	（医）康成会大星クリニック	中宮本町７－１５
	5	枚方市立保健センター	禁野本町２－１３－１３
	6	（医）昭征会坂野病院	中宮本町４－５
	7	市立ひらかた病院	禁野本町２－１４－１
	8	（医）天の川病院	宮之阪２－２０－１
	9	（医）亀岡内科	西禁野２－２－１５
	10	室井医院	禁野本町１－８－３５
	11	（医）城眼科	禁野本町１－２－３８
	12	（医）田中外科	中宮本町１７－１０
	13	（医）健心会松波整形外科	西禁野２－２－２
	14	（医）前田眼科	岡東町１２－１－４０８
	15	（医）貴和会奥田クリニック	新町１－７－７
	16	（医）敬節会敬節クリニック	岡東町１２－３－４０２
	17	大阪府赤十字血液センター 京阪枚方市駅献血ルーム	岡東町１９－１
	18	きぬがわ眼科	岡東町１８－２１枚方三和ビル４階
	19	（医）星丘会泌尿器科山田クリニック	中宮西之町１５－１８－１０１

注）1.番号は、図 2.1-9（1）に対応している。

表 2.1-19(2)　事業計画地周辺の医療施設（病院・一般診療所）

市	No.	名称	住所
枚方市	20	くぎぬき医院	岡東町１８‐２３
	21	（医）林耳鼻咽喉科	岡東町１２‐１‐４１０
	22	（医）榮樂会榮樂クリニック	岡東町１２‐１‐４０９ ひらかたサンプラザ１号館４０９
	23	井上耳鼻咽喉科	禁野本町１‐１６‐５‐２０１
	24	関西医科大学附属病院	新町２‐３‐１
	25	ほうらいクリニック	中宮西之町１５‐１８‐２０１
	26	（株）クボタ枚方製造所診療所	中宮大池１‐１‐１
	27	セレナ美容外科	岡本町４‐１ナンコービル３・４階
	28	ボーボット・メディカル・クリニック	岡東町１２‐１サンプラザ１号館４階
	29	山中診療所	岡東町１２‐１‐４０６ ひらかたサンプラザ１号館４階
	30	磯谷内科	岡東町１４‐４０トムソーヤビル２Ｆ
	31	（医）田中内科	岡東町１４‐２１
	32	なりもとレディースホスピタル	岡東町１４‐２８
	33	枚方市立幼児療育園付属診療所	三矢町４‐１０
	34	山田メディカルクリニック	岡東町１８‐１５キューブ枚方駅前３階
	35	やすだメンタルクリニック	岡東町１４‐４３田口ビル６階
	36	とごう皮フ科形成外科クリニック	岡東町１８‐１５藤白・戎ビル４階
	37	（医）こぐま会くまざわ耳鼻咽喉科、気管食道科	岡東町１４‐４８やまぐちビル３階
	38	うにし小児科	岡東町３‐７
	39	松村クリニック	岡東町１３‐２２ウィステリア枚方ビル６階
	40	のだ女性クリニック	岡東町１４‐４８山口ビル４Ｆ
	41	山岸眼科	岡東町５‐２３アーバンエース枚方ビル３Ｆ
	42	竹尾クリニック	岡東町１４‐１
	43	天の川レディースクリニック	大垣内町２‐１７‐１３ 枚方洛元ビル３　４階
	44	西本クリニック	東田宮１‐６‐１５
	45	片村クリニック	大垣内町２‐１７‐１３枚方洛元ビル２Ｆ
	46	枚方休日急病診療所	禁野本町２‐１４‐１６
	47	稲垣医院	大垣内町１‐１‐５

注）1.番号は、図 2.1-9（1）に対応している。

表 2.1-19(3)　事業計画地周辺の医療施設（病院・一般診療所）

市	No.	名称	住所
枚方市	48	ますい心療内科	大垣内町２－６－５松下ビル４階
	49	枚方市保健所	大垣内町２－２－２
	50	上田クリニック	宮之阪３－６－３１宮之阪駅前ビル１階
	51	（医）大潤会みやのさか整形外科	宮之阪３－７－１０
	52	矢倉医院	宮之阪３－１３－２６
	53	（医）慈明会こうやま眼科	宮之阪３－６－３１宮之阪駅前ビル２階
	54	野口クリニック	松丘町１１－９
	55	（独）地域医療機能推進機構星ケ丘医療センター	星丘４－８－１
	56	大阪府立精神医療センター	宮之阪３－１６－２１
	57	（医）草野レントゲン診療所	朝日丘町２－１０
	58	耳鼻咽喉科いとうクリニック	伊加賀北町７－５２クオーレ枚方公園３０１
	59	中町眼科	伊加賀北町７－５２クオーレ枚方公園１０３
	60	（医）貴和会枚方公園前クリニック	伊加賀北町７－５２－１０１
	61	あきせウィメンズクリニック	田宮本町９－４５
	62	李クリニック	星丘２－１４－２６
	63	（医）弘星会中川医院	星丘３－１６－１５
	64	広瀬医院	星丘３－８－１２
	65	（医）朋星会北村クリニック	星丘２－１４－３１ ビュースターＯＳＨＩＭＡ１階
	66	（医）愛成会愛成クリニック	山之上西町３２－１５
	67	（医）牧石医院	香里ケ丘６－５－１
	68	柿木皮膚科	菊丘南町３－８
	69	香里ケ丘大谷ハートクリニック	香里ケ丘６－８
	70	（医）慈明会こうやま眼科香里ケ丘院	香里ケ丘６－８
	71	立岩医院	東中振１－６２－１５
	72	（医）仁医会染矢クリニック	山之上２－９－２４
	73	山之上ほりうちこどもクリニック	山之上４－５－１
	74	（医）健心会藤本内科	山之上東町７－１５
	75	（医）優和会関根医院	山之上４－１－１
	76	（医）丸岡医院	村野本町６－１３

注）1.番号は、図 2.1-9（1）に対応している。

表 2.1-19(4)　事業計画地周辺の医療施設（病院・一般診療所）

市	No.	名称	住所
枚方市	77	（医）田崎内科	村野本町７－２２
	78	（医）誠和会浅田医院	藤田町３－４７－１０２
	79	（医）誠和会浅田整形外科	藤田町３－４７－１０１
	80	（医）有恵会香里ケ丘有恵会病院	香里ケ丘５－８－１
	81	（医）いとう耳鼻咽喉科	香里ケ丘２－１－６ トップワールド香里ケ丘２Ｆ
	82	（医）明愛会きたやま内科クリニック	香里ケ丘２－１－６
	83	三上内科	香里ケ丘７－１７－８
	84	（医）保坂小児クリニック	香里ケ丘３－１２－１
	85	てるクリニック	香里ケ丘３－１１－１　２１２
	86	さわいリウマチ整形外科クリニック	香里ケ丘３－１１－１ ＣＯＮＯＢＡ香里ケ丘Ｂ棟２１３
	87	大谷内科クリニック	東香里新町１－１５
	88	（医）山本内科	香里ケ丘１２－２８－１
	89	原整形外科医院	東香里新町８－１
	90	和久田クリニック	香里ケ丘１０－３７３２－１４
交野市	91	高石皮フ科	郡津５－１７－１０
	92	（医）松木整形外科	郡津３－１１－１
	93	こさか内科クリニック	郡津４－３９－１３
	94	（医）仁久会藤原産婦人科	梅ケ枝４４－３
	95	白井皮フ科医院	私部４－２９－５
	96	大成整形外科	私部西１－８－１京阪交野ビル２階
	97	（医）星和会ホシノ眼科	私部西１－３３－２１
	98	みやそう耳鼻咽喉科	私部西１－３３－２５交栄ビル２Ｆ
	99	（医）山添医院	私部１－１６－１３

注）1.番号は、図 2.1-9（1）に対応している。

表 2.1-19(5)　事業計画地周辺の医療施設（歯科）

市	No.	名称	住所
枚方市	100	（医）宮園歯科医院	須山町２７－１０
	101	中川歯科医院	中宮東之町１７－１７
	102	岡歯科医院	都丘町１２－１０
	103	かとう歯科	須山町１８－８
	104	いしまる歯科	西禁野１－４－４－１０１
	105	寺井歯科医院	西禁野２－５－２４エルロート有馬１０１
	106	さかい歯科	中宮北町２－２２
	107	枚方休日歯科急病診療所	禁野本町２－１４－１６ 枚方市医師会館３階
	108	山本歯科医院	禁野本町１－８－２５
	109	かどかわ歯科医院	堂山１－１０－１５－１０１
	110	デンタルクリニックイマホリ	中宮西之町２４－１８
	111	（医）むかい歯科	中宮山戸町１５－５３
	112	玉井歯科医院	禁野本町１－１８－９玉井ビル２Ｆ
	113	ながた歯科医院	宮之阪２－１７－１ハーベスト藤井１Ｆ
	114	斉藤歯科	岡東町１２－３－１０１ ひらかたサンプラザ３号棟１Ｆ
	115	南歯科医院	岡東町２２－５
	116	干潟歯科医院	岡東町１１－１２
	117	ながた矯正歯科	新町１－７－４ ＳＴＯＲＫ　ＢＬＤＧ枚方２階
	118	木村歯科医院	岡東町１７－３
	119	植木歯科医院	岡東町１２－１－４０７サンプラザ４Ｆ
	120	大野歯科医院	岡本町２－２３
	121	にのまる歯科	岡本町１１－７
	122	（医）謙信会おおにし歯科クリニック	岡東町１３－２２ウィステリア枚方ビル３階
	123	なかしま歯科医院	岡東町１８－１５藤白・戎ビル３階
	124	かなもり歯科クリニック	岡東町１２－１－４０１ ひらかたサンプラザ１館４階
	125	（医）光惠会ひかり歯科クリニック	岡本町７－１
	126	（医）育歯会フカオ歯科クリニック	岡東町１４－４４井田ビル２Ｆ
	127	ウエバ歯科医院	大垣内町２－８－８マイテイビル３Ｆ

注）1.番号は、図 2.1-9（2）に対応している。

表 2.1-19(6)　事業計画地周辺の医療施設（歯科）

市	No.	名称	住所
枚方市	128	（医）小北歯科	大垣内町２－７－１６小北ビル１Ｆ
	129	水野歯科	大垣内１－１－３坂本ビル１Ｆ
	130	（医）本多歯科	宮之坂２－１－５
	131	富田歯科医院	宮之坂３－１－３０
	132	くぼ歯科クリニック	宮之阪１－９－３６
	133	永田歯科医院	宮之阪３－３－３
	134	（医）河津歯科医院	中宮西之町１－５
	135	川端歯科医院	宮之阪３－６－３１宮之阪駅前ビル３階
	136	陰山歯科医院	岡山手町５－１８
	137	しのはら歯科医院	朝日丘町４－９
	138	おきむら歯科	池之宮２－６－１１ ルミエール池之宮１階１０１
	139	（医）玉村歯科医院	伊加賀北町７－４１
	140	しおたに歯科クリニック	伊加賀北町７－５２－４０１ クオーレ枚方公園４階
	141	御領歯科	西田宮町２－１６
	142	（医）こうろ歯科	東田宮１－１１－３０－１０２田中ビル１階
	143	芦原歯科診療所	星丘２－１４－２２
	144	キタ歯科	星丘３－２３－１４エンジエリ星丘１Ｆ
	145	村上歯科医院	星丘３－４－１１
	146	さかた歯科クリニック	印田町９－３８
	147	銭谷歯科医院	印田町３９－２０
	148	長谷歯科医院	村野本町１４－３３－１１、１２
	149	小西歯科医院	村野東町４４－２グリーンプラザ１０１
	150	平井歯科医院	山之上西町３２－１１
	151	内海歯科医院	山之上西町２８－２５
	152	岸本歯科医院	山之上１－２－１１
	153	（医）育侑会花野歯科	山之上４－２－３
	154	市岡歯科医院	東中振１－６５－２４

注）1.番号は、図 2.1-9（2）に対応している。

表 2.1-19(7)　事業計画地周辺の医療施設（歯科）

市	No.	名称	住所
枚方市	155	おおぬき歯科	宮之下町１７－３８
	156	（医）中西歯科医院	宮之下町１４－１３
	157	（医）明愛会きたやま歯科クリニック	香里ケ丘２－１－６ トップワールド香里ケ丘店２階
	158	（医）孝奏会なかじま歯科クリニック	宮之下町７－２２ＡＢＣセンター１階
	159	おがた歯科	釈尊寺町２５－２６
	160	堤歯科医院	香里ケ丘８－２１－１０
	161	ミヤケ歯科医院	香里ケ丘４－２－３－１０１
	162	江頭歯科医院	香里ケ丘４－８－２
	163	宮腰歯科医院	香里ケ丘１２－２３－５ 香里大西第３ビル１階
	164	まつき歯科クリニック	香里ケ丘３－１１－１ ＣＯＮＯＢＡ香里ケ丘Ｂ棟２１１
	165	上野兄弟歯科	香里ケ丘１２－２２－１１
	166	井上歯科医院	茄子作北町１１－２８杉野ビル１Ｆ１０１
	167	熊本歯科医院	釈尊寺町３２－３
交野市	168	牧歯科医院	松塚３７－２０
	169	ガモウ歯科医院	松塚１４－５－１０５
	170	もりよし歯科医院	郡津１－６９－２０
	171	奥田歯科医院	私部６－６－１５
	172	（医）御真会小山歯科医院	私部４－１１－１５
	173	（医）望月歯科	私部３－１８－３
	174	（医）太田歯科医院	私部西１－３３－６６
	175	てらうち歯科	私部西１－６－５－１０３リベルテ交野１階
	176	梶歯科医院	私部２－１－２５

注）1.番号は、図 2.1-9（2）に対応している。

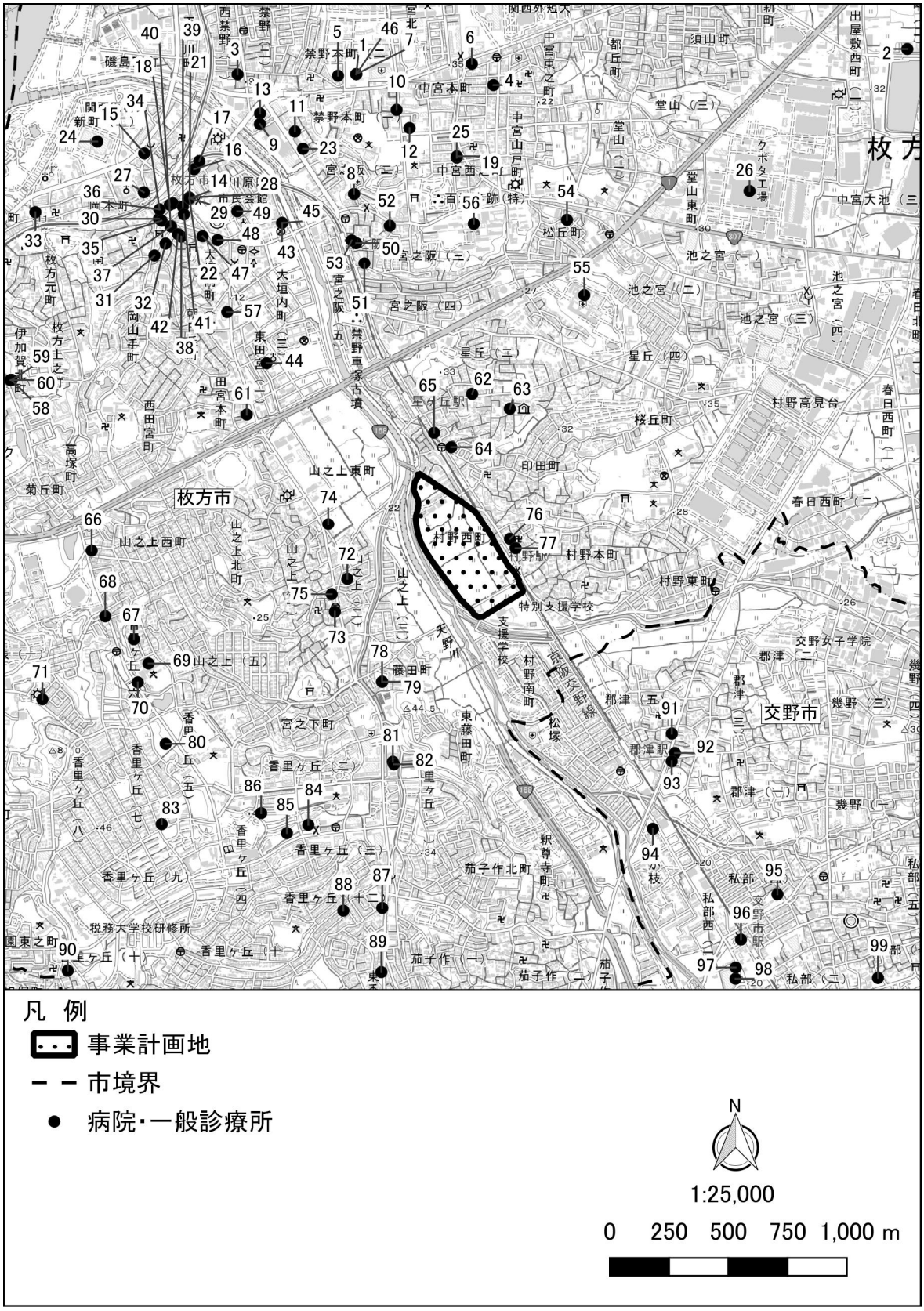

注）1.「国土数値情報　医療機関データ（令和２年度　第 3.0 版）」（国土交通省）をもとに作成

図 2.1-9 (1)　事業計画地周辺の医療施設

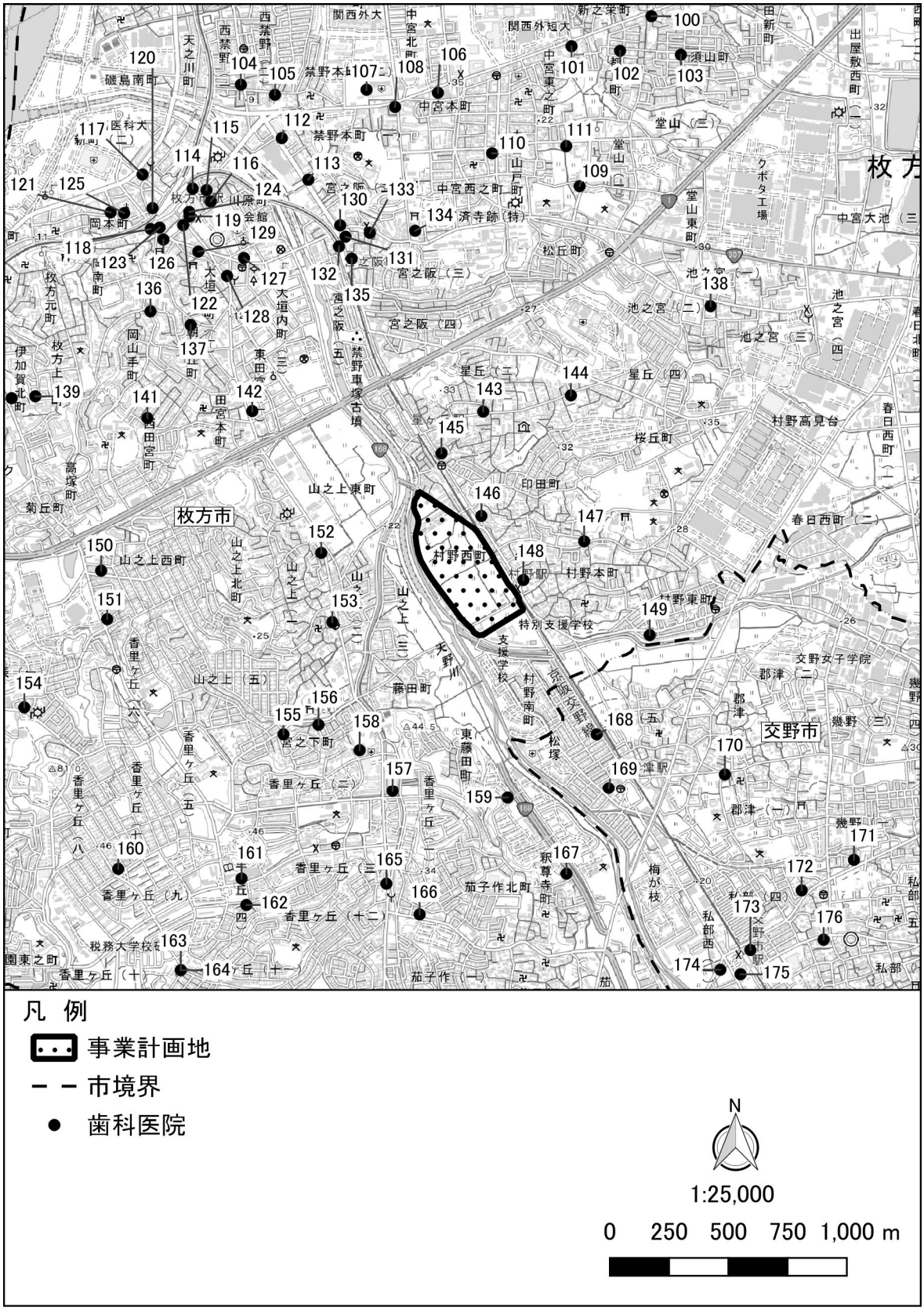

注）1.「国土数値情報　医療機関データ（令和２年度　第 3.0 版）」（国土交通省）をもとに作成

図 2.1-9 (2)　事業計画地周辺の医療施設

(4) 福祉施設

令和２年３月時点、枚方市には保育所(園)が 54 園ある。

事業計画地周辺の福祉施設の分布状況を表 2.1-20（1）～（4）、図 2.1-10 に示す。事業計画地周辺には、大阪府立枚方支援学校及びギンガ保育園等がある。

表 2.1-20 (1)　事業計画地周辺の福祉施設

市	項目	No.	名称	所在地
枚方市	保育園	1	天の川保育園	西禁野 2-34-1
		2	枚方市立禁野保育所	中宮北町 1-2
		3	つくし保育園	中宮本町 1-29
		4	中宮まぶね保育園	中宮山戸町 15-1
		5	鷹塚山保育園	高塚町 3-8
		6	枚方市立枚方保育所	東田宮 1-2-5
		7	宮之阪サクラ保育園	宮之阪 4-8-8
		8	枚方市立桜丘北保育所	桜丘町 20-1
		9	常称寺保育園	山之上 4-4-14
		10	ギンガ保育園	村野西町 4-11
		11	村野保育園	村野本町 29-2
		12	香里敬愛保育所	香里ケ丘 4-17-1
		13	枚方市立香里団地保育所	香里ケ丘 2-8-1
		14	香里ケ丘愛児園	宮之下町 8-16
		15	みずき敬愛保育所	香里ケ丘 3-15-3
		16	枚方市立藤田川保育所	香里ケ丘 3-4
		17	川越保育園	釈尊寺町 25-28
交野市		18	第２きんもくせい保育園	郡津 5-76-1
		19	交野保育園	松塚 11-10
		20	わかばこども園	私部 1-22-1
枚方市	福祉施設	21	アシュラー	三矢町 2-10
		21	アーバンナイト	
		22	フーライ	新町 2-2-6
		23	ナビ	三矢町 2-4-1
		24	すぷらうつ枚方駅前	岡本町 10-25
		24	ケア・キューブ枚方	
		25	アミーゴ	岡本町 8-12
		26	枚方市地域包括支援センターみどり	岡東町 17-31-201

注）1.番号は、図 2.1-10 に対応している。

表 2.1-20 (2)　事業計画地周辺の福祉施設

市	項目	No.	名称	所在地
枚方市	福祉施設	27	枚方市立総合福祉会館デイサービスセンター	新町 2-1-35
		28	bon 枚方相談室	新町 1-3-18
		29	自閉症療育センター　Link	岡東町 24-10
		30	グリーンズ枚方	岡東町 18-23
		31	ＬＩＴＡＬＩＣＯワークス枚方	岡東町 12-1
		31	枚方市地域就労支援センター	岡東町 12-1-502
		32	福祉の店あすか	西禁野 1-3-18-101
		33	トータルケア明	西禁野 2-4-17
		34	クロスロード	川原町 9-4
		35	枚方市障害者就業･生活支援センター	大垣内町 2-1-20
		36	ディーキャリア枚方駅前オフィス	大垣内町 2-10-4
		37	ラ・レコルト枚方	大垣内町 2-8-22
		38	いまここテラス	大垣内町 2-17-3
		39	クオリア枚方	宮之阪 1-22-10
		40	住宅型有料老人ホームメゾンドゥクール枚方宮之阪	宮之阪 1-20-7
		41	枚方市地域包括支援センター松徳会	宮之阪 2-2-2
		42	さくら事業所	宮之阪 3-6-3-101
		43	住宅型有料老人ホームひらかたヒルズ	中宮西之町 1-7
		44	あっとほーむヘルパーステーション	中宮西之町 5-10-101
		45	パナソニックエイジフリーケアセンター枚方	中宮西之町 4-15
		46	えーねん	中宮西之町 3-20
		47	ぽっぽサービス	中宮本町 6-12
		48	障害者労働センター	中宮山戸町 10-12-101
		48	パーソナルサポートひらかた	中宮山戸町 10-12-105
		49	ハウスゆう	中宮山戸町 7-23
		50	サービス付き高齢者向け住宅やまとの郷	中宮山戸町 25-10
		51	サテライトいこいの里	中宮東之町 8-15
		52	ファースト都が丘	都丘町 38-5
		53	ぱすてる	都丘町 27-25
		54	やなぎ工房	堂山 1-44-10
		55	小規模特別養護老人ホームのぞみ	堂山 1-39-1

注）1. 番号は、図 2.1-10 に対応している。

表 2.1-20 (3)　事業計画地周辺の福祉施設

市	項目	No.	名称	所在地
枚方市	福祉施設	56	南海香里のさと	大垣内町 3-10-5
		56	支援センターぴーぷる	
		57	ベストライフ枚方	星丘 4-9-28
		58	フジパレスシニア枚方市田宮本町	田宮本町 2-1
		59	グループホーム陽春	東田宮 1-16-3
		60	「まごころ」介護相談所	山之上北町 1-32
		61	Ｍｏｏｎ	山之上北町 4-15
		62	介護付有料老人ホーム頂	山之上北町 4-30
		63	山之上のかけはし	山之上北町 5-1
		64	Ｃharm(チャーム)枚方山之上	山之上東町 11-8
		65	アンダンテ	山之上 1-19-10
		65	カルテット	
		66	ぱうんどケーキ村	山之上 4-5-4
		66	フォレスト	
		67	スマイルゲート枚方	星丘 3-1-15
		68	ケアライフ星丘	星丘 3-1-46
		69	シェアハウスうらら星丘	星丘 2-22-66
		70	ライフパートナー星丘	星丘 2-22-34
		71	養護老人ホーム四天王寺松風荘	星丘 3-17-1
		72	小規模多機能介護施設　真心庵	星丘 2-48-11
		72	庵 dante	
		73	シェアハウスうらら星丘Ⅱ	星丘 3-3-50
		74	エイジフリー・ライフ星が丘	印田町 9-60
		75	有料老人ホームふる郷	印田町 13-5
		76	ぐっどケア Lu-Na	印田町 39-3
		77	デイサービスセンターれん	村野本町 10-97
		78	村野わらしべ	村野本町 30-49
		79	うららの家	村野東町 10-35
		80	グループホームおだやか村野	村野本町 18-17
		81	大阪府立枚方支援学校	村野西町 60-1
		82	グループホーム安曇野	東中振 1-63-5
		83	そうごうケアホーム香里ケ丘	香里ケ丘 6-8

注）1.番号は、図 2.1-10 に対応している。

表 2.1-20 (4)　事業計画地周辺の福祉施設

市	項目	No.	名称	所在地
枚方市	福祉施設	84	グループホーム敬愛	香里ケ丘 8-1
		85	枚方市地域包括支援センターアイリス	香里ケ丘 9-9-1
		86	グッドタイム　リビング　香里ケ丘	香里ケ丘 3-8-52
		87	ひらかた聖徳園	香里ケ丘 3-15-1
		88	住宅型有料老人ホームなすの郷	茄子作北町 62-6
		89	相談支援事業所こどもテラス	釈尊寺町 25
		90	グループホームさち	釈尊寺町 3-38
交野市		91	ひより	松塚 14-5
		92	花ごころ	郡津 5-10-4
		93	ピースフルケアおりひめ	郡津 5-47-12
		94	かぐや	郡津 3-11-10
		95	ピースフルケアセンターおりひめ	郡津 4-40-5
		96	ほっぷ	私部西 1-17-7
		97	ケアプランセンターしん	私部西 1-11-5
		98	フォーユー交野	私部 4-48-5

注）1. 番号は、図 2.1-10 に対応している。

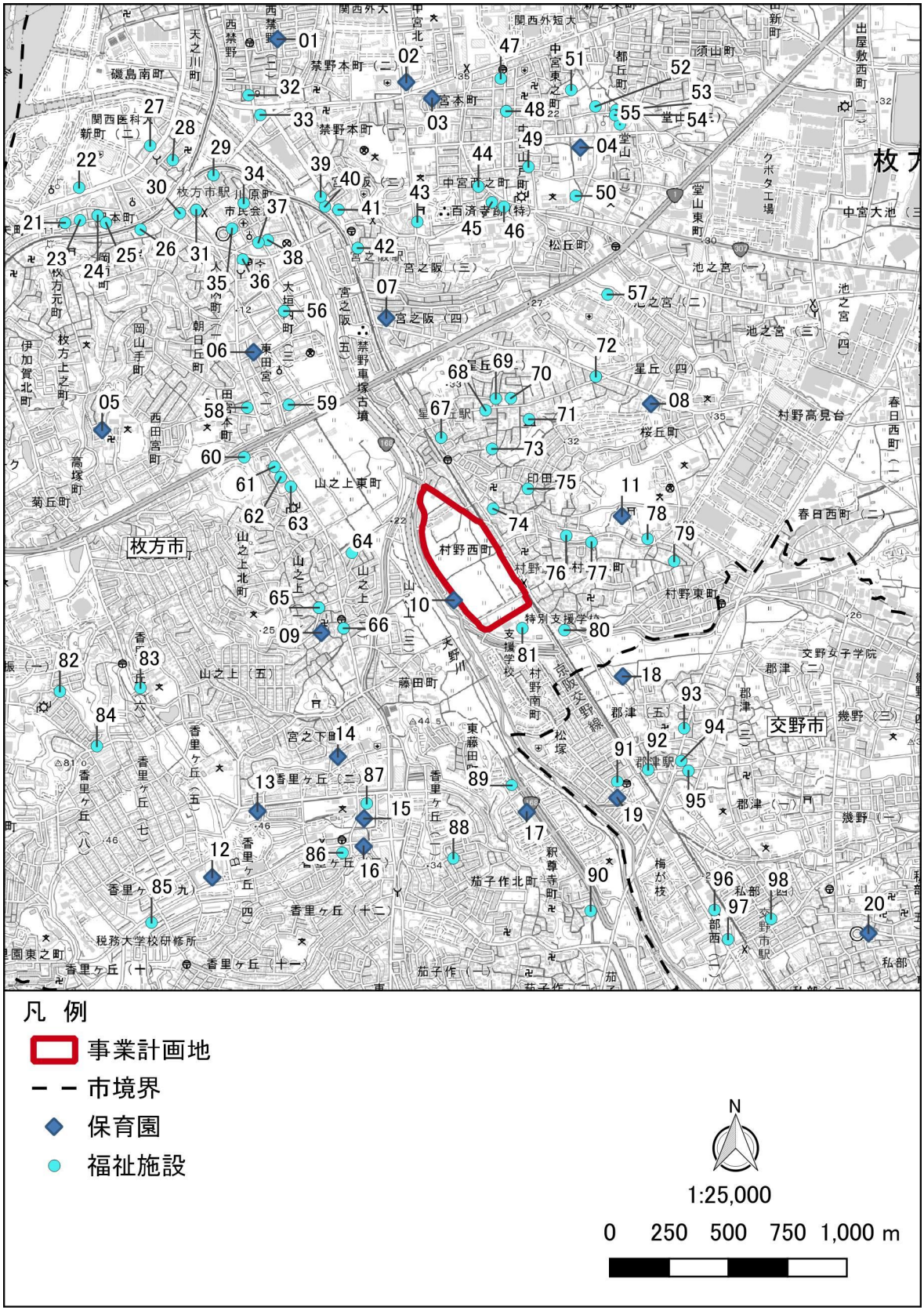

注）1.「国土数値情報　福祉施設データ（令和３年度　第 2.1 版）」（国土交通省）、「学校・教育施設」（枚方市）、「保育園・幼稚園」（交野市）をもとに作成

図 2.1-10　事業計画地周辺の福祉施設

(5) その他

事業計画地周辺の上記以外の主要な公共施設の分布状況を図 2.1-11 に示す。事業計画地内には、「サプリ村野」がある。

注）1.「国土数値情報　市町村役場等及び公的集会施設データ（令和４年度　第 3.0 版）」（国土交通省）及び「国土数値情報　公共施設データ（平成 18 年度　第 4.0 版）」（国土交通省）をもとに作成

図 2.1-11　事業計画地周辺のその他公共施設

2.1.6　環境衛生

(1)　下水道

枚方市の流域下水道別整備状況を表 2.1-21 に、公共下水道の状況を表 2.1-22 に、事業計画地周辺の枚方市の下水道整備計画区域を図 2.1-12 に示す。

淀川左岸流域下水道及び寝屋川北部流域下水道の合計の整備状況（行政人口に対する整備済区域内人口）は、令和 3 年度末時点で 97.5%となっている。

また、枚方市の公共下水道の普及率は、令和 3 年度末時点で 97.5%となっている。

表 2.1-21　流域下水道整備状況

項目＼流域下水道名		淀川左岸流域下水道	寝屋川北部流域下水道	合計
計画面積	(ha)	4,560	668	5,228
行政人口(A)	(人)	334,162	61,997	396,159
整備済面積	(ha)	2,953	519	3,472
整備済区域内人口(B)	(人)	324,627	61,859	386,486
処理面積	(ha)	2,945	519	3,464
処理区域内人口	(人)	324,313	61,859	386,172
水洗化人口	(人)	315,250	61,361	376,611
整備状況 B/A×100	(%)	97.1	99.8	97.5

注）1.数値は、令和 4 年 3 月 31 日現在の値を示す。
出典：「令和 4 年度版ひらかたの環境」（令和 4 年 12 月、枚方市）

表 2.1-22　公共下水道の整備状況（枚方市）

年度	計画面積 (ha)	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	行政人口 (人)	普及率（%）	
					計画面積比	行政人口比
平成 29 年	5,228	3,403	387,022	402,608	65.1	96.1
平成 30 年	5,228	3,429	387,863	401,314	65.6	96.6
令和元年	5,228	3,442	386,793	399,953	65.8	96.7
令和 2 年	5,228	3,458	387,422	398,187	66.1	97.3
令和 3 年	5,228	3,464	386,172	396,215	66.3	97.5

注）1.数値は、各年度末の値を示す。
　　2.普及率のうち、計画面積比は処理面積を計画面積で除した値、行政人口比は処理人口を行政人口で除した値を示す。
出典：「第 52 回枚方市統計書（令和 4 年度版）」（令和 5 年 3 月、枚方市）

注）1.「淀川左岸流域下水道」（大阪府ホームページ、閲覧日：2021 年 9 月 27 日）をもとに作成

図 2.1-12　事業計画地周辺の下水道整備計画区域

(2) 廃棄物

1) し尿処理

枚方市及び交野市のし尿処理状況は、表 2.1-23 に示す。

令和 2 年度末におけるし尿総収集総量は、枚方市が 13,401kℓ、交野市が 6,085kℓとなっている。

表 2.1-23 し尿処理の状況（令和 2 年度末）

市	し尿収集総量(kℓ)	し尿処理総量(kℓ)	水洗化人口（人）	非水洗化人口（人）
枚方市	13,401	13,401	396,524	1,663
交野市	6,085	6,085	76,812	699

注）1.数値は、令和 2 年度末の値を示す。
出典：「令和 4 年度大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）

2) ごみ処理

枚方市及び交野市のごみ処理の状況は、表 2.1-24 に示すとおりである。

令和 2 年度末におけるごみ処理総排出量は、枚方市が 114,715t、交野市が 20,344t となっている。また、リサイクル率は、枚方市が 19.3%、交野市が 16.0%となっている。

表 2.1-24 ごみ処理の状況（令和 2 年度末）

市	計画収集量総量(t)	総排出量(t)	資源化量（t）	リサイクル率（%）
枚方市	101,830	114,715	22,132	19.3
交野市	18,794	20,344	3,299	16.0

注）1.数値は、令和 2 年度末の値を示す。産業廃棄物は含まない。
2.ごみ収集計画収集候には、集団回収、直接搬入は含まない。
3.リサイクル率は、資源化量/(ごみ処理量+集団回収量)×100 により算定している。
出典：「令和 4 年度大阪府統計年鑑」（令和 5 年 3 月、大阪府）

2.1.7　水域とその利用

枚方市内の主要な河川を表 2.1-25、図 2.1-13 に示す。事業計画地周辺を流れる主要な河川には、交野市、枚方市を京阪交野線に沿って流れる天野川がある。また、事業計画地周辺に主なため池はない。

天野川は、生駒山系にその源を発する淀川の支川であり、流域面積は 51.3km^2、幹線流路延長は 17.2km である。天野川の支川には、藤田川、北川、前川等がある。

表 2.1-25　主要な河川の状況

河川名	区域		流域	流域面積 (km^2)	流路延長 (km)
	自	至			
淀川	滋賀県山間部	大阪湾	大阪市、京都市ほか 54 市 24 町 4 村	8,240	75
天野川	四條畷市 大字上田原他	淀川	交野市、枚方市	51.3	17.2

出典：「淀川水系河川整備計画」（平成 21 年 3 月 31 日、近畿地方整備局）
：「淀川水系淀川左岸ブロック河川整備計画（変更）」（平成 27 年 3 月、大阪府）
：「第 52 回枚方市統計書（令和 4 年度版）」（令和 5 年 3 月、枚方市）

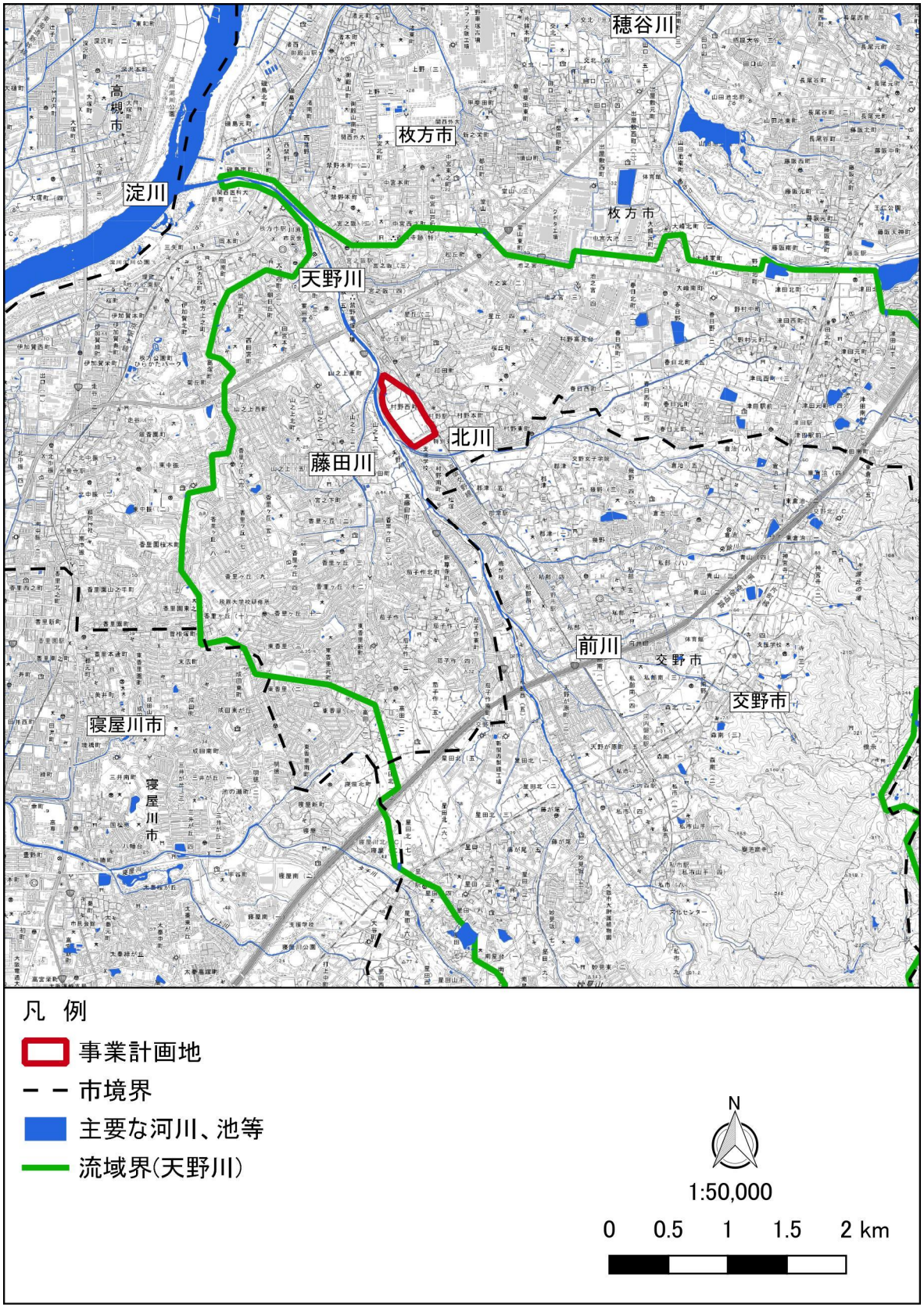

注）1. 天野川の流域界は「淀川水系淀川左岸ブロック河川整備計画（変更）についての住民説明会」（平成 26 年度第 3 回大阪府河川整備委員会、参考資料 1）をもとに作成

図 2.1-13　主要な河川の状況

2.1.8　関係法律・条例等による指定・規制等

(1)　関係法令による指定状況

事業計画地における関係法令の指定状況は、表 2.1-26 に示すとおりである。

枚方市及び交野市は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく「特定猟具使用禁止区域（銃）」と「鳥獣保護区」に指定されている（表 2.1-27 参照）。事業計画地及びその周辺の指定状況は、図 2.1-14（1）～（3）に示すとおりである。

表 2.1-26　事業計画地内の関係法令に基づく指定状況

区分			指定状況	関係法令等
自然環境保全	自然公園地域	国定公園	×	自然公園法
		府立公園	×	
	鳥獣保護区等	鳥獣保護区	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		特定猟具使用禁止区域	○	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	
		府自然環境保全地域	×	
		府緑地環境保全地域	×	
文化財	文化財保全地域	史跡・名勝・天然記念物	×	文化財保護法
		文化財指定物	×	
		埋蔵文化財包蔵地	×	
防災		河川区域	×	河川法
		河川保全区域	×	
		砂防指定地	×	砂防法
		急傾斜地崩壊危険区域	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
		地すべり防止区域	×	地すべり等防止法
		土砂災害（特別）警戒区域	×	土砂災害防止法
土地利用	都市地域	宅地造成工事等規制地域	×	宅地造成工事等規制法
		市街化区域	×	都市計画法
		市街化調整区域	○	
		都市計画区域	○	
		用途地域	×	
	農業地域	農業振興地域	×	農業振興地域の整備に関する法律
		農用地区域	×	
	森林地域	保安林	×	森林法
		国有林	×	
		地域森林計画対象民有林	×	

表 2.1-27　枚方市及び交野市における鳥獣保護区等指定状況

名称	期間	面積
枚方特定猟具 使用禁止区域	平成 30 年 11 月 1 日～令和 10 年 10 月 31 日まで	約 5,110 ha
交野特定猟具 使用禁止区域	平成 29 年 11 月 1 日～令和 9 年 10 月 31 日まで	約 774 ha
枚方鳥獣保護区	平成 30 年 11 月 1 日～令和 10 年 10 月 31 日まで	約 1,080 ha
交野鳥獣保護区	令和 4 年 11 月 1 日～令和 14 年 10 月 31 日まで	約 1,030 ha

注）1. 枚方鳥獣保護区は枚方市東部に指定区域があり、注）1.「令和５年度 大阪府鳥獣保護区等位置図」（令和 5 年 10 月、大阪府）をもとに作成
図 2.1-14 の範囲外である。
2. 交野鳥獣保護区は交野市南部に指定区域があり、注）1.「令和５年度 大阪府鳥獣保護区等位置図」（令和 5 年 10 月、大阪府）をもとに作成
図 2.1-14 の範囲外である。
出典：「令和５年度 大阪府鳥獣保護区等位置図」（令和 5 年 10 月、大阪府）

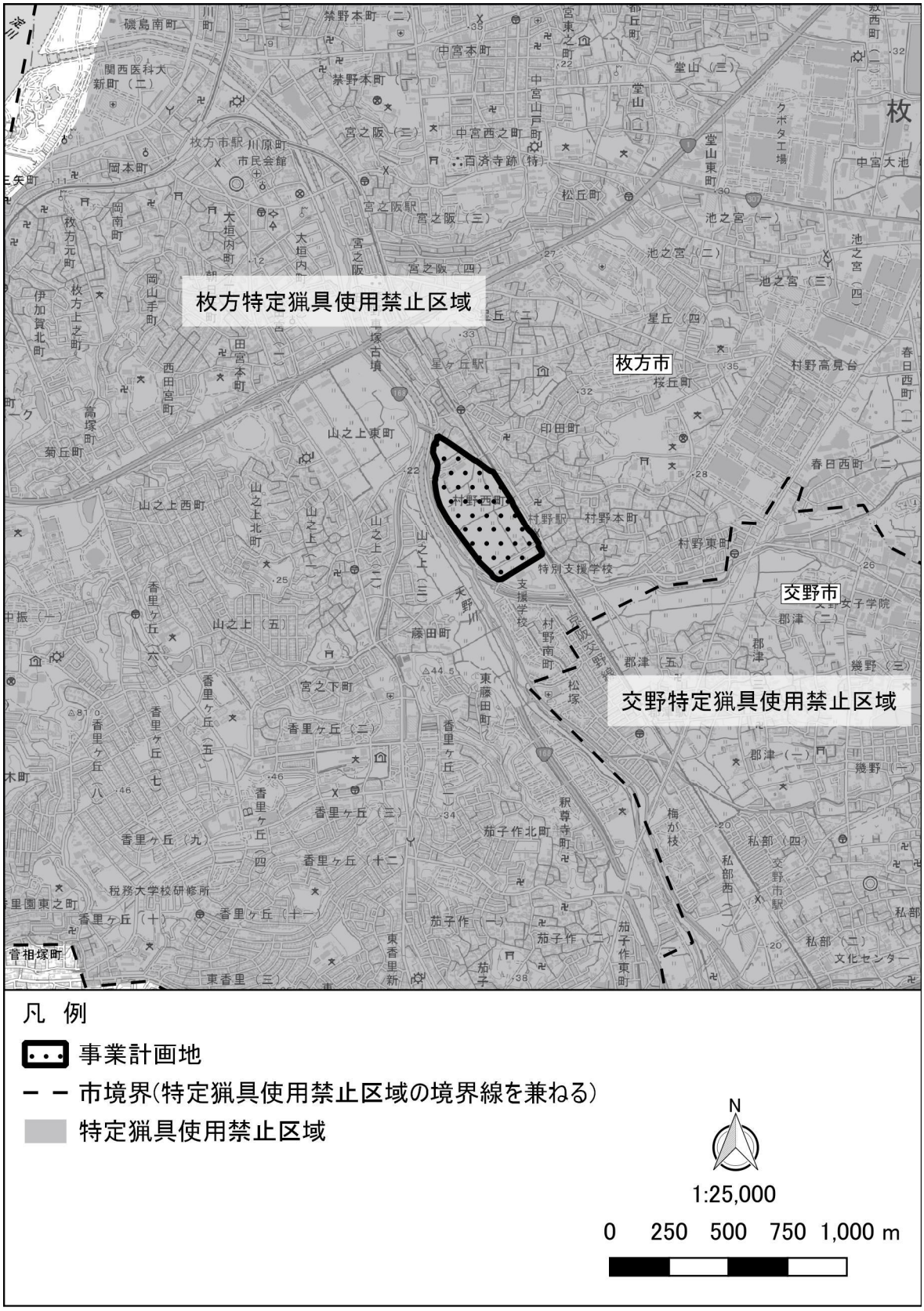

注）1.「令和５年度 大阪府鳥獣保護区等位置図」（令和５年 10 月、大阪府）をもとに作成

図 2.1-14（1） 事業計画地周辺の特定猟具使用禁止区域

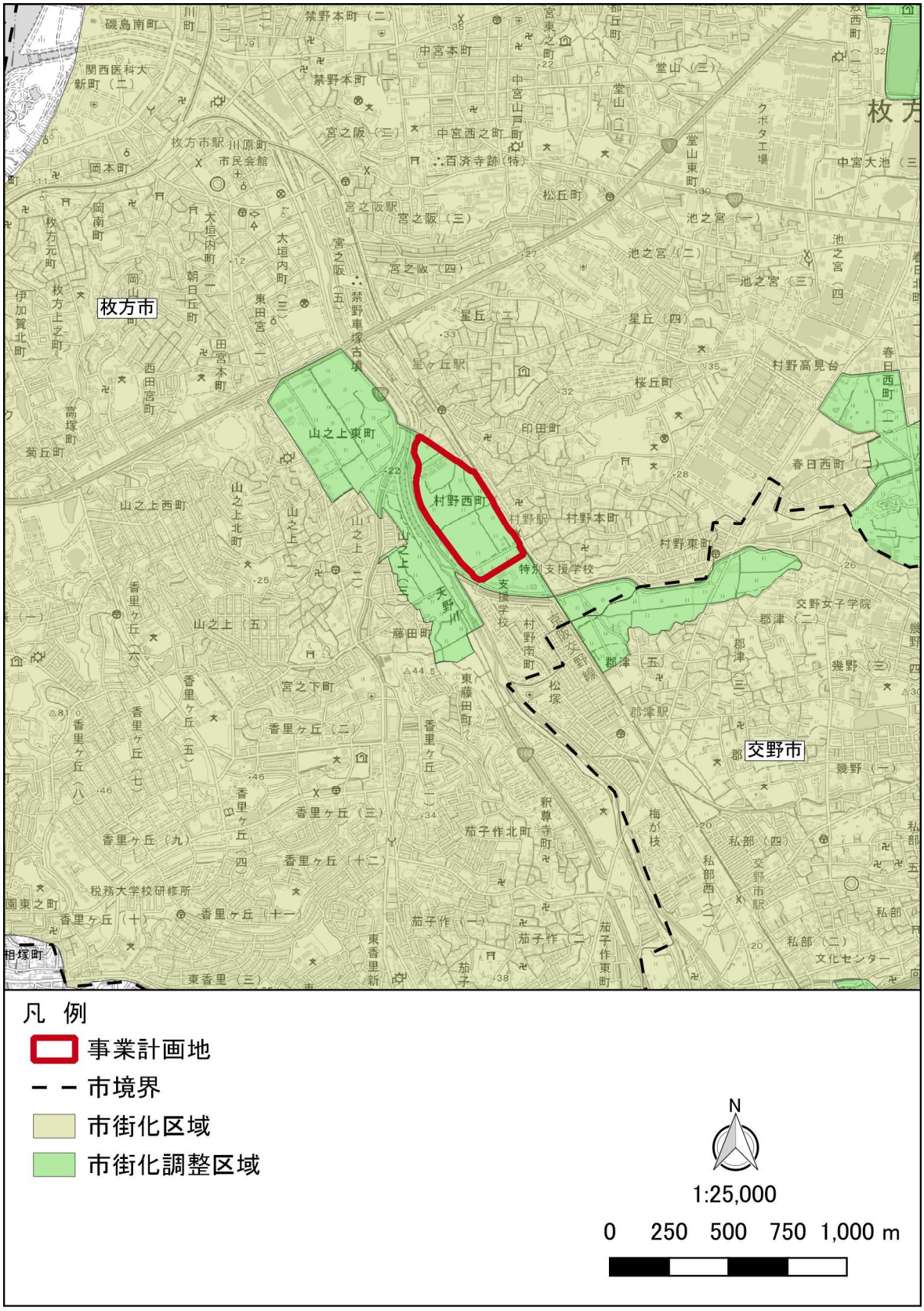

注）1.「国土数値情報　都市地域データ（平成 30 年度　第 4.0 版）」（国土交通省）をもとに作成

図 2.1-14（2）　事業計画地周辺の市街化区域及び市街化調整区域

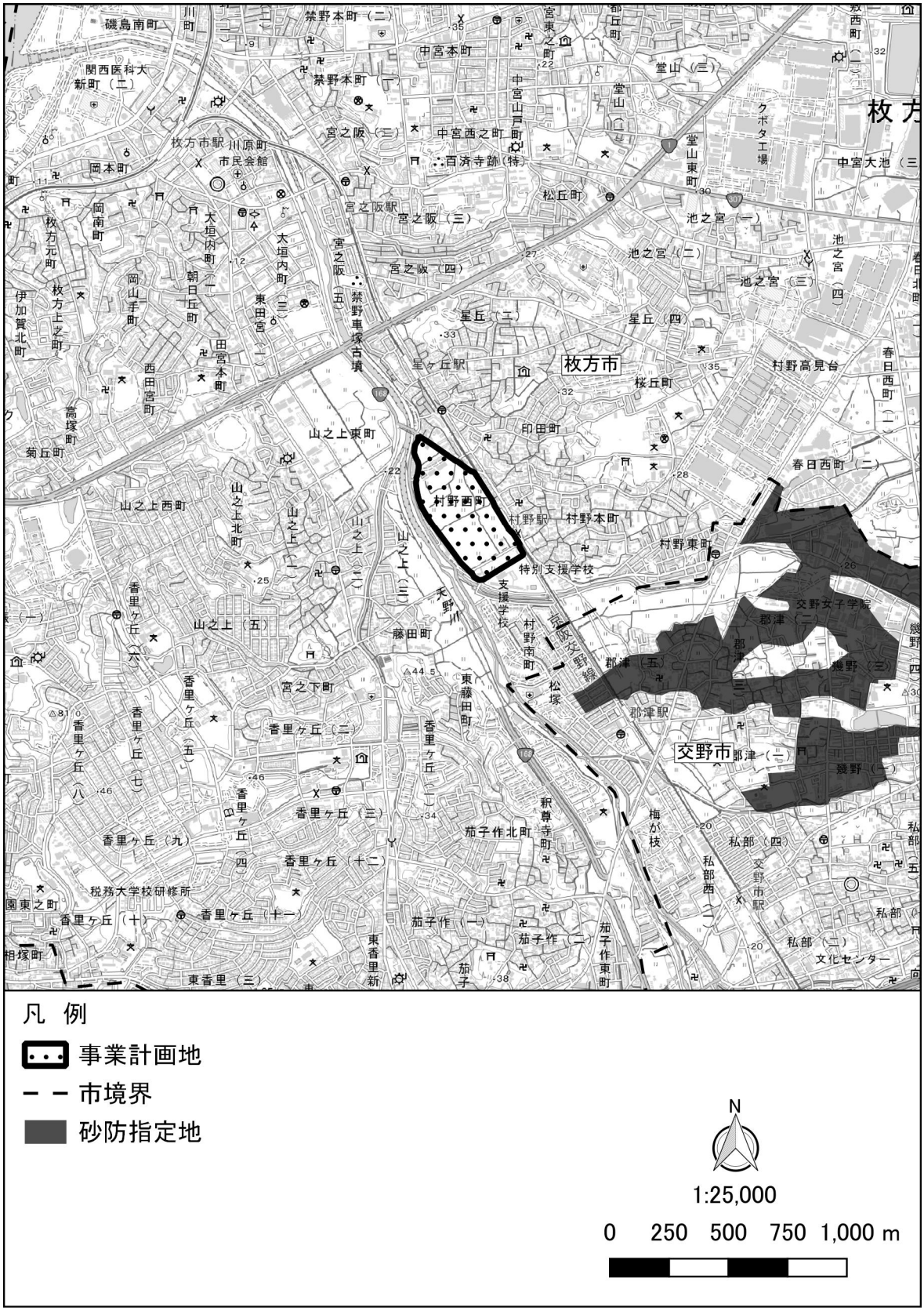

凡 例

事業計画地

市境界

砂防指定地

N

1:25,000

0 250 500 750 1,000 m

注)1. 枚方土木事務所にて資料を閲覧して作成

図 2.1-14（3） 事業計画地周辺の砂防指定地

(2) 環境基準

1) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、人が通常生活する地域において、表 2.1-28 に示す項目及び基準（維持されることが望ましい目標値）が設定されている。

表 2.1-28 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m³以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m³以下であること。
光化学ｵｷｼﾀﾞﾝﾄ	１時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m³以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m³以下であること。

［備考］1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
3. 微小粒子状物質の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。
4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
5. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
6. 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され、又は早期達成に努めるものとする。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日　環境庁告示第 25 号）
（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）
：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日　環境庁告示第 38 号）（二酸化窒素）
：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成　9 年 2 月 4 日　環境庁告示第 4 号）
（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）
：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日　環境省告示第 33 号）
（微小粒子状物質）
：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 30 年 11 月 19 日　環境省告示第 100 号）
（トリクロロエチレンの一部改正）

2) 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準について、人の健康の保護に関する基準を表 2.1-29 に、生活環境の保全に関する基準を表 2.1-30、表 2.1-31 に示す。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、生活環境の保全に関する環境基準は、利水目的に応じて知事が指定する水域類型ごとに適用される。

なお、表 2.1-32 及び図 2.1-15 に示すとおり、事業計画地の西側を流れる天野川は B 類型に指定されている。

表 2.1-29 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ＰＣＢ	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

［備考］1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、水質汚濁に係る環境基準についての環境省告示に定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3.海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。
4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は日本産業規格 K0102(以下、「規格」という。)43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日　環境庁告示第59号）
：「水質汚濁に係る環境基準について」（平成11年 2月22日　環境庁告示第14号）
（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素）
：「水質汚濁に係る環境基準について」（平成21年11月30日　環境省告示第78号）
（1,1-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン）
：「水質汚濁に係る環境基準について」（平成23年10月27日　環境省告示第94号）（カドミウム）
：「水質汚濁に係る環境基準について」（平成26年11月17日　環境省告示第126号）（トリクロロエチレン）
：「水質汚濁に係る環境基準について」（令和 3年10月 7日　環境省告示第62号）（六価クロム）

表 2.1-30　生活環境の保全に関する環境基準（河川）（1/2）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	－

［備考］1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

3. 水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100ＣＦＵ／100mL 以下とする。

4. 水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

5. 大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（ColonyFormingUnit））／100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）
：「水質汚濁に係る環境基準について」（平成20年 4月 1日、環境省告示第40号）
：「水質汚濁に係る環境基準について」（令和 3年10月 7日　環境省告示第62号）

表 2.1-31　生活環境の保全に関する環境基準（河川）（2/2）

類型 項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩
生　物　A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以　下	0.001 mg/L 以　下	0.03 mg/L 以　下
生 物 特 A	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以　下	0.0006 mg/L 以　下	0.02 mg/L 以　下
生　物　B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以　下	0.002 mg/L 以　下	0.05 mg/L 以　下
生 物 特 B	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以　下	0.002 mg/L 以　下	0.04 mg/L 以　下

［備考］1. 基準値は年間平均値とする。
出典：「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」
(平成15年11月 5日　環境省告示第123号)
：「水質汚濁に係る環境基準について」（平成21年11月30日　環境省告示第 78号)
：「水質汚濁に係る環境基準について」（平成24年 8月22日　環境省告示第127号)
：「水質汚濁に係る環境基準について」（平成25年 3月27日　環境省告示第 30号)

表 2.1-32　河川の環境基準類型指定状況

水系	河川水域名	範　囲	該当類型及び達成期間	
			BOD等5項目	水生生物項目
淀　川　水　域	天　野　川	(奈良県界より下流)	Ｂ・イ	生物Ｂ・イ

注）1. 上記の類型指定は令和 5 年 1 月 20 日現在。
2. 達成期間は以下のとおり。
イ ： 直ちに達成
ロ ： 5 年以内に可及的速やかに達成
ハ ： 5 年を超える期間で可及的速やかに達成
3. 水生生物項目の類型に対応する河川水域名及び範囲は、淀川については以下のとおり。
・淀川（全域）

出典：「河川の類型指定について」（大阪府ホームページ、閲覧日：2024 年 1 月 12 日）

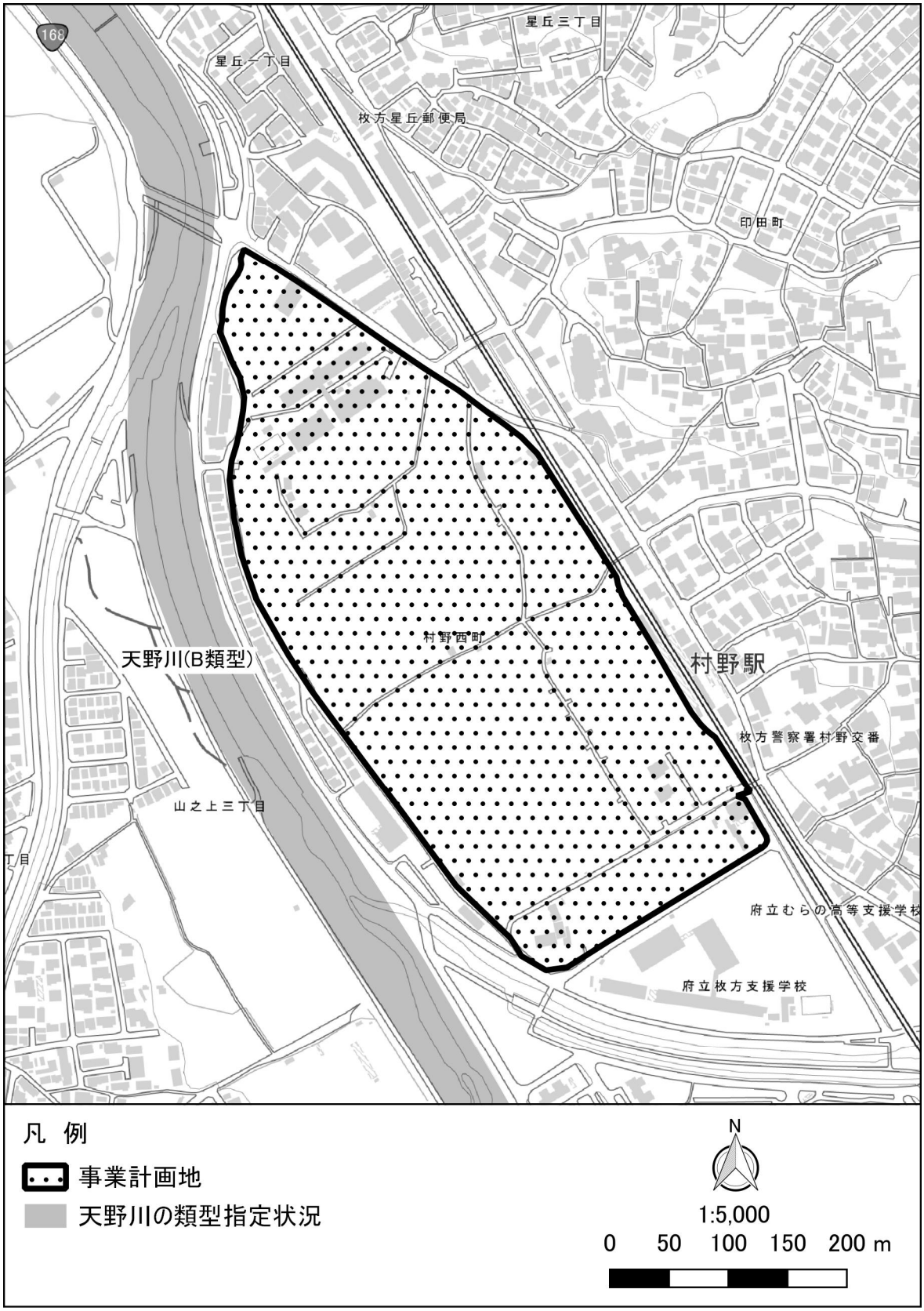

注）1.「河川水域の類型指定の状況」（大阪府ホームページ、閲覧日：2024 年 1 月 12 日）をもとに作成

図 2.1-15　事業計画地周辺の河川の類型指定状況

3) 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 2.1-33 に示す。地下水の環境基準は、すべての地下水に適用される。

表 2.1-33　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
ＰＣＢ	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

［備考］1.基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2.「検出されないこと」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての環境省告示で定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は日本産業規格 K0102(以下、「規格」という。)43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4.1, 2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）
：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9年 3月13日、環境庁告示第10号）（地下水）
：「水質汚濁に係る環境基準について」（平成11年 2月22日、環境庁告示第14号）
（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素）
：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成21年11月30日、環境省告示第79号）
（塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン）
：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成23年10月27日、環境省告示第95号）（カドミウム）
：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成26年11月17日、環境省告示第127号）
（トリクロロエチレン）
：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（令和 3年10月 7日　環境省告示第63号）（六価クロム）

4） 騒音

騒音に係る環境基準については、道路に面する地域とそれ以外の地域とで類型及び区分に応じた基準値が設定されている。道路に面する地域以外の地域の基準を表 2.1-34 に示す。

また、道路に面する地域の基準を表 2.1-35 に、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準を表 2.1-36 に示す。

枚方市では、これらの環境基準を適用するべき地域類型の指定を行っており、事業計画地周辺の騒音に係る類型指定状況を図 2.1-16 に示す。

表 2.1-34 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値（デシベル）	
	昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
ＡＡ	50 以下	40 以下
Ａ及びＢ	55 以下	45 以下
Ｃ	60 以下	50 以下

注）1. ＡＡ：枚方市は該当なし
Ａ ：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
Ｂ ：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
Ｃ ：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）
：「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域」（平成 24 年 3 月 30 日 枚方市公告第 4 号）

表 2.1-35 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値（デシベル）	
	昼間	夜間
Ａ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
Ｂ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
Ｃ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

［備考］1. 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
2. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告第 64 号）

表 2.1-36　騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値（デシベル）	
昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
70 以下	65 以下

［備考］1.　「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15 メートル

・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20 メートル

2.　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日　環境省告示第 64 号）

「騒音に係る環境基準について」（平成24年3月30日　環境省告示第54号）

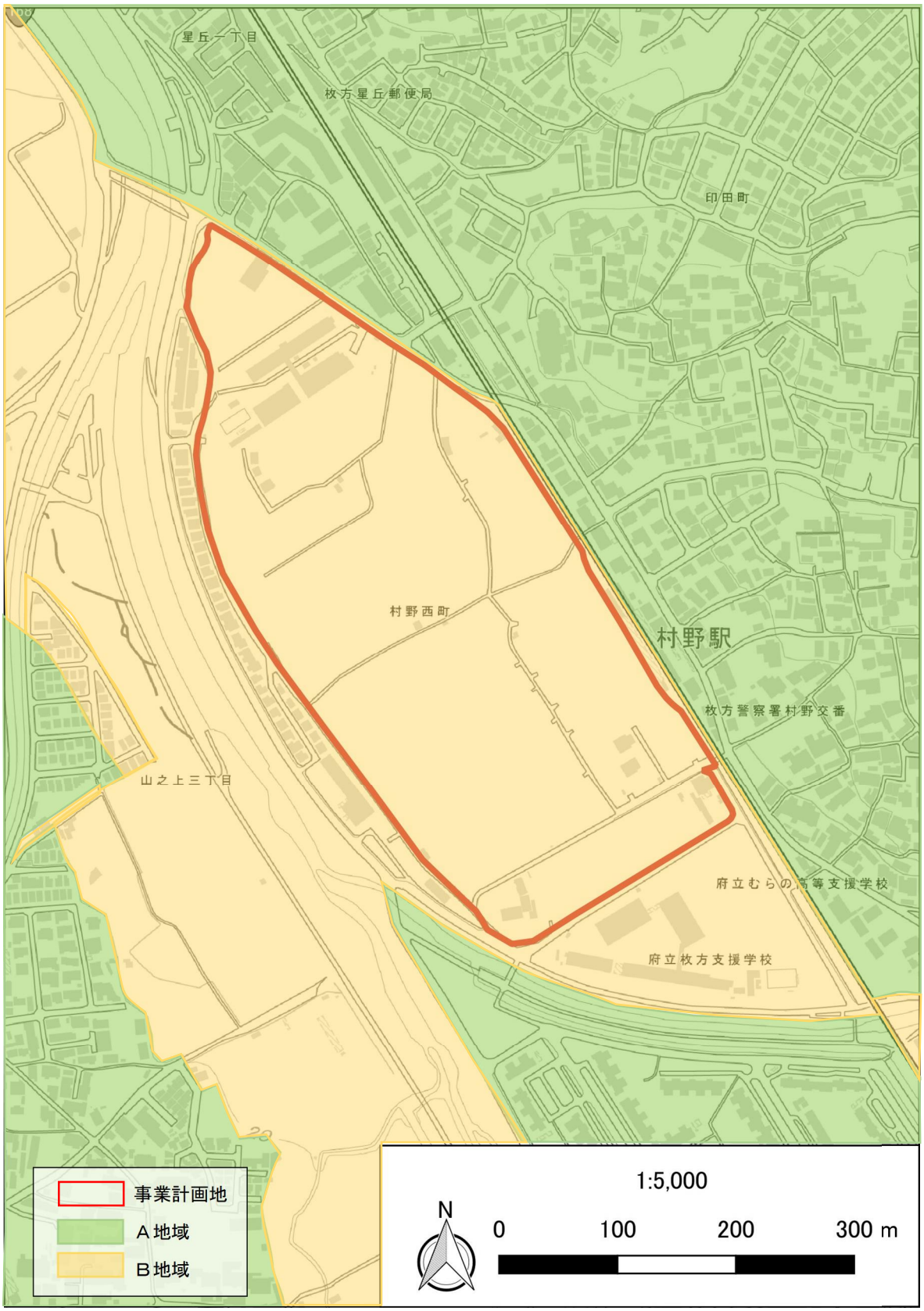

注）1.「大阪府地図情報提供システム（用途地域）」（大阪府）をもとに作成

図 2.1-16　事業計画地周辺の騒音に係る環境基準の類型指定状況

5) 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準を表 2.1-37 に示す。

表 2.1-37 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ﾋﾞﾆﾙ又は塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ）	検液1Lにつき0.002mg/L以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg/L以下であること。

［備考］1. 次の土壌については、環境基準は適用されない。
① 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所
② 原材料の堆積場
③ 廃棄物の埋立地その他の土壌環境基準項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌

2. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、土壌の汚染に係る環境基準についての環境省告示に定める方法により検液を作成しこれを用いて測定を行うものとする。
カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１Ｌにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び１mgを超えていない場合には、それぞれ検液１Ｌにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3.「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

出典 ：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3年 8月23日　環境庁告示第46号）
：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成22年 6月16日　環境省告示第37号）（カドミウム）
：「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成26年 3月20日　環境省告示第44号）（1,1-ジクロロエチレン）
：「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成28年 3月29日　環境省告示第30号）（クロロエチレン、1,4-ジオキサンの追加）
：「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和 2年 4月 2日　環境省告示第44号）（カドミウム、トリクロロエチレン）

6) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

a) 大気汚染

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表 2.1-38 に示す。

表 2.1-38 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	0.6pg－TEQ/m^3以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所

［備考］ 1. 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

b) 水質の汚濁

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準を表 2.1-39～表 2.1-40 に示す。

表 2.1-39 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	公共用水域及び地下水

［備考］ 1. 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 水質の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成14年 7月22日 環境省告示第46号）

表 2.1-40 ダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用範囲
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質

［備考］ 1.基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成14年 7月22日 環境省告示第46号）

c) 土壌汚染

ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を表 2.1-41 に示す。

表 2.1-41 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌

［備考］ 1. 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類が 250pg－TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日 環境庁告示第68号）

(3) 規制基準等

1) 大気汚染に係る規制

a) 工場等に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）では、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制している。また、工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めている。また大阪府では同法に基づき、硫黄酸化物について総量規制基準及び燃料使用基準を定めている。

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」において、ばい煙及びばいじんを発生すると考えられる施設を定め、これらの施設に対して規制基準遵守義務や届出義務を設けている。

b) 自動車排出ガスに係る規制

自動車排出ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年法律第 70 号）により、自動車排出ガスによる大気汚染の状況が厳しい地域では、より排出ガスの少ない自動車の使用を義務づける車種規制が実施され、枚方市は窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。

2) 水質汚濁に係る規制

大阪府内における工場・事業場を対象とした公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する規制には、主に「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号）、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成６年大阪府条例第６号）がある。

「水質汚濁防止法」は、工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透の規制、生活排水対策の実施の推進等により、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図るもので、排水規制等が設定されている。排水規制には、濃度規制（排水基準）と総量規制があり、排水基準には全国一律の排水基準と大阪府による上乗せ排水基準が定められている。上乗せ排水基準は、上水道水源地域(図 2.1-17 参照)や海域に設定され、事業計画地周辺は上水道水源地域に該当する。表 2.1-42 及び表 2.1-43 に全国一律の排水基準を、表 2.1-44 に大阪府の上乗せ排水基準を示す。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」は、瀬戸内海の環境保全に係る施策推進のために必要な事項を定めるとともに、特定施設の規制、富栄養化による被害発生の防止、自然海浜の保全等に関する措置等により、瀬戸内海の環境保全を図ることを目的としたもので、特定施設を設置し、日最大排水量が合計 50 m^3 以上である事業場は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の手続きが必要となる。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「水質汚濁防止法」の特定施設に該当しない施設の一部を届出施設とし、届出義務等を定めている。

さらに枚方市内においては、「枚方市公害防止条例」（昭和 46 年 12 月）により、事業活動を行う工場・事業場すべてについて、表 2.1-45 の排水基準が適用される。なお、平成 26 年 4 月の「枚方市公害防止条例」の全面改正により、生活環境項目に係る枚方市独自の排水基準は廃止されている。

表 2.1-42　水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム
シアン化合物		1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る）		1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物		1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物		1リットルにつき六価クロム0.2ミリグラム
砒素及びその化合物		1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン		1リットルにつき0.1ミリグラム
テトラクロロエチレン		1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン		1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素		1リットルにつき0.02ミリグラム
1,2-ジクロロエタン		1リットルにつき0.04ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン		1リットルにつき1ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン		1リットルにつき0.4ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン		1リットルにつき3ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン		1リットルにつき0.06ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン		1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム		1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン		1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ		1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン		1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物		1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外	1リットルにつきほう素10ミリグラム
	海域	1リットルにつきほう素230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外	1リットルにつきふっ素8ミリグラム
	海域	1リットルにつきふっ素15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
1,4-ジオキサン		1リットルにつき0.5ミリグラム

［備考］1.「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年3月　大阪府条例第8号）
：「排水基準を定める省令」（昭和46年 6月21日　総理府令第35号）
：「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成24年 5月23日　環境省令第15号）
：「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」（平成26年12月 1日　環境省令第30号）
：「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年10月21日　環境省令第33号）
：「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」（令和6年4月1日　環境省令第4号）

表 2.1-43　水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目）

項目		許容限度	日間平均
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外	5.8 以上 8.6 以下	
	海域	5.0 以上 9.0 以下	
生物化学的酸素要求量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		160	120
化学的酸素要求量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		160	120
浮遊物質量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		200	150
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)（単位 1 リットルにつきミリグラム）		5	－
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)（単位 1 リットルにつきミリグラム）		30	－
フェノール類含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		5	－
銅含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		3	－
亜鉛含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		2	－
溶解性鉄含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		10	－
溶解性マンガン含有量（単位 1 リットルにつきミリグラム）		10	－
クロム含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		2	－
大腸菌群数　（単位 1 立方センチメートルにつき個）		－	3,000
窒素含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		120	60
燐含有量　（単位 1 リットルにつきミリグラム）		16	8

［備考］1. 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 mgを超えるものを含む。以下同じ）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年 6月21日　総理府令第35号）
：「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成19年 6月 1日　環境省令第14号）

表 2.1-44　大阪府による上乗せ排水基準（有害物質）

（単位：mg/L）

項目＼地域	上水道水源地域	その他の地域	
		海域以外	海域
カドミウム及びその化合物	0.003	0.03	
シアン化合物	検出されないこと	1	
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る）	検出されないこと	1	
鉛及びその化合物	0.01	0.1	
六価クロム化合物	0.02	0.5	
砒素及びその化合物	0.01	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.0005	0.005	
アルキル水銀化合物	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.003	
トリクロロエチレン	0.01	0.1	
テトラクロロエチレン	0.01※1	0.1	
ジクロロメタン	0.02	0.2	
四塩化炭素	0.002	0.02	
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	0.1	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	1	3	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.02	
チラウム	0.006	0.06	
シマジン	0.003	0.03	
チオベンカルブ	0.02	0.2	
ベンゼン	0.01	0.1	
セレン及びその化合物	0.01	0.1	
ほう素及びその化合物	1※2	10	10
ふっ素及びその化合物	0.8※2	8	15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	10※3	100	
1,4-ジオキサン	0.05	0.5	

注)1.上水道水源地域であっても、次の場合は上水道水源地域に係る上乗せ排水基準は適用されず、表中のその他の地域に係る排水基準が適用される。

※1 テトラクロロエチレン：洗濯業の用に供する洗浄施設を設置する特定事業場で、1日あたりの平均的な排出水の量が10m³未満のもの

※2 ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物：旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場

※3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物：し尿浄化槽を設置する特定事業場であって、平成13年7月1日現在の特定施設を平成14年4月1日において設置しているもの（設置する工事をしているものを含む。）が、し尿処理施設に係る排水を排出する排出口から排出する水

2.基準値の欄の網掛けは、上乗せ条例により設定された基準であることを示す。

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年3月31日　大阪府条例第8号）

：「水質汚濁防止関係法令のしおり（資料編）」（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課）

■上水道水源地域　　＜上乗せ条例別表第1号備考2、3＞

水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業(同条第5項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第4項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域で、次に掲げる地域をいう。

1　豊能郡能勢町天王簡易水道取水地点から上流の公共用水域に係る地域
2　軍行橋下流端から上流の猪名川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
3　箕面市箕面浄水場取水地点から上流の箕面川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
4　淀川大堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域
5　近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋橋りょう下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
6　堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域
7　和泉市に位置する惣ガ池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
8　貝塚市蕎原浄水施設取水地点から上流の公共用水域に係る地域
9　泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
10　泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
11　泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年3月31日　大阪府条例第8号）
　　：「水質汚濁防止関係法令のしおり（資料編）」（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課）

図 2.1-17　上水道水源地域

表 2.1-45　枚方市公害防止条例に基づく排出基準（有害物質）

有害物質	基準値(mg/L)		有害物質	基準値(mg/L)	
	淀川	寝屋川		淀川	寝屋川
カドミウム及びその化合物	0.003	0.03	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.4
シアン化合物	注）1	1	1,1,1-トリクロロエタン	1	3
有機燐化合物	注）1	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.06
鉛及びその化合物	0.01	0.1	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.02
六価クロム化合物	0.02	0.2	チウラム	0.006	0.06
砒素及びその化合物	0.01	0.1	シマジン	0.003	0.03
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	0.005	チオベンカルブ	0.02	0.2
			ベンゼン	0.01	0.1
ポリ塩化ビフェニル	注）1	0.003	セレン及びその化合物	0.01	0.1
トリクロロエチレン	0.01	0.1	ほう素及びその化合物	1	10
テトラクロロエチレン	0.01	0.1	ふっ素及びその化合物	0.8	8
ジクロロメタン	0.02	0.2	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10	100
四塩化炭素	0.002	0.02			
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.04			
1,1-ジクロロエチレン	0.1	1	1,4-ジオキサン	0.05	0.5
			アルキル水銀化合物	注）1	注）1

注）1.検出されないこと
出典：「枚方市公害防止条例施行規則」（枚方市規則第７号）
　　：「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年3月　大阪府条例第8号）

3) 騒音及び振動に係る規制

a) 工場・事業所に係る騒音及び振動

工場・事業所に対しては、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、その敷地境界線上における規制基準が定められている。

特定工場等で発生する騒音の規制基準を表 2.1-46 に、振動の規制基準を表 2.1-47 に示す。

表 2.1-46　特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分＼時間の区分		朝 午前 6 時から午前 8 時まで	昼間 午前 8 時から午後 6 時まで	夕 午後 6 時から午後 9 時まで	夜間 午後9時から翌日の午前 6 時まで
第1種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域		45ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	50ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	45ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	40ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下
第2種区域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域		50ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	55ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	50ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	45ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下
第3種区域 近隣商業地域、商業地域並びに準工業地域		60ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	65ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	55ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下
第4種区域（工業地域等）	既設の学校、保育所等の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域	60ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	65ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	55ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下
	その他の区域	65ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	70ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	65ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日　厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）
：「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年10月26日　大阪府規則第81号）
：「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域についての規制基準」（平成13年4月1日　枚方市告示第106号）

表 2.1-47　特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分＼時間の区分		昼間 午前 6 時から午後 9 時まで	夜間 午後 9 時から翌日午前6時まで
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域	60ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	55ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下
第2種区域(Ⅰ)	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下
第2種区域(Ⅱ)（工業地域等）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の区域	65ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	60ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下
	その他の区域	70ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下	65ﾃﾞｼﾞﾍﾞﾙ以下

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年11月10日　環境庁告示第90号）
：「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年10月26日　大阪府規則第81号）
：「振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域についての規制基準」（平成13年4月1日　枚方市告示第108号）

b)　特定建設作業に係る騒音及び振動

大阪府内では、規制地域において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合には、作業の開始の 7 日前までに、「騒音規制法」、「振動規制法」または「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出が必要である。特定建設作業によって発生する騒音及び振動の規制基準を表 2.1-48 に示す。

表 2.1-48　特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準

区域の区分	規制基準	作業可能時刻	最大作業時間	最大作業期間	作業日
1 号区域	騒音：85 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	午前 7 時～19 時	1 日あたり 10 時間	連続6 日間	日曜その他の休日を除く日
2 号区域	振動：75 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ	午前 6 時～22 時	1 日あたり 14 時間		
特定建設作業（騒音）	1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） 2. びょう打機を使用する作業 3. 削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る） 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る）を使用する作業（削岩機の動力として使用するものを除く） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） 6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る）を使用する作業 7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る）を使用する作業 8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第 2 の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る）を使用する作業 9. 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る） 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業				
特定建設作業（振動）	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る） 4. ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る） 5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る）を使用する作業				

［備考］1. 1 号区域　：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
工業地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域

2. 2 号区域　：工業地域のうち 1 号区域以外の地域の他、府条例では工業専用地域の一部、空港敷地の一部及び水域の一部も該当する。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日　厚生省・建設省告示第 1 号）
：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日　総理府令第58号）
：「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年 10 月 26 日　大阪府規則第 81 号）
：「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準に基づく区域」（平成 13 年 4 月 1 日　枚方市公告第 6 号）

c） 自動車騒音及び道路交通振動

自動車騒音及び道路交通振動に係る要請限度は、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づき、表 2.1-49、表 2.1-50、表 2.1-51 のとおり設定されており、事業計画地周辺の区域指定状況はそれぞれ図 2.1-18 及び図 2.1-19 に示すとおりである。

自動車騒音が要請限度を超え、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定による措置を執るべきことを要請することができるとしている。また、特に必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資するよう、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができるとしている。

表 2.1-49　自動車騒音に係る要請限度

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		6 時 ～ 22 時	22 時～翌日の 6 時
a 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域	1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

［備考］ 1. a 区域 ：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
b 区域 ：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
c 区域 ：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
2. 車線とは、1 縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年 3月 2日　総理府令第15号）
：「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分」（平成13年4月1日　枚方市公告第7号）

表 2.1-50　自動車騒音に係る要請限度（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼　　間 6時～22時	夜　　間 22時～翌日の6時
75 デシベル	70 デシベル

［備考］1. 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
2. 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 ：15 メートル
3. 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 ：20 メートル

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年 3月 2日　総理府令第15号）

また、道路交通振動が要請限度を超え、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市町村長は道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置を執るべきことを要請することができるとしている。

表 2.1-51　道路交通振動に係る要請限度

時間の区分／区域の区分	昼間	夜間
	6時～21時	21時～翌日の6時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

［備考］1.　第1種区域：　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域

2.　第2種区域：　近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日　総理府令第58号）
：「振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度の区域及び時間の区分」（平成13年4月1日枚方市公告第9号）

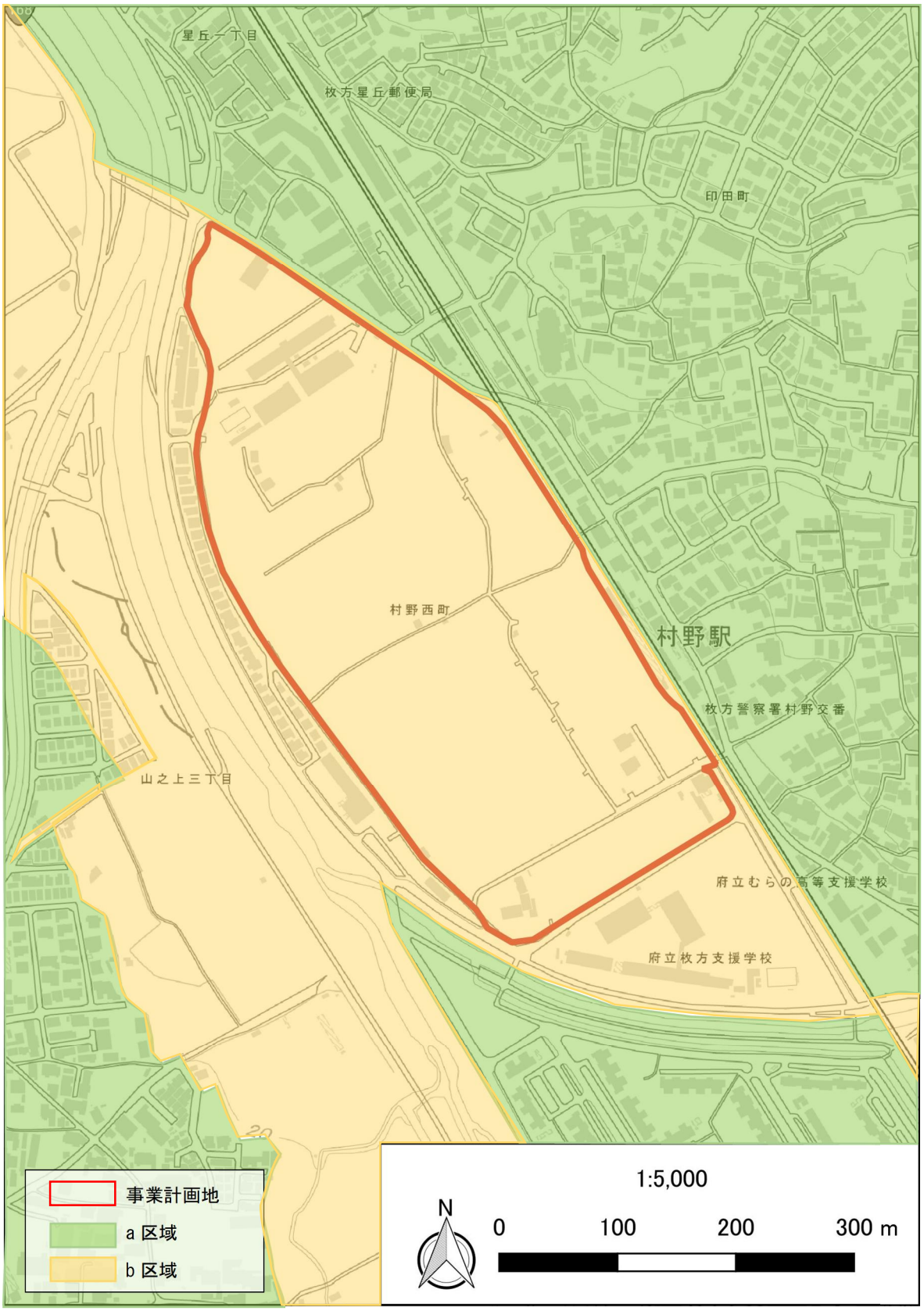

注）1.「大阪府地図情報提供システム（用途地域）」（大阪府）をもとに作成

図 2.1-18　騒音規制法（自動車騒音の要請限度）に係る事業計画地周辺の区域指定状況

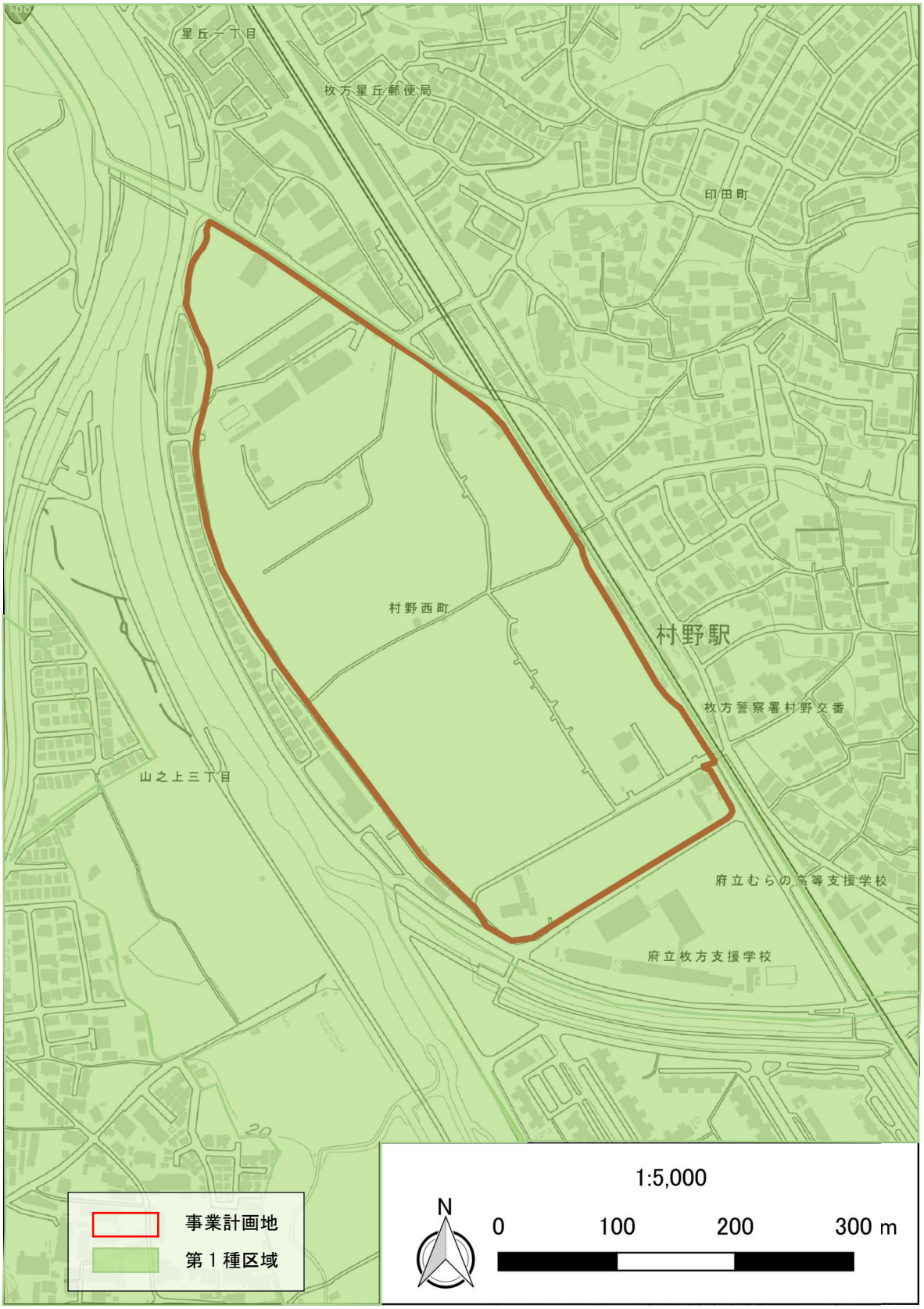

注）1.「大阪府地図情報提供システム（用途地域）」（大阪府）をもとに作成

図 2.1-19　振動規制法（道路交通振動の要請限度）に係る事業計画地周辺の区域指定状況

4) 悪臭に関する規制

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）は、工場または事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制し、悪臭対策を推進することにより、生活環境の保全と人の健康の保護を目的として制定されたもので、指定地域（枚方市の全域）では、事業活動に伴って発生する特定悪臭物質（アンモニア、メチルメルカプタン等 22 物質）について、敷地境界線、排出口及び排出水での規制基準の遵守が義務づけられている。

枚方市では、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき規制地域を指定するとともに、事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準について、表 2.1-52 のように定めている。

表 2.1-52　悪臭防止法に基づく規制基準

	特定悪臭物質の種類	規 制 基 準
1	アンモニア	大気中における含有率が 1,000,000 分の 1
2	メチルメルカプタン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.002
3	硫化水素	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.02
4	硫化メチル	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.01
5	二硫化メチル	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.009
6	トリメチルアミン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.005
7	アセトアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.05
8	プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.009
10	イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.02
11	ノルマルバレルアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.009
12	イソバレルアルデヒド	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.003
13	イソブタノール	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.9
14	酢酸エチル	大気中における含有率が 1,000,000 分の 3
15	メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 1
16	トルエン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 10
17	スチレン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.4
18	キシレン	大気中における含有率が 1,000,000 分の 1
19	プロピオン酸	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.03
20	ノルマル酪酸	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.001
21	ノルマル吉草酸	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.0009
22	イソ吉草酸	大気中における含有率が 1,000,000 分の 0.001

［備考］1. 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準（悪臭防止法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準）

出典：「悪臭防止法」（昭和 46 年 6 月 1 日　法律第 91 号）

：「悪臭防止法に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域についての規制基準」（平成 13 年 4 月 1 日　枚方市告示第 109 号）

5)　地盤沈下に関する規制

枚方市では、平成 26 年 4 月の「枚方市公害防止条例」の全面改正により、これまで全面的に禁止していた地下水採取の規制を見直し、基本的に地下水を採取することができるようになった。ただし、動力を用いて地下水を採取する揚水施設を設置しようとする場合は、事前に届出が必要であり、設置しようとする揚水施設は、揚水施設に係る構造上の基準を遵守することとされている。

6)　土壌汚染に関する規制

土壌汚染対策法では、土壌汚染の可能性の高い土地について、土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務付け、土壌汚染が判明した区域は指定され、人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じること等が定められている。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、法の規制を基本に調査対象物質にダイオキシン類を加えるとともに、土壌汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加し、土地の所有者等の責務についても規定している。大阪府の土壌汚染対策制度に係る管理有害物質及び基準値を表 2.1-53 に示す。

表 2.1-53　大阪府の土壌汚染対策制度に係る管理有害物質及び基準値

分類			項目	含有量基準（指定基準）(mg/kg)	溶出量基準（指定基準）(mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
管理有害物質（府条例）	特定有害物質（土壌汚染対策法）	（第1種特定有害物質）揮発性有機化合物	クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）	―――	0.002 以下	0.02 以下
			四塩化炭素	―――	0.002 以下	0.02 以下
			1，2－ジクロロエタン	―――	0.004 以下	0.04 以下
			1，1－ジクロロエチレン（塩化ビニリデン）	―――	0. 1以下	1以下
			1，2－ジクロロエチレン	―――	0.04 以下	0.4 以下
			1，3－ジクロロプロペン（D-D）	―――	0.002 以下	0.02 以下
			ジクロロメタン（塩化メチレン）	―――	0.02 以下	0.2 以下
			テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）	―――	0.01 以下	0.1 以下
			1，1，1－トリクロロエタン	―――	1 以下	3 以下
			1，1，2－トリクロロエタン	―――	0.006 以下	0.06 以下
			トリクロロエチレン	―――	0.01 以下	0.1 以下
			ベンゼン	―――	0.01 以下	0.1 以下
		（第2種特定有害物質）重金属等	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 0.09 以下
			六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
			シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出されないこと	シアン 1 以下
			水銀及びその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
			うちアルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
			セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
			鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
			砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
			ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
			ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下
		（第3種特定有害物質）農薬等	シマジン（CAT）	―――	0.003 以下	0.03 以下
			チオベンカルブ（ベンチオカーブ）	―――	0.02 以下	0.2 以下
			チウラム	―――	0.006 以下	0.06 以下
			ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）	―――	検出されないこと	0.003 以下
			有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	―――	検出されないこと	1 以下
	ダイオキシン類			1000pg-TEQ/g 以下	―――	―――

注）1. mg/kg（土壌１キログラムにつきミリグラム）　　mg/L（検液１リットルにつきミリグラム）
2. pg-TEQ/g（土壌１グラムにつきピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値〕）
3. カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンは省令等の改正により、令和３年４月１日から基準値が変更

出典：「大阪府の土壌汚染対策制度」（令和３年４月　大阪府）

7) 日照阻害に関する規制

大阪府では、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域において、日影時間を規制している。その内容は、表 2.1-54 に示すとおりである。

表 2.1-54　大阪府建築基準法施行条例による日影規制

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	対象区域	法別表第4（に）欄の号	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 又は田園住居地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数3以上の建築物	1.5m	容積率が10分の5又は10分の6の区域	(1)	3時間	2時間
			容積率が10分の8又は10分の10の区域で、外壁の後退距離の限度が1.5mのもの及び第1種高度地区で外壁の後退距離が1.0mのもの			
			容積率が10分の8又は10分の10の区域（外壁の後退距離の限度が1.5mのもの及び第1種高度地区で外壁の後退距離の限度が1.0mのものを除く。）	(2)	4時間	2.5時間
			容積率が10分の15の区域で第1種高度地区であるもの			
			容積率が10分の15の区域（第1種高度地区を除く。）	(3)	5時間	3時間
			容積率が10分の20の区域			
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	容積率が10分の10又は10分の15の区域 容積率が10分の20の区域で第1種高度地区であるもの	(1)	3時間	2時間
			容積率が10分の20の区域（第1種高度地区を除く。）	(2)	4時間	2.5時間
			容積率が10分の30の区域	(3)	5時間	3時間
第1種住居地域・第2種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	容積率が10分の20の区域で第1種高度地区であるもの	(1)	4時間	2.5時間
			容積率が10分の20の区域（第1種高度地区を除く。）	(2)	5時間	3時間
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	高さが10mを超える建築物	4m	全区域	(2)	4時間	2.5時間

［備考］1. この表において日影時間とは、冬至日の真太陽時の午前 8 時から午後 4 時までの間で、生じさせてはいけない日影時間の下限値をいう。
2. 第 1 種高度地区とは、高度地区のうち、都市計画において、建築物の各部分の高さを当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 0.6 を乗じて得たものに 5m を加えたもの以下としなければならない区域として定められた区域をいう。
3. 容積率とは、法第 52 条第 1 項第 1 号から 3 号までに規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。

出典：「建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集　抜粋」（監修：大阪府内建築行政連絡協議会）
「大阪府建築基準法施行条例」（令和 5 年 3 月 23 日、大阪府条例第 25 号）

8)　景観に関する規制

枚方市では、平成 6 年に景観形成の目標を「枚方の新たな魅力を創る」として、枚方市がめざすべき景観形成の方向と方針、及び、その実現に向けた取り組みのあり方を示した「枚方市都市景観基本計画」を策定し、市域の景観整備に取り組んできた。その後、同計画の実効性を高めるために、平成 10 年に「枚方市都市景観形成要綱」を制定し、地区指定による景観の保全・誘導や住民協定への支援、及び大規模建築物等の届出などによる景観誘導などの取り組みを進めていたが、平成 17 年の「景観法」の施行、大阪府の景観計画策定を受け、「景観法」に基づく「枚方市景観計画」と「枚方市景観条例」を定めることで、法的実効性をもたせ、より一層良好な景観形成の推進を図り、枚方の新たな魅力づくりの実現をめざしている。

事業計画地周辺は、景観計画区域のうち、良好な景観の形成を推進する必要があり、区域の特性を活かした景観の形成を図る区域である「景観形成区域」に指定されている（図 2.1-20 参照）。

また、天野川沿岸区域における景観形成基準を表 2.1-55 に示す。

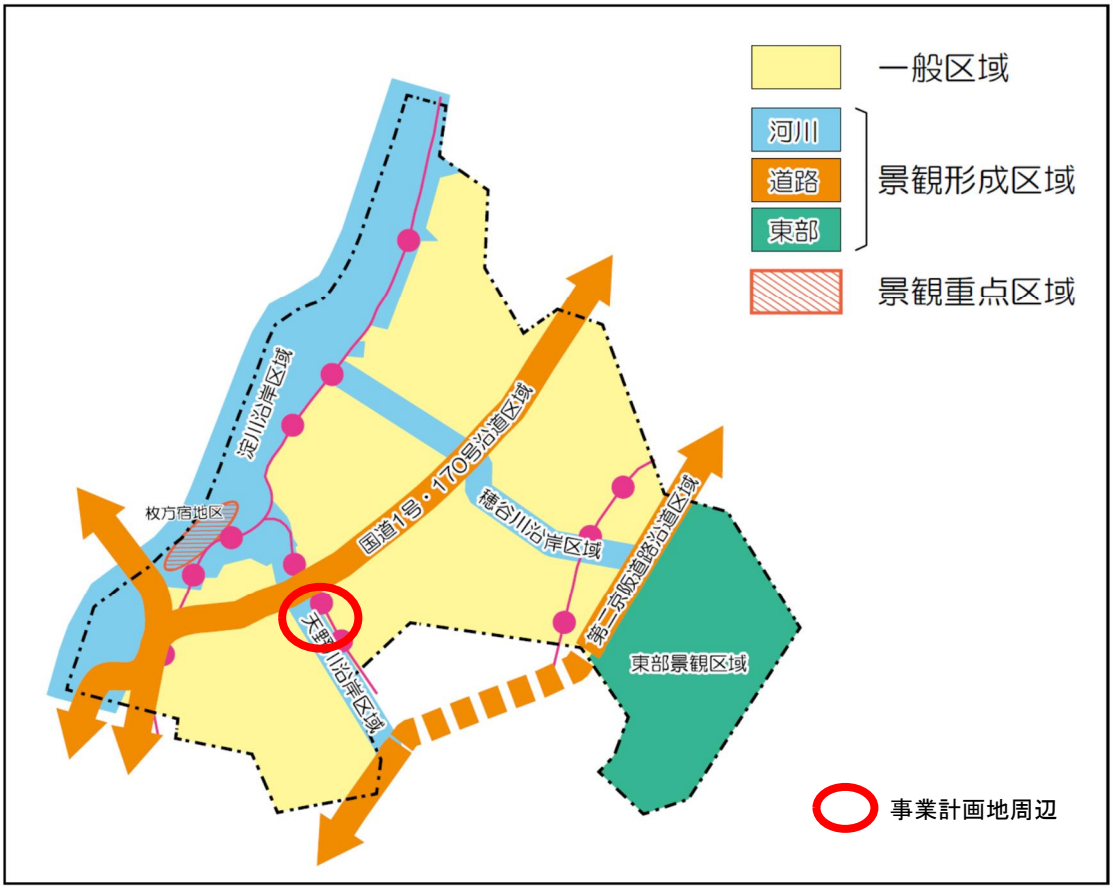

出典：「枚方市景観計画」（平成 28 年 10 月変更　枚方市）

図 2.1-20　景観計画の区域と区域区分

【河川景観軸の区域】

河川景観軸の区域は、市域を流下する主要な河川沿いの区域とし、淀川沿岸の河川区域から 500m幅の区域（河川区域の端から 500m付近の幹線道路、鉄道等を目安として定めた境界（当該境界に連続する商業系用途の区域等を含む。）とする。）と、穂谷川沿岸の河川区域から 50m幅の区域（ただし、東部景観区域は除く。）、並びに、天野川沿岸の河川区域から 50m幅の区域とする。

出典：「枚方市景観計画」（平成 28 年 10 月変更　枚方市）

表 2.1-55　区域別の景観形成基準（天野川沿岸区域）

対象項目			景観形成基準
全体計画			周辺の景観に調和したものとなるよう工夫する。
建築物等（これに附属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに附属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	（ア）ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 （イ）屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 （ウ）エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	（ア）高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。 （イ）屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外見	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化		（ア）敷地内には、緑を適切に配置する。 （イ）河川に面する敷際には、緑を適切に配置する。 （ウ）河川（堤防）に通じる道路に面する敷際には緑を適切に配置する。 （エ）緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物の基準	工作物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしない。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
		意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化		（ア）敷地内には、緑を適切に配置する。 （イ）河川に面する敷際には、緑を適切に配置する。 （ウ）河川（堤防）に通じる道路に面する敷際には緑を適切に配置する。 （エ）緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

出典：「枚方市景観計画」（平成 28 年 10 月変更　枚方市）

(4) 環境関連計画等

1) 大阪府域の地域公害防止計画

大阪地域においては、内閣総理大臣の指示に基づき、昭和 47 年 12 月に昭和 47 年度を初年度とする昭和 56 年度までの 10 年間の大阪地域公害防止計画を策定し、その後、社会経済情勢等の変化を踏まえ、昭和 52 年度、昭和 57 年度、昭和 62 年度、平成 4 年度、平成 9 年度、平成 14 年度及び平成 19 年度の計 8 次にわたり計画を策定し各種施策が推進されてきた。

この間、硫黄酸化物による大気汚染対策等にみられるように、公害対策は大きな成果を上げてきたが、生活様式及び産業構造の変化等、社会経済情勢の変化に伴って公害に係る問題が多様化し、依然として都市生活型公害を中心に重点的な取組を要する課題が多く残されていることから、第 9 次大阪地域公害防止計画が策定された。

第 9 次大阪地域公害防止計画の概要は、表 2.1-56 に示すとおりである。

表 2.1-56　第 9 次大阪地域公害防止計画の概要

項目	概要
対象地域の範囲	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町
計画の期間	平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間
計画の目標	環境基準未達成項目について、環境基準が達成されるよう努める。
主要な課題	大阪湾の水質汚濁、河川の水質汚濁、大気汚染、地下水汚染、土壌汚染、騒音とし、そのうち主要課題は、以下のとおりである。 1. 大阪湾の水質汚濁 大阪湾のＣＯＤに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。また、大阪湾内のダイオキシン類及びＰＣＢによる底質汚染の防止を図る。 2. 河川の水質汚濁 ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のＢＯＤに係る水質汚濁の防止を図る。

出典：「第 9 次大阪地域公害防止計画」（平成 24 年 3 月　大阪府）

2) 大阪府の環境総合計画

大阪府では、「大阪府環境基本条例」に基づき、現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「2030 大阪府環境総合計画」を策定している。「2030 大阪府環境総合計画」では、持続可能な社会に向けて 2050 年のめざすべき将来像と、それを見据えた 2030 年の実現すべき姿、及びその実現に向けた施策の基本的な方向性を明確化している。また、施策の基本的な方向性に基づき各分野において具体的な目標・施策を示した個別計画を策定し、これらを一体として環境総合計画とすることにより、環境施策を総合的に推進・展開している。

「2030 大阪府環境総合計画」の概要は、表 2.1-57 に示すとおりである。

表 2.1-57 「2030 大阪府環境総合計画」の概要

計画の期間	2021 年度から 2030 年度までの 10 年間
計画の対象地域	大阪湾を含む大阪府全域
2050 年のめざすべき将来像	大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会
2030 年の実現すべき姿	2025 年の大阪・関西万博では、そのテーマである「いのち輝く未来社会」に関する先進的なアイデアが示される見通しであり、2030 年には、そのアイデアが社会実装されていること、また SDGs 実現の目標年が 2030 年であることも鑑みて、2030 年に実現すべき姿（いのち輝く SDGs 未来都市・大阪 ―環境施策を通じて―）を設定し、誰一人としてとり残されることなく、活力に満ち溢れた社会の実現をめざす。 その実現に向けた環境施策として、「脱炭素・省エネルギー」、「資源循環」、「全てのいのちの共生」、「健康で安心な暮らし」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」の５つの分野を設定し、2030 年の各分野において実現すべき大阪の姿を目指して取組みを推進する。

出典：「2030 大阪府環境総合計画」（2021 年 3 月 大阪府）

3) 東部大阪都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）は、都市計画区域内の都市の将来の都市計画の基本的な方向性を示すものとして、平成 12 年 5 月の都市計画法改正により創設されたもので、枚方市は、都市計画区域の再編に伴い、東部大阪都市計画区域に編入された。大阪府では、平成 16 年 4 月に「東部大阪都市計画区域マスタープラン」を定めている。「東部大阪都市計画区域マスタープラン」を含む「大阪都市計画区域マスタープラン」の概要は、表 2.1-58 に示すとおりである。

なお、事業計画地周辺は、「東部大阪都市計画区域マスタープラン」における区域区分（線引き）の決定に関する方針において、市街化区域への編入を保留する区域に指定されている（表 2.1-59、図 2.1-21 を参照）。

表 2.1-58 「大阪都市計画区域マスタープラン」の概要

目標年次	令和 12 年
大阪の都市づくりの 基本目標	国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成 安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現 多様な魅力と風格ある大阪の創造
大阪の都市づくりの 方向性	大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化 国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造 災害に強い都市の構築 産業・暮らしを支える都市環境の整備 環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成 地域資源を活かした質の高い都市づくり
大阪の都市づくりの視点	大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりの推進 多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進

出典：「東部大阪都市計画区域マスタープラン」（令和 2 年 10 月　大阪府）

表 2.1-59 市街化区域への編入を保留する制度

制度の概要	第 8 回区域区分変更時に市街化区域へ編入する必要性・見通しが認められるものの、その時点で事業実施の確実性の不足等の理由により、市街化区域への編入の条件を満たしていない区域のうち、計画的な事業の実施がおおむね 5 年以内に実施される見込みがあると認められる区域については、市街化区域への編入を保留する区域とする。
制度の活用に関する 留意事項	随時市街化区域へ編入できる区域は、保留区域に限るものとし、保留区域は区域区分の一斉見直し時にあわせて見直す。保留区域の設定は、計画的な事業の実施が前提であり、事業の実施の見通しについては、厳格に判断を行う。
保留区域	図 2.1-21 に示す地区

出典：「東部大阪都市計画区域マスタープラン」（令和 2 年 10 月　大阪府）

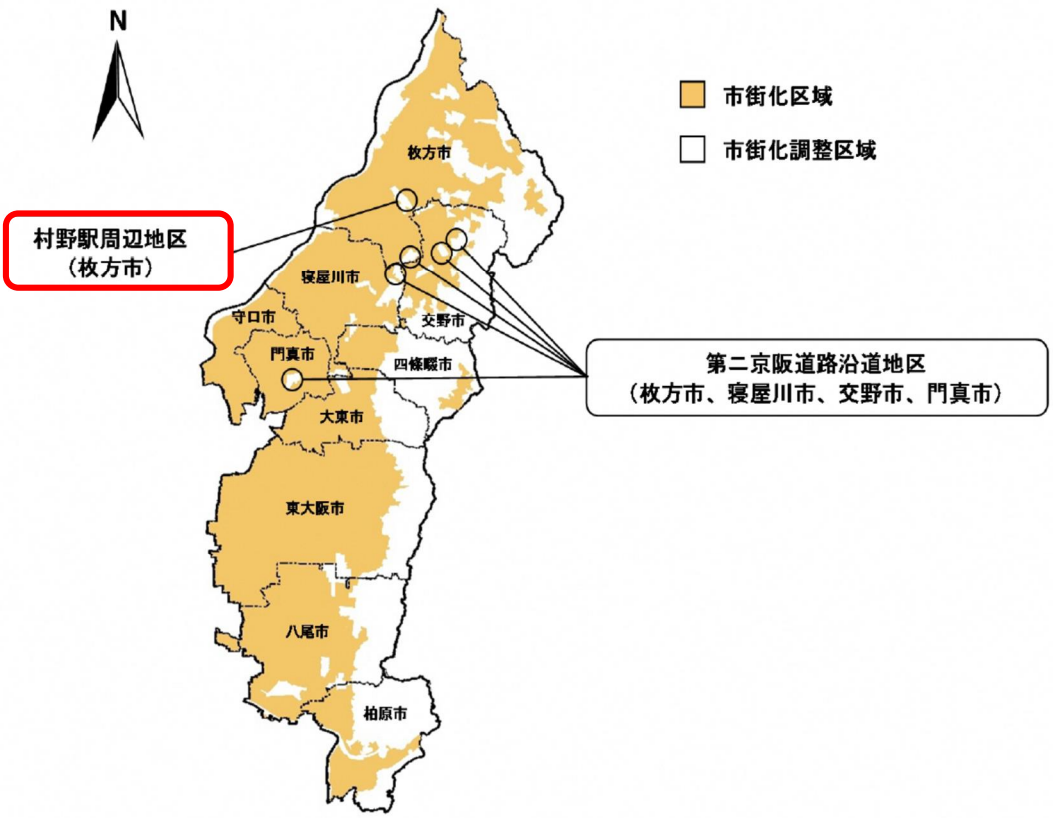

出典：「東部大阪都市計画区域マスタープラン」（令和 2 年 10 月　大阪府）

図 2.1-21　市街化区域への編入を保留する区域

4) 枚方市及び交野市の総合計画

枚方市では、市のめざすべき将来像を定め、長期的な視点に立って計画的に市政を運営していくため、市の最上位計画である「第 5 次枚方市総合計画」を平成 28 年 3 月に策定している。

「第 5 次枚方市総合計画」の概要は、表 2.1-60 に示すとおりである。

表 2.1-60 「第 5 次枚方市総合計画」の概要

計画期間	平成 28 年度～平成 39 年度
めざすまちの姿	持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち　枚方
まちづくりの基本目標	【安全で、利便性の高いまち】 ・地震や豪雨などの災害に強いまちとなるために、市民の防災意識を高めるとともに、都市基盤の整備を進めるなど、防災力の向上を図る ・警察などの関係機関との連携や地域におけるつながりの強化などにより、犯罪の少ないまちをめざす ・道路交通網の計画的な整備などを進め、交通渋滞を緩和するとともに、誰もが安全に通行できる環境整備を図る ・公共交通機関の利便性向上や都市機能を集約した拠点整備などを図ることにより、快適で暮らしやすいまちづくりを進める 【健やかに、生きがいを持って暮らせるまち】 ・誰もが日頃から健康増進を図ることができる環境づくりや、疾病の予防・早期発見につながる取り組みを進めるなど、市民の健康づくりを推進する ・地域の各医療機関の連携強化を進めながら、住み慣れた地域で必要な医療が受けられる地域医療の充実を図る ・高齢者や障害者などが生きがいを感じながら、地域で自立した生活ができる環境づくりを進める ・性別や国籍などの違いを越え、すべての人の人権が大切にされるよう、人権意識の高揚を図るとともに、平和社会の実現に取り組む 【一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち】 ・次代を担う子どもを安心して産み育てられるまちをめざし、子どもたちの健やかな成長を社会全体で見守っていく環境づくりを進める ・子どもたちの豊かな人間性を伸ばすとともに、確かな学力の定着に取り組むなど、生きる力を育む教育の推進とその環境の充実を図る ・あらゆる世代の人が、文化芸術やスポーツなどに親しみ、生きがいを持って学び続けることのできる環境づくりを進める 【地域資源を生かし、人々が集い活力がみなぎるまち】 ・中心市街地の活性化により、人々が集い交流し、さまざまな活動が活発に展開される拠点づくりを進める ・枚方市の貴重な歴史や文化などの地域資源を生かしながら、市民が愛着を持ち、また、多くの人が訪れたいと思えるまちづくりを進める ・市内大学の知的資源や多くの学生の活力を、まちづくりに生かす取り組みを進める ・関係機関と連携を図りながら、市民がいきいきと働ける環境づくりを進める。また、市内産業の振興を図り、まちの活力を創出するとともに、市の貴重な資源である農業の保全・活用を図る 【自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち】 ・市民が将来にわたり良好な環境を享受できるよう、東部地域などの豊かなみどりのほか、公園や河川といった身近な自然を守り育てることで、自然環境を大切にするまちをめざす ・ごみ減量や資源循環、省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーの利用を促進するなど、地球環境に配慮した取り組みを進める ・地域での美化活動など、きれいなまちをつくる意識を高めるとともに、地域資源を生かしながら、景観に配慮した美しいまち並みの形成に取り組む。
基本構想を実現するために	市民等がまちづくりに参画しやすい環境づくりの推進 効率的・効果的な市政運営、広域的な連携と地方分権の推進

出典：「第 5 次枚方市総合計画」（平成 28 年 3 月　枚方市）

交野市では、まちづくりの「設計図」として、令和 16 年度（2034 年度）を目標年次とする「第 5 次交野市総合計画」を令和 5 年 1 月に策定している。「第 5 次交野市総合計画」は、「基本構想」と「基本計画」、「実施計画」で構成されている。

「第 5 次交野市総合計画」の概要は、表 2.1-61 に示すとおりである。

表 2.1-61　「第 5 次交野市総合計画」の概要

計画期間	令和 5 年度～令和 16 年度
まちの将来像	懐かしさと新しさが交わる　みんなのこころが和むまち かたの
まちづくりの目標	【みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶまち】 ・豊かで思いやりの心が育まれ、主体的にのびのびと学んでいくまちを目指す ・若い世代にここで子育てをしたいと感じてもらえるまちを目指す 【みんなが互いを認め支え合い、笑顔と元気があふれるまち】 ・住み慣れた地域において、心も身体も健やかで充実した暮らしが実現できるまちを目指す。 ・それぞれの価値観や生き方を尊重し、お互いに認め合い、共に笑顔で平和に暮らすことができるまちを目指す 【みんなが助け合い、安心して住み続けられるまち】 ・自然災害などの様々なリスクに対し、被害を最小限に止めることができるまちを目指す ・時代の変化を踏まえた助け合いの仕組みを考え、いつまでも安心して日常生活を送ることができるまちを目指す 【みんながつどい交流し、活力が生まれるまち】 ・将来にわたって地域の活力が生み出されるまちを目指す ・生活インフラを適切に維持し、みんなが住み続けたいと思えるまちを目指す 【みんなで自然や文化を慈しみ、次世代に引き継いでいくまち】 ・自然・生活環境や、歴史・文化を次世代に引き継いでいくことができるまちを目指す ・環境負荷の少ない暮らしや活動を進め、未来へとつながるまちを目指す
基本姿勢	【多様な主体との協働】 ・行政、市民、団体、事業者など、まちづくりに関わる多様な主体が、連携・協力することが大切 ・地域の多様な力を活かしたまちづくりに取り組む 【持続可能な行政運営】 ・将来にわたって必要な行政サービスを安定的に提供 ・財源や人材、施設などの資源を、最適かつ効果的に活用 ・行政事務の効率化を図るため、全庁的に DX を推進

出典：「第 5 次交野市総合計画」（令和 5 年 1 月　交野市）

5) 枚方市及び交野市の都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、市の都市計画の基本的な方針を示すもので、この都市計画マスタープランに沿って、土地利用の規制や誘導、道路、公園、下水道などの具体的な都市計画が定められる。

枚方市では、「まち・ひと・自然がつながり、持続的に発展する都市」を目指し、「枚方市都市計画マスタープラン」を策定している。

「枚方市都市計画マスタープラン」の概要は、表 2.1-62 に示すとおりである。

表 2.1-62 「枚方市都市計画マスタープラン」の概要

計画期間	平成 29（2017）年度から令和 8（2026）年度までの 10 年間
将来都市像	まち・ひと・自然がつながり、持続的に発展する都市
都市づくりの基本方針	1. 便利で快適に暮らせる計画的な都市づくり 2. 都市基盤や公共交通ネットワークが充実した都市づくり 3. 安全安心の都市づくり 4. 水や緑の豊かな地域資源を生かし、質が高く潤いのある都市づくり
めざすべき都市構造	1. 自然や地形的特徴を踏まえた都市づくりを進める。 2. 鉄道やバスなどの交通利便を生かし、公共交通を軸とした都市の形成を促進するため、鉄道駅などの周辺に、都市拠点を配置し、それぞれの特性に応じて居住及び都市機能の集積を図るなど、計画的な都市づくりを進め、集約型都市構造の実現をめざす。 3. 都市拠点では、拠点相互の連携と都市機能の集積などにより、医療などの各種サービスの提供が図られるとともに、多くの人が訪れ賑わいと魅力ある拠点の形成を促進する。 4. 広域的な幹線道路や都市拠点などを結ぶ幹線道路の道路ネットワークは、市内外の交流を促進させ、経済産業の大動脈となる「都市間交流軸」として充実を図る。 5. 鉄道網やバス路線網の公共交通ネットワークにおいては、相互の結節性を高めるとともに、公共交通を持続させ、都市拠点間や生活圏域などからの移動を支える「生活交流軸」として充実を図る。

出典：「枚方市都市計画マスタープラン」（平成 29 年 3 月、令和 4 年 3 月一部改定　枚方市）

交野市では、「懐かしさと新しさが交わる みんなのこころが 和むまち かたの」を目指して、「交野市都市計画マスタープラン」を策定している。

「交野市都市計画マスタープラン」の概要は、表 2.1-63 に示すとおりである。

表 2.1-63 「交野市都市計画マスタープラン」の概要

計画目標年次	令和 5（2023） 年度から令和 14（2032） 年度までの 10 年間
目指すべき将来像	懐かしさと新しさが交わる　みんなのこころが和むまち かたの
都市づくりの 基本的な考え方	“活”かすまち かたの
重点方針	「選ばれる都市づくり」 (1) 住みたくなる・住み続けたくなる都市づくり～若い世代に選ばれる～ (2) 地域の活力、経済活力を創出する都市づくり～事業者に選ばれる～
都市の目標	（1）若い世代や子育て世代が活き活きと暮らせるまち 買い物や通勤・通学に係る生活利便性が高く、子育てや新たな生活様式に対応した暮らしが求められている。交野市の自然環境に恵まれているといった特徴を活かし、若い世代や子育て世代が活き活きと暮らせるまちを目指す。 （2）活力あふれるまち 第二京阪道路の広域交通ネットワークの利点を活かした新たな都市機能や産業機能の立地誘導によるまちづくりのほか、既成市街地における空き家や空き店舗等のリノベーションや社会実験的取組など小さなまちづくり活動を通じて、まち全体に活力があふれるまちを目指す。 （3）安全・安心に活動できるまち 超高齢社会の到来によるユニバーサルな都市空間の実現をはじめ、近年、頻発する大規模地震や気候変動に伴う集中豪雨等による自然災害時への対応を見据え、誰もが安全・安心に活動できるまちを目指す。 （4）みどりや地域資源を活用した魅力あるまち 農地、豊かな山並み、まちなかのみどりや農地、地域に根付く歴史・文化資源など交野市を特徴づける様々な地域資源を活用し、魅力あるまちを目指す。

出典：「交野市都市計画マスタープラン」（令和 5 年 4 月　交野市）

6) 枚方市及び交野市の環境基本計画

枚方市では、令和元年 6 月に「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」、令和 2 年 2 月に「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」を行うなど、環境施策に対して重点的に取り組みを進めてきたが、さらなる環境施策の推進に向けて、今後の基本的な方向性を定めた「第 3 次枚方市環境基本計画」を策定している。

「第 3 次枚方市環境基本計画」では、枚方市が魅力的で活気あるまちとして発展を続けながら、豊かな環境を後世に引き継いでいけるよう、「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」をテーマとし、SDGs との関係性を明確にすることで、計画の推進と同時に SDGs のゴール達成に寄与することをめざしている。

「第３次枚方市環境基本計画」の概要は、表 2.1-64 に示すとおりである。

表 2.1-64 「第 3 次枚方市環境基本計画」の概要

計画期間	令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間
計画のテーマ	地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境 ～住み続けたいまち 枚方～
将来の環境の姿	・多くの人が環境保全活動に参加している。 ・人と環境に配慮した公共交通が整っている。 ・かつての宿場町の風情を生かし歴史的なまちなみが確保されている。 ・淀川には、多くの魚や鳥が訪れている。 ・住宅地では、多くの家庭で再生可能エネルギーの利用が拡大し、環境に配慮したライフスタイルが定着している。 ・東部地域の里山では、豊かな生態系が保たれ、多くの人が自然とふれあっている。
分野と分野別の 基本目標	「地球環境」：脱炭素化を推進するまちをめざす 「自然環境」：自然が保全され、人と自然が共生するまちをめざす 「資源循環」：環境負荷の少ない、資源が循環したまちをめざす 「都市環境・生活環境」：健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざす
分野横断的な基本目標	「パートナーシップ・環境教育」：すべての主体が環境保全活動に取り組む

出典：「第 3 次枚方市環境基本計画」（令和 3 年 3 月　枚方市）

交野市では、平成 24 年（2012 年）3 月に「第一次交野市環境基本計画」策定され、同計画が終了する 10 年間において、脱炭素社会、循環型社会形成、生物多様性の危機等、同市を取り巻く環境情勢が大きく変化していることを踏まえ、未来へつなぐ環境づくりを推進するために、令和 4 年 3 月に「第二次交野市環境基本計画」を策定している。

市民・事業者をはじめ多様な主体が連携し、10 年後のビジョンの実現に向けて取り組むことで、交野市の環境・経済・社会の総合的発展の達成、持続可能なまちづくりの推進を目指している。「第二次交野市環境基本計画」の概要は、表 2.1-65 に示すとおりである。

表 2.1-65　「第二次交野市環境基本計画」の概要

計画期間	令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間
基本理念	未来へつなぐ環境づくり ～自然豊かな“かたの”を 次世代に引き継ぎ、未来への基盤をつくる～
4 つのビジョンと施策の展開	【脱炭素社会 ～2050 年カーボンニュートラルに向けた最初の 10 年の挑戦～】 ・ 再生可能エネルギーの導入：再生可能エネルギーの導入促進、 再生可能エネルギーに関する情報提供、環境負荷の少ない電力の購入の推進 ・ 脱炭素型ライフスタイルの構築：ゼロカーボンアクション 30(COOLCHOICE)の推進交通分野の脱炭素化、交野市環境マネジメントシステムの推進 ・ 交通分野の脱炭素化：スマートムーブの推進、ゼロエミッション車の導入促進、スマートモビリティの検討 【資源循環 ～資源が循環する、ごみの出ない社会をめざして～】 ・ ごみを出さないライフスタイルへの転換（リフューズ、リデュース、リユース）：ごみを出さないライフスタイルの普及、リユースの場の拡大、食品ロスの削減 ・ 資源を循環させるシステムの推進（リサイクル）：ごみの分別回収の徹底、製品プラスチックの分別回収の検討 ・ 長期的視点で考える循環型社会の構築：ごみの有料化の検討、剪定枝のバイオマス発電での活用 【自然共生 ～緑豊かな交野市の環境を次世代へ～】 ・ 自然環境の保全と自然と人間の共存：里山・生物多様性の保全、田畑の計画的な維持、獣害被害への対応、特定外来生物への対応 ・ 自然を活用していく活動：まちなかのグリーンインフラの設置、里山保全、水環境の活用、観光資源との関わり ・ 地域と環境に配慮した農業の推進：地産地消の推進、環境に配慮した農業の推進、農業維持のための方策の検討 【生活環境 ～市民みんなでつくる安心して生活ができる空間～】 ・ 安全・安心な生活環境：環境調査・監視の実施、水環境の保全、気候変動への適応策、まちなかの空き家の発生抑制 ・ まちなかのグリーンインフラの創出：まちの美化・緑化運動の推進、公園の適切な維持管理 ・ 観光・文化資源の保全：観光資源の活用、文化財の保護

出典：「第二次交野市環境基本計画」（令和 4（2022）年 3 月　交野市）

2.2　生活環境

2.2.1　大気環境

(1)　大気質の状況

枚方市内と交野市内では「大気汚染防止法」に基づき、大気汚染状況を経年的に把握するため、大気汚染物質の常時監視を行っている。令和 3 年度は、枚方市では一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）3 局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）2 局の計 5 局で測定を行っており、交野市では一般局 1 局のみで測定を行っている（表 2.2-1 参照）。

事業計画地周辺の大気汚染常時監視測定局は、枚方市役所局（枚方市）、中振局（枚方市）、交野市役所局（交野市）である（図 2.2-1 参照）。

表 2.2-1　枚方市及び交野市における大気汚染常時監視測定局及び測定項目

測定局	所在地	種別	一酸化窒素・二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄
楠葉	枚方市楠葉並木 2-29-3	一般	●	●		●	
枚方市役所	枚方市大垣内町 2-1-20	一般	●	●		●	●
王仁公園	枚方市王仁公園 1	一般	●	●	●	●	
招提	枚方市招提南町 3-1022-1	自排	●	●			
中振	枚方市南中振 3-294-8	自排	●	●	●		●
交野市役所	交野市私部 1-1-1	一般	●	●		●	
一般局 4 局別測定局数			4	4	1	4	1
自排局 2 局別測定局数			2	2	1	0	1

注）1.「 ▭ 」は事業計画地周辺の測定局を示す。
出典：「2022 年度　大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府）

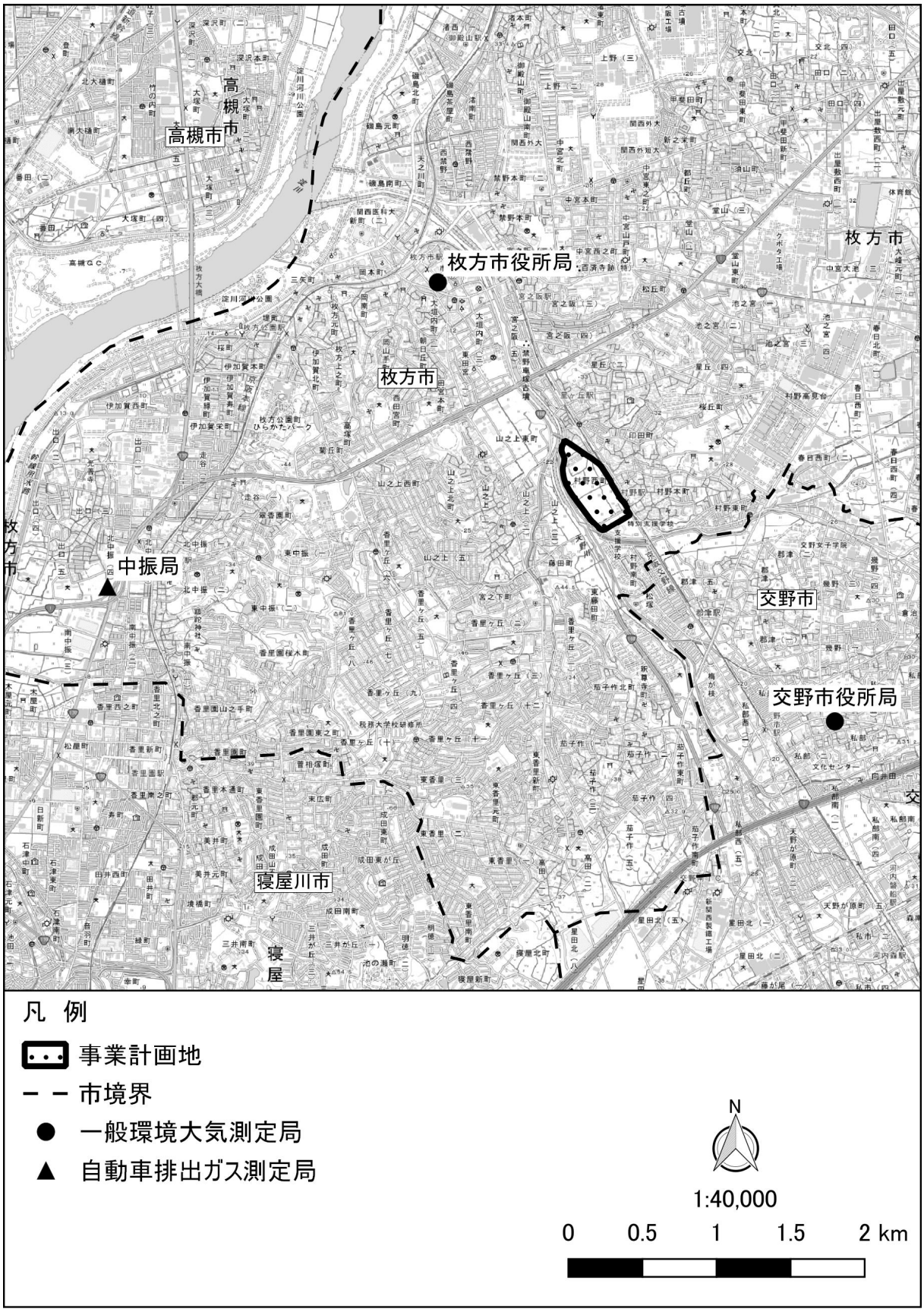

注）1.「2022 年度　大気汚染常時監視測定局測定結果」（大阪府）をもとに作成

図 2.2-1　大気汚染物質の常時監視測定局配置図

1) 窒素酸化物

枚方市役所局、中振局及び交野市役所局における二酸化窒素(NO_2)及び窒素酸化物の平成 29 年度から令和 3 年度の測定結果を表 2.2-2 に示す。

枚方市役所局、中振局及び交野市役所局のいずれも、二酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値の経年変化は減少傾向にあり、二酸化窒素については、各年度ともに環境基準を達成している。

表 2.2-2 窒素酸化物の測定結果

測定局	年度	二酸化窒素 NO_2 年平均値	一酸化窒素 NO 年平均値	窒素酸化物 ($NO+NO_2$) 年平均値	二酸化窒素日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日平均値の年間 98%値	98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	環境基準の適否
		(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	(日)	適○否×
枚方市役所(一般)	平成 30 年度	0.012	0.002	0.015	0	1	0.030	0	○
	令和元年度	0.012	0.003	0.014	0	1	0.028	0	○
	令和 2 年度	0.011	0.002	0.013	0	0	0.030	0	○
	令和 3 年度	0.011	0.002	0.013	0	0	0.026	0	○
	令和 4 年度	0.010	0.002	0.012	0	0	0.027	0	○
中振(自排)	平成 30 年度	0.018	0.013	0.031	0	3	0.037	0	○
	令和元年度	0.017	0.012	0.029	0	1	0.034	0	○
	令和 2 年度	0.016	0.008	0.024	0	0	0.034	0	○
	令和 3 年度	0.016	0.008	0.024	0	0	0.031	0	○
	令和 4 年度	0.015	0.007	0.022	0	0	0.031	0	○
交野市役所(一般)	平成 30 年度	0.010	0.002	0.012	0	0	0.024	0	○
	令和元年度	0.009	0.002	0.012	0	0	0.022	0	○
	令和 2 年度	0.009	0.002	0.011	0	0	0.024	0	○
	令和 3 年度	0.009	0.001	0.010	0	0	0.021	0	○
	令和 4 年度	0.009	0.001	0.010	0	0	0.024	0	○

注)1. 二酸化窒素の環境基準は、年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値（365 日分の測定値がある場合、低い方から 358 番目の値）を環境基準と比較し、「二酸化窒素日平均値が 0.06ppm を超えた日数」が 0 日の場合、環境基準に適合しているとした。

2. 環境基準の適合は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

出典：「2018 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2019 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2020 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2021 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2022 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）

2) 浮遊粒子状物質

枚方市役所局、中振局及び交野市役所局における浮遊粒子状物質(SPM)の平成 29 年度から令和 3 年度の測定結果を表 2.2-3 に示す。

枚方市役所局、中振局及び交野市役所局のいずれも、浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は改善傾向にあり、長期的評価については、各年度ともに環境基準を達成している。

表 2.2-3　浮遊粒子状物質(SPM)の測定結果

測定局	年度	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数	長期的評価による環境基準の適否
		(mg/m³)	(時間)	(日)	(mg/m³)	(有×・無○)	(日)	適○ 否×
枚方市役所(一般)	平成 30 年度	0.015	0	0	0.037	○	0	○
	令和元年度	0.014	0	0	0.034	○	0	○
	令和 2 年度	0.014	0	0	0.035	○	0	○
	令和 3 年度	0.013	0	0	0.027	○	0	○
	令和 4 年度	0.013	0	0	0.027	○	0	○
中振(自排)	平成 30 年度	0.017	0	0	0.040	○	0	○
	令和元年度	0.016	0	0	0.038	○	0	○
	令和 2 年度	0.015	0	0	0.039	○	0	○
	令和 3 年度	0.012	0	0	0.028	○	0	○
	令和 4 年度	0.012	0	0	0.025	○	0	○
交野市役所(一般)	平成 30 年度	0.013	0	0	0.033	○	0	○
	令和元年度	0.012	0	0	0.033	○	0	○
	令和 2 年度	0.011	0	0	0.032	○	0	○
	令和 3 年度	0.010	0	0	0.024	○	0	○
	令和 4 年度	0.010	0	0	0.024	○	0	○

注)1.「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

2.環境基準の適合は、1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。

出典：「2018 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2019 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2020 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2021 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2022 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）

3) 微小粒子状物質

中振局における微小粒子状物質（PM2.5）の平成 29 年度から令和 3 年度の測定結果を表 2.2-4 に示す。

中振局における微小粒子状物質の年平均値の経年変化は改善傾向にあり、長期基準、短期基準ともに環境基準を達成している。

表 2.2-4　微小粒子状物質（PM2.5）の測定結果

測定局	年度	年平均値	日平均値の年間 98%値	日平均値が 35μg/m³を超えた日数とその割合		環境基準の適否（適○否×）	
		(μg/m³)	(μg/m³)	(日)	(%)	長期	短期
中振（自排）	平成 30 年度	12.8	29.9	2	0.6	○	○
	令和元年度	10.8	27.2	2	0.6	○	○
	令和 2 年度	10.1	23.7	1	0.3	○	○
	令和 3 年度	9.0	20.0	0	0.0	○	○
	令和 4 年度	9.7	20.8	0	0.0	○	○

注)1.「日平均値の 98%値」とは、年間にわたる日平均値（有効測定日分）のうち測定値の低い方から 98%に相当する値を示す。
2.長期における環境基準の適合は、1 年平均値が 15μg/m³以下であること。
3.短期における環境基準の適合は、1 日平均値が 35μg/m³以下であること。

出典：「2018 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2019 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2020 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2021 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2022 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）

4) 光化学オキシダント

枚方市役所局及び交野市役所局における光化学オキシダントの平成 29 年度から令和 3 年度の測定結果を表 2.2-5 に示す。

枚方市役所局及び交野市役所局ともに、光化学オキシダントの昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化は横ばい傾向にあるが、各年度ともに環境基準は未達成である。

表 2.2-5　光化学オキシダントの測定結果

測定局	年度	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	環境基準の適否
		(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	適○否×
枚方市役所(一般)	平成 30 年度	0.035	77	437	1	1	0.121	×
	令和元年度	0.033	82	401	0	0	0.117	×
	令和 2 年度	0.034	75	365	2	2	0.134	×
	令和 3 年度	0.035	82	408	0	0	0.107	×
	令和 4 年度	0.035	93	503	0	0	0.105	×
交野市役所(一般)	平成 30 年度	0.034	86	471	0	0	0.117	×
	令和元年度	0.027	67	368	0	0	0.118	×
	令和 2 年度	0.031	60	286	1	1	0.134	×
	令和 3 年度	0.034	76	393	0	0	0.106	×
	令和 4 年度	0.032	69	329	0	0	0.112	×

注)1. 昼間とは 6 時～20 時までの時間帯をいう。したがって 1 時間値は 6 時から 20 時まで得られることになる。
2. 環境基準の適合は、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

出典：「2018 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2019 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2020 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2021 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）
：「2022 年度　大気汚染常時監視測定結果」（大阪府）

5) 二酸化硫黄

枚方市役所局及び中振局における二酸化硫黄(SO_2)の平成29年度から令和3年度の測定結果を表 2.2-6に示す。

枚方市役所局及び中振局の二酸化硫黄の年平均値の経年変化は横ばい傾向にあり、各年度ともに環境基準を達成している。

表 2.2-6 二酸化硫黄(SO_2)の測定結果

測定局	年度	年平均値	1時間値が0.10ppmを超えた時間数	日平均値が0.04ppmを超えた日数	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを越えた日数	長期的評価による環境基準の適否
		(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	適○否×
枚方市役所(一般)	平成30年度	0.000	0	0	0.002	○	0	○
	令和元年度	0.001	0	0	0.002	○	0	○
	令和2年度	0.000	0	0	0.002	○	0	○
	令和3年度	0.000	0	0	0.002	○	0	○
	令和4年度	0.001	0	0	0.003	○	0	○
中振(自排)	平成30年度	0.001	0	0	0.003	○	0	○
	令和元年度	0.001	0	0	0.003	○	0	○
	令和2年度	0.001	0	0	0.002	○	0	○
	令和3年度	0.000	0	0	0.002	○	0	○
	令和4年度	0.001	0	0	0.002	○	0	○

注)1.「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

2.環境基準の適合は、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

出典:「2018年度 大気汚染常時監視測定結果」(大阪府)
:「2019年度 大気汚染常時監視測定結果」(大阪府)
:「2020年度 大気汚染常時監視測定結果」(大阪府)
:「2021年度 大気汚染常時監視測定結果」(大阪府)
:「2022年度 大気汚染常時監視測定結果」(大阪府)

6) ダイオキシン類

枚方市及び交野市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、ダイオキシン類調査が実施されており、事業計画地周辺では、令和3年度に枚方市役所局及び交野市役所庁舎屋上で大気中のダイオキシン類の調査が実施されている。枚方市役所局及び交野市役所庁舎屋上における測定結果を表2.2-7に示す。

令和3年度の枚方市役所局のダイオキシン類の年平均値は0.016pg-TEQ/m^3、交野市役所庁舎屋上のダイオキシン類の年平均値は0.022pg-TEQ/m^{3}であり、いずれも環境基準を達成している。

表2.2-7　大気中のダイオキシン類の測定結果

測定局	調査結果（pg-TEQ/m^3）				
	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値
枚方市役所	0.025	0.019	0.0086	0.013	0.016
交野市役所庁舎屋上	0.018	0.014	0.019	0.038	0.022

注)1.環境基準の適合は、年平均値が0.6pg-TEQ/m^{3}以下であること。
出典：「令和4年版ひらかたの環境（環境白書）」（枚方市）
　　：「交野の環境　令和4年版」（交野市）

(2) 騒音の状況

1) 一般環境騒音

枚方市及び交野市における一般環境騒音調査は、それぞれ 8 地点で調査が行われており、一般環境調査地点における環境騒音の測定結果と環境基準の適合状況を表 2.2-8 に示す。枚方市及び交野市では、すべての調査地点において、環境基準を満足している。

表 2.2-8　一般環境騒音測定結果

市	騒音調査地点		地域類型	等価騒音レベル L_{eq} (dB)			
				昼間		夜間	
				測定結果	環境基準	測定結果	環境基準
枚方市	1	枚方市楠葉美咲 2-3	A	39	55	36	45
	2	枚方市東香里 2-14	A	47		38	
	3	枚方市茄子作 1-11	A	40		37	
	4	枚方市尊延寺 4-6	A	41		38	
	5	枚方市津田元町 3-5	B	43		39	
	6	枚方市桜町 11	B	51		39	
	7	枚方市牧野阪 2-12	C	43	60	40	50
	8	枚方市小峰南町 30	C	48		41	
交野市	9	交野市天野が原町 2-22	A	46	55	43	45
	10	交野市南星台 4-2	A	35		35	
	11	交野市妙見坂 5-9	A	37		38	
	12	交野市私市山手 2-10	A	36		36	
	13	交野市星田西 3-10	A	38		40	
	14	交野市私市 6-22	A	38		38	
	15	交野市妙見東 3-6	A	35		34	
	16	交野市星田 2-5	A	41		38	

注)1. 地域類型は以下のとおりである。
　A：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
　B：第一種及び第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
　C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
2. 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりである。
　昼間：6 時～22 時 夜間：22 時～6 時
3. 番号は、図 2.2-2 に対応している。

出典：「令和 3 年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課）

2) 道路交通騒音

枚方市及び交野市における道路交通騒音調査は、枚方市で 8 地点、交野市で 8 地点において行われており、騒音の測定結果と環境基準の適合状況を表 2.2-9 に示す。枚方市では府道京都守口線における調査地点で環境基準を超過している。交野市では府道枚方交野寝屋川線における調査地点で環境基準を超過している。

事業計画地周辺では、図 2.2-2 に示すとおり、一般国道 1 号の調査地点③において騒音調査が実施されており、等価騒音レベルは昼間 69dB、夜間 65dB であり、環境基準を満足している。

表 2.2-9　道路交通騒音測定結果

市	調査地点	道路名	測定場所	地域類型	等価騒音レベル L_{Aeq}(dB)			
					昼間		夜間	
					測定結果	環境基準	測定結果	環境基準
枚方市	①	一般国道 1 号	枚方市長尾台 4-11	近	51	70	47	65
	②	一般国道 1 号	枚方市津田東町 3-22	近	51		47	
	③	一般国道 1 号★	枚方市東田宮 2-6	近	69		65	
	④	府道京都守口線	枚方市牧野阪 1-4	近	69		66	
	⑤	府道枚方茨木線	枚方市松丘町 1	近	65		61	
	⑥	府道杉田口禁野線	枚方市長尾元町 2-13	近	66		60	
	⑦	府道杉田口禁野線	枚方市中宮東之町 1	近	67		63	
	⑧	府道交野久御山線	枚方市藤阪中町 12	近	65		60	
交野市	⑨	一般国道 1 号ＢＰ	交野市天野が原町 2-652	近	59		54	
	⑩	一般国道 1 号ＢＰ	交野市青山 2-2631	近	53		49	
	⑪	一般国道 168 号	交野市松塚 32	近	68		62	
	⑫	一般国道 168 号	交野市天野が原町 2-21	近	65		60	
	⑬	府道枚方交野寝屋川線	交野市郡津 5-50	近	69		66	
	⑭	府道枚方富田林泉佐野線	交野市星田 5-29	近	66		61	
	⑮	府道交野久御山線	交野市青山 3-18	近	68		63	
	⑯	府道交野久御山線	交野市倉治 6-14	近	67		62	

注)1. 測定はそれぞれの市町が実施。ただし、表中の「道路名」に★印がある地点は国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所が測定を実施。
2. 表中の「地域類型」の近は、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間を示す。
3. 測定結果の数値欄の網掛けは、環境基準を超過していることを示す。
4. 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりである。
昼間：6 時～22 時 夜間：22 時～翌日 6 時
5. 番号は、図 2.2-2 に対応している。

出典：「令和 3 年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課）

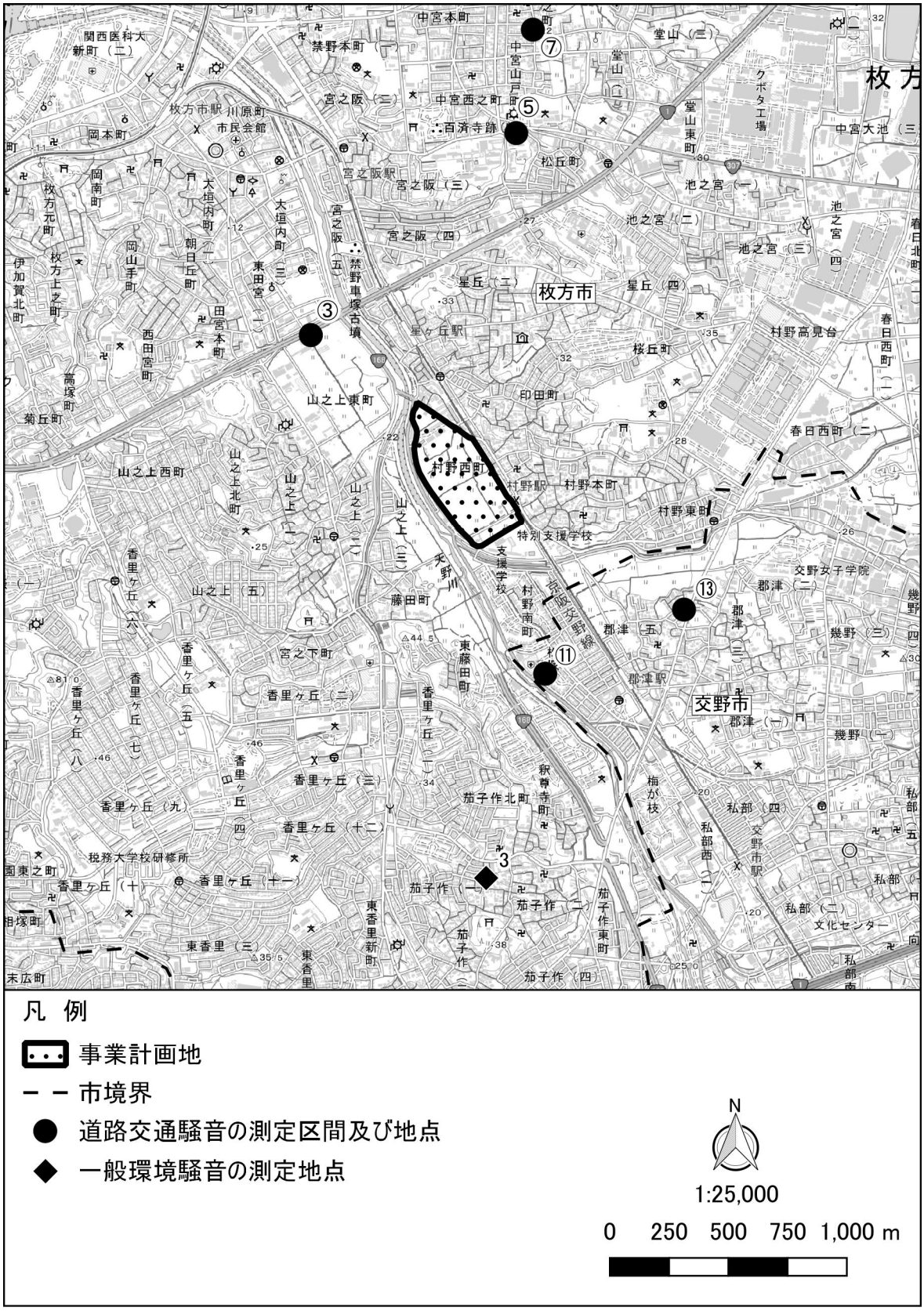

注）1.「令和３年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課）をもとに作成

図 2.2-2　騒音の測定区間

(3) 振動の状況

道路交通振動は、枚方市で 7 地点、交野市で 5 地点において調査が行われており、振動の測定結果と要請限度の適合状況を表 2.2-10 に示す。枚方市及び交野市のすべての調査地点において、要請限度を下回っている。

事業計画地周辺では、図 2.2-3 に示すとおり、府道枚方交野寝屋川線の調査地点⑩において振動調査が実施されており、振動レベルは昼間 36dB、夜間＜30dB であり、要請限度を大きく下回っている。

表 2.2-10　道路交通振動の状況

市	調査地点	道路名	測定場所	区域区分	振動レベル L_{10}(dB)			
					昼間		夜間	
					測定結果	要請限度	測定結果	要請限度
枚方市	①	一般国道 1 号	枚方市長尾台 4-11	1	49	65	—	60
	②	一般国道 1 号	枚方市津田東町 3-22	1	36		—	
	③	府道京都守口線	枚方市牧野阪 1-4	1	40		—	
	④	府道枚方茨木線	枚方市松丘町 1	1	31		—	
	⑤	府道杉田口禁野線	枚方市長尾元町 2-13	1	36		—	
	⑥	府道杉田口禁野線	枚方市中宮東之町 1	1	44		—	
	⑦	府道交野久御山線	枚方市藤阪中町 12	1	33		—	
交野市	⑧	一般国道 168 号	交野市松塚 39	1	40		30	
	⑨	一般国道 168 号	交野市天野が原町 2-21	1	39		34	
	⑩	府道枚方交野寝屋川線	交野市郡津 3-52	1	36		＜30	
	⑪	府道枚方富田林泉佐野線	交野市星田 4-16	1	42		36	
	⑫	府道交野久御山線	交野市青山 3-17	1	40		31	

注)1. 表中の「区域区分」の数値は道路交通振動に係る要請限度の区域を示し、1：第一種区域、2：第二種区域を示す。要請限度は、以下のとおりである。
　第 1 種区域：昼間 65dB 以下、夜間 60dB 以下
　第 2 種区域：昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下
2.「—」は測定が実施されていないことを示す。
3. 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりである。
　昼間：6 時～21 時 夜間：21 時～翌日 6 時
4. 番号は、図 2.2-3 に対応している。

出典：「令和 3 年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課）

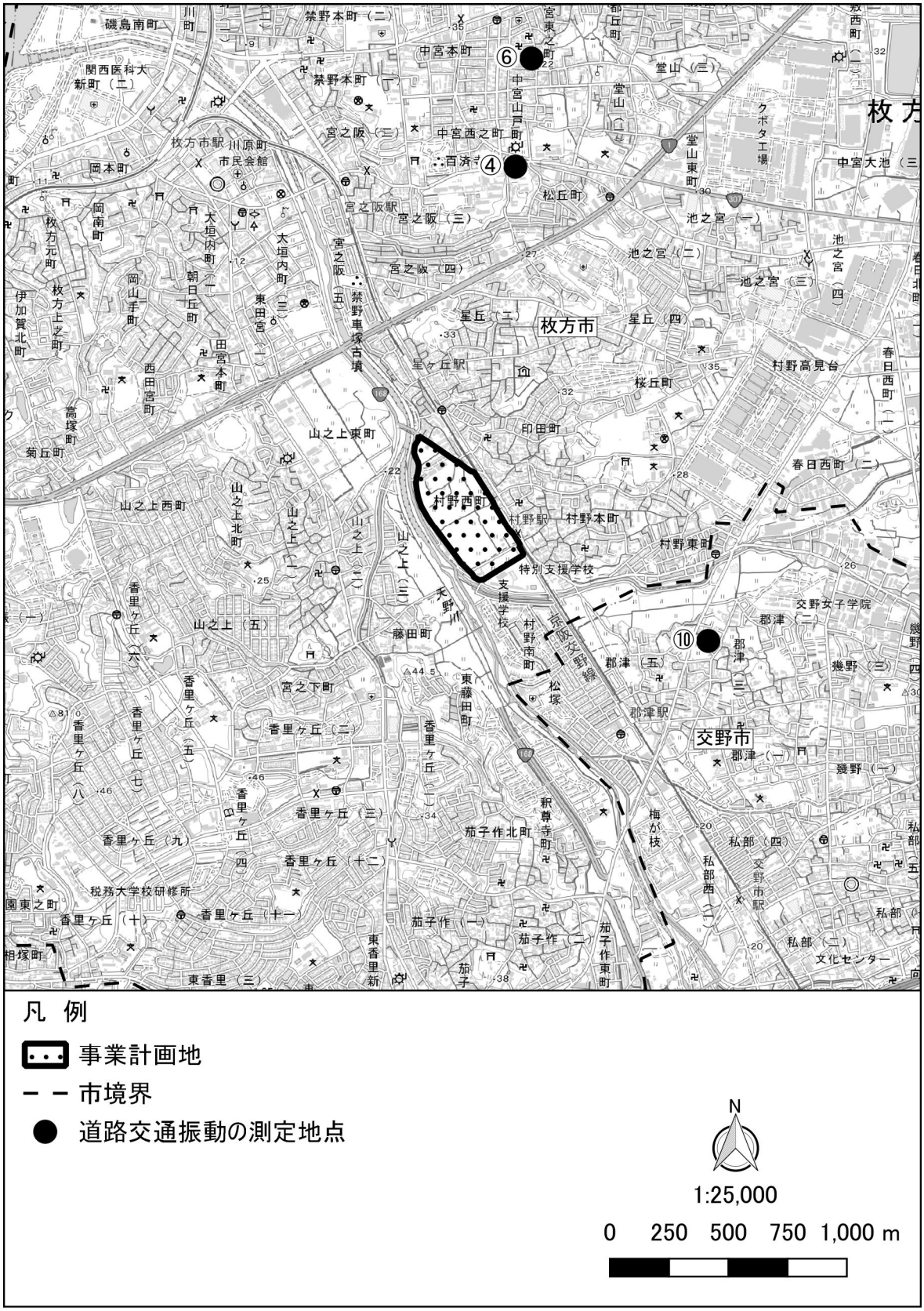

凡 例

事業計画地

市境界

道路交通振動の測定地点

N

1:25,000

0 250 500 750 1,000 m

注）1.「令和３年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課）をもとに作成

図 2.2-3　振動の測定区間

(4) 低周波音の状況

事業計画地及びその周辺では、低周波音の測定は行われていない。

大阪府において平成 14～16 年度に測定された一般環境中の低周波音の音圧レベルは図 2.2-4 に示すとおりであり、L_{zeq} で 58dB～94dB、L_{z50} で 56dB～91dB となっている。

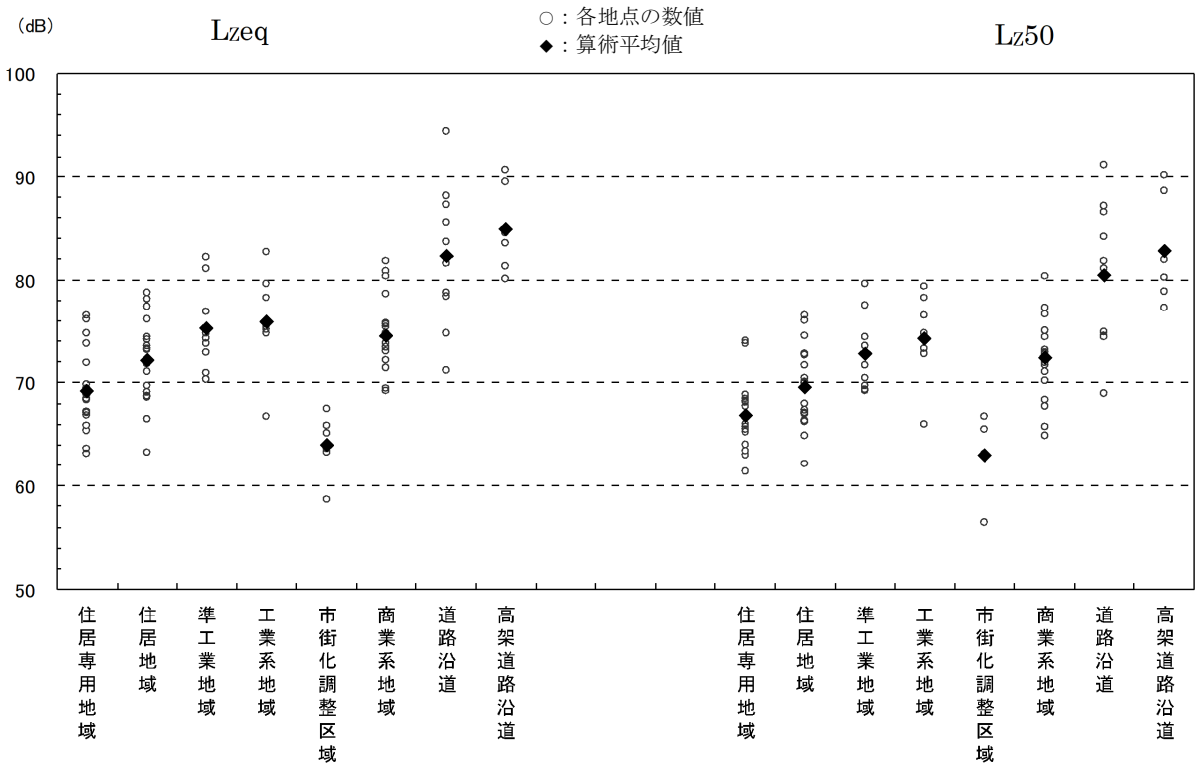

注)1. 平成 14～16 年度に 93 地点で測定。
2. 図左側は、1～90Hz のオーバーオールの等価音圧レベル（L_{eq}）を示す。
3. 図右側は、1～90Hz のオーバーオールの時間率音圧レベルの中央値（L_{50}）を示す。
4. 両図とも平坦値（聴感補正なし）を示す。

出典：「大阪府環境白書　2022 年版」（大阪府）

図 2.2-4　府内における一般環境中の低周波音の音圧レベル

2.2.2　水環境

(1)　河川水質の状況

事業計画地周辺では、枚方市の天野川（淀川合流直前）及び北川（北川流末）、交野市の天野川（枚方市境）、野々田川（倉治橋）及びがらと川（倉治橋）において河川等水質の調査を実施している。

これらの水質調査結果を表 2.2-11 及び表 2.2-12 に、水質調査地点の位置を図 2.2-5 に示す。

天野川水系の河川水域の類型指定は、B 類型及び生物 B 類型である。

pH（水素イオン濃度）が北川（北川流末）で、BOD（生物化学的酸素要求量）が野々田川（倉治橋）及びがらと川（倉治橋）で、大腸菌群数が天野川（枚方市境）、野々田川（倉治橋）及びがらと川（倉治橋）で、環境基準を超過している。

なお、健康項目はいずれの地点においても環境基準を達成している。

注）1.「令和 5 年（2023 年）版　環境データ集資料編」（枚方市環境部環境指導課）及び「交野の環境　令和 4 年版」（交野市環境衛生課）をもとに作成

図 2.2-5　水質の調査位置

表 2.2-11　河川の水質調査結果（令和 3 年度：生活環境項目）

項　　目 単　位	調　査　地　点					環境基準値等	
	枚方市		交野市				
	天野川 淀川合流直前	北川 北川流末	天野川 枚方市境	野々田川 倉治橋	がらと川 倉治橋	B 類型	生物Ｂ
水素イオン濃度 (pH)	8.2 (7.5～9.4)	8.5 (7.9～9.2)	7.9 (7.3～8.7)	7.4 (6.7～8.0)	8.4 (7.8～8.9)	6.5 以上 8.5 以下	－
生物化学的酸素要求量 (BOD)　mg/L	1.5 (0.5～5.3)	3.0 (1.4～5.8)	1.8 (0.7～3.6)	4.8 (1.3～10)	5.5 (0.9～11)	75%値 3 以下	－
浮遊物質量 (SS)　mg/L	6 (1～26)	6 (2～8)	2 (1～3)	7 (2～15)	3 (1～7)	25 以下	－
溶存酸素量 (DO)　mg/L	15 (9.9～20)	12 (10～13)	—	—	—	5 以上	－
大腸菌群数 MPN/100mL	1.8×10^{4} (79～ 1.7×10^{5})	4.4×10^{3} (4.9×10^{2}～ 7.9×10^{3})	10,000 (350～ 28,000)	64,000 (16,000～ 170,000	76,000 (16,000～ 240,000	5,000MPN/100mL 以下	－
全亜鉛 mg/L	0.003 (0.021～ 0.011)	0.016 (0.009～ 0.027)	0.005 (0.002～ 0.010)	0.023 (0.014～ 0.032)	0.014 (0.007～ 0.031)	－	0.03 以下
ノニル フェノール mg/L	0.00006 (<0.00006～ <0.00006)	—	<0.00006 (<0.00006～ 0.0006)	—	—	－	0.002 以下
直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩 mg/L	0.0018 (<0.0006～0.0053)	—	<0.0006 (<0.0006～ <0.0006)	—	—	－	0.05 以下

注)1.数値は平均値を示し、括弧内の数字は、最小値～最大値を示す。ただし、生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）の値は 75%値を示す。

2.BOD の環境基準の判定は 75%値が環境基準以下の場合に達成しているものとする。

3.75%値とは、n 個の測定値を小さいものから順に並べたときに、n×0.75 番目にあたる測定値をいう。

(例)年間 12 回測定した場合　12×0.75＝9　測定値の小さいものから 9 番目が 75%値。

4.測定結果の数値欄の網掛けは、環境基準を超過していることを示す。

出典：「令和 4 年（2022 年）版　環境データ集資料編」（枚方市環境部環境指導課）

：「交野の環境　令和 4 年版」（交野市環境衛生課）

表 2.2-12　河川の水質調査結果（令和３年度：健康項目）

単位：mg/L

項　　目	調　査　地　点		環境基準値（一律）
	枚方市	交野市	
	天野川	天野川	
	淀川合流直前	枚方市境	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	不検出	<0.1	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.001	0.01 以下
六価クロム	<0.01	<0.02	0.02 以下
砒素	<0.005	<0.001	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
PCB	不検出	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.002	<0.002	0.1 以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0005	<0.001	1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.002	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.0	0.49	10 以下
ふっ素	0.12	0.12	0.8 以下
ほう素	0.02	0.06	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	0.05 以下

注)1.数値の左にある「<」は定量下限値未満を示す。
出典：「令和５年（2023 年）版　環境データ集資料編」（枚方市環境部環境指導課）
　　：「交野の環境　令和４年版」（交野市環境衛生課）

(2) 地下水質の状況

大阪府では、水質汚濁防止法第 15 条に基づき、市域の全体的な地下水質の概況を把握するための「概況調査」を実施している。令和 3 年度は図 2.2-6 に示すとおり、枚方市 3 箇所、交野市 1 箇所において地下水質が測定されている。枚方市及び交野市における調査地点の概況調査結果を表 2.2-13 に示す。

枚方市及び交野市における調査結果は、全ての項目で環境基準を達成している。

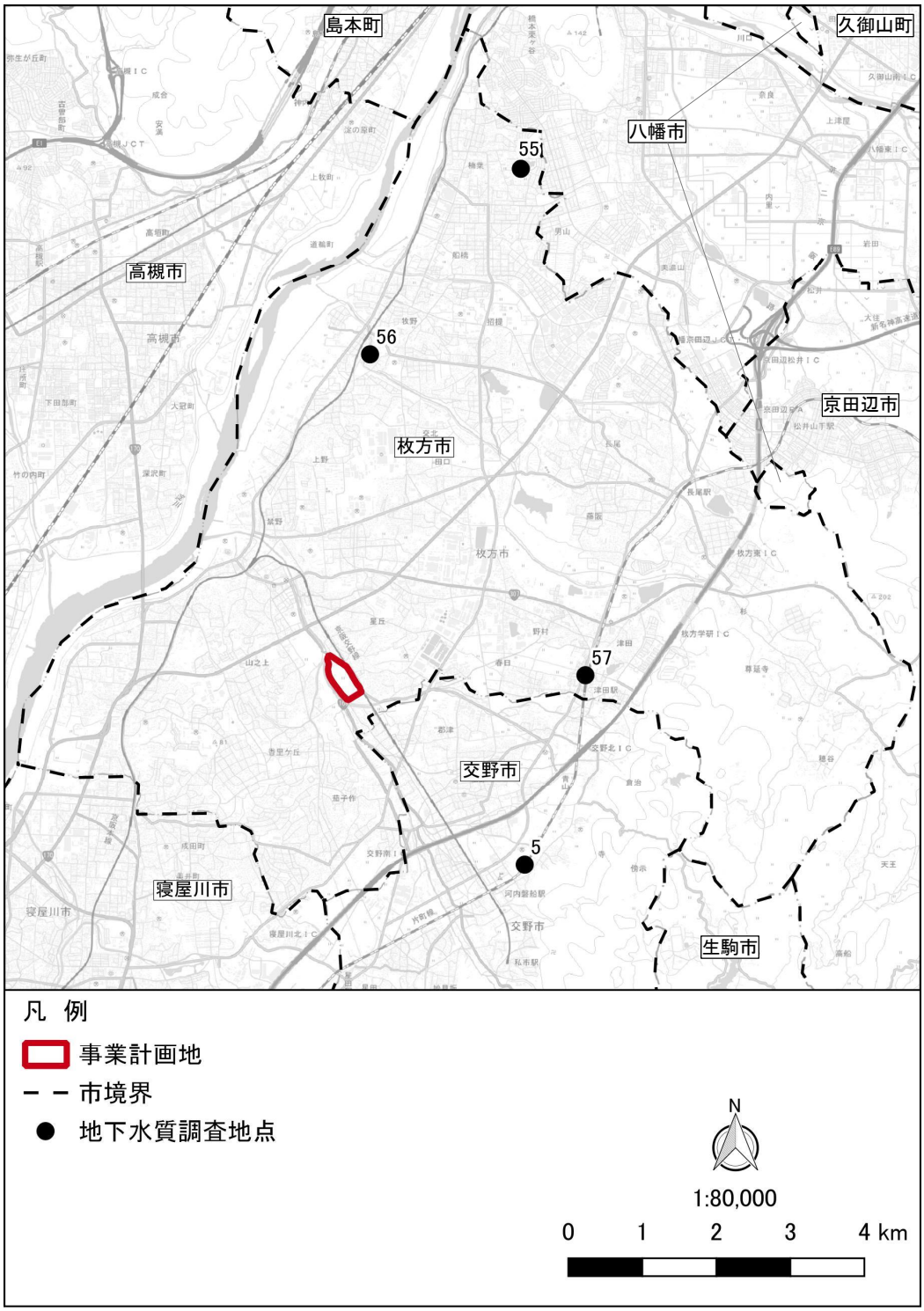

注）1.「令和 3 年度地下水質調査結果（概況調査）」（大阪府）をもとに作成

図 2.2-6 地下水質調査地点（概況調査）

表 2.2-13　地下水水質測定結果（概況調査）

項　　目	単位	調　査　地　点				環境基準
		5 森南	55 楠葉丘	56 牧野阪	57 津田駅前	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02mg/L 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.08	<0.08	1.4	0.46	10mg/L 以下
ふっ素	mg/L	0.19	<0.08	<0.08	<0.24	0.8mg/L 以下
ほう素	mg/L	<0.03	<0.05	<0.03	<0.06	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注)1.数値の左にある「<」は定量下限値未満、「ND」は報告下限値未満、「—」は未測定を示す。
出典：「令和 3 年度地下水質調査結果（概況調査）」（大阪府）

(3) 水底の底質の状況

枚方市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づきダイオキシン類調査が実施されており、令和 4 年度は、図 2.2-7 に示す公共用水域 3 地点（底質含む）について水質中のダイオキシン類の調査が実施されている。

事業計画地周辺の公共用水域では、天野川（淀川合流直前）で水質及び底質中のダイオキシン類の調査が実施されており、環境基準を達成している。測定結果を表 2.2-14 に示す。

注）1.「令和 5 年（2023 年）版　環境データ集全文」（枚方市環境部環境指導課）をもとに作成

図 2.2-7　水質及び底質中のダイオキシン類調査地点

表 2.2-14　事業計画地周辺における水質及び底質中のダイオキシン類調査結果

位置	調査地点	調査年度	河川水質 (pg-TEQ/L)			底質 (pg-TEQ/g)
			春季	秋季	年平均値	測定値
3	天野川（淀川合流直前）	令和 4 年度	0.090	0.090	0.090	0.23
環境基準			1pg-TEQ/L 以下			150pg-TEQ/g 以下

出典：「令和 5 年（2023 年）版　環境データ集全文」（枚方市環境部環境指導課）

2.2.3　土壌環境

(1)　土壌汚染の状況

枚方市内及び交野市内の「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況は表 2.2-15 に示すとおりであり、形質変更時の届出が必要な区域は枚方市において 20 件、交野市において 2 件が指定されている。

枚方市及び交野市の形質変更時要届出区域のうち、事業計画地周辺における区域は 5 件あり、表 2.2-16 及び図 2.2-8 に示す。

表 2.2-15　土壌汚染対策法に係る区域の指定状況

区域の種類	指定の件数
要措置区域	枚方市内 1 件 交野市内 0 件
形質変更時要届出区域	枚方市内 20 件 交野市内 2 件
※要措置区域、形質変更時要届出区域（土壌汚染対策法） 土壌汚染対策法に基づき、都道府県知事は、健康被害が生じるおそれがある危険な区域については「要措置区域」を指定し、土壌汚染があるもののその土壌中の特定有害物質が原因で健康被害が生ずるおそれがない区域について、「形質変更時要届出区域」を指定する.	

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」
（令和 5 年 8 月 9 日現在、大阪府ホームページ）
「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」
（令和 5 年 10 月 16 日現在、枚方市ホームページ）

表 2.2-16　事業計画地周辺における土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

番号	指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積(m²)	指定基準に適合しない特定有害物質
1	平成 27 年 1 月 23 日	形-21 号	枚方市禁野本町 2 丁目 1131 番 1 及び 1134 番 3 の各一部	188.08	ふっ素及びその化合物
2	平成 23 年 7 月 15 日	形-11 号	枚方市禁野本町 2 丁目 1128 番 3、1131 番 4、1134 番 16 の各一部	217.9	ふっ素及びその化合物
3	平成 22 年 12 月 6 日	形-6 号	枚方市宮之阪 3 丁目 3591 番 1 及び 684 番 1 の各一部	2,462	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
4	令和 4 年 10 月 26 日	形-35 号	枚方市新町 2 丁目 300 番 1 の一部	1040.35	砒素およびその化合物 ふっ素およびその化合物
5	令和 5 年 9 月 29 日	形-41 号	枚方市中宮大池 1 丁目 1423 番 2 の一部	718.88	ふっ素及びその化合物 鉛およびその化合物

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定」
（令和 5 年 10 月 16 日現在、枚方市ホームページ）

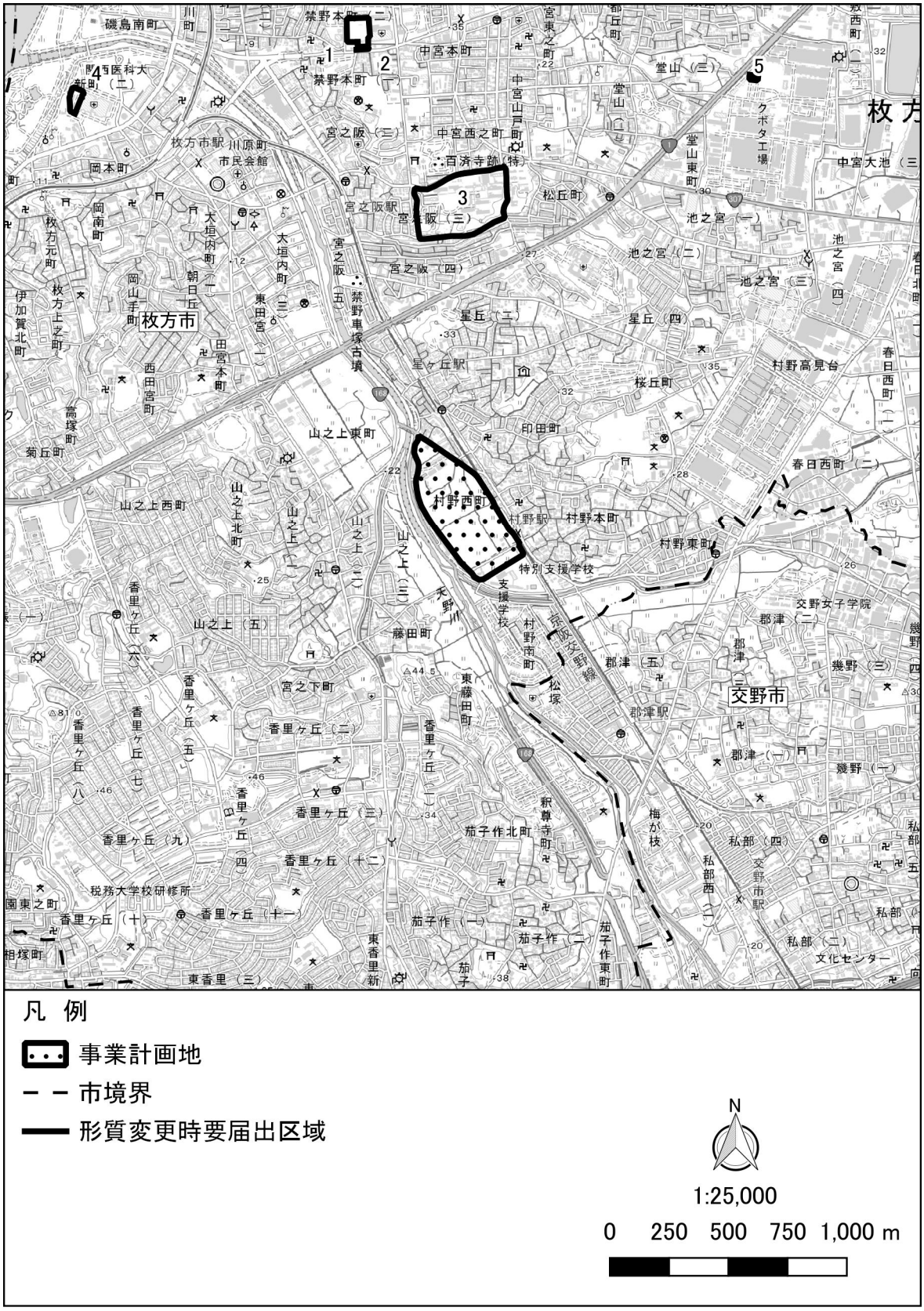

注）1.「土壌汚染関連情報」（枚方市ホームページ、閲覧日：2023 年 10 月 16 日）をもとに作成

図 2.2-8　事業計画地周辺における土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

(2) 地盤沈下の発生状況

枚方市では、市域の地盤沈下状況を把握するため、市内 42 地点に一級水準点を設置し、昭和 47 年度から水準測量を実施している。事業計画地周辺の水準点位置図を図 2.2-9 に、令和 3 年度の調査結果を表 2.2-17 に示す。調査の結果、前回（平成 30 年度）の測定値と比べて、事業計画地周辺における桜丘小学校地点、星丘中央線、山之上小学校及び第四中学校のすべての水準点で大きな変動は確認されていない。

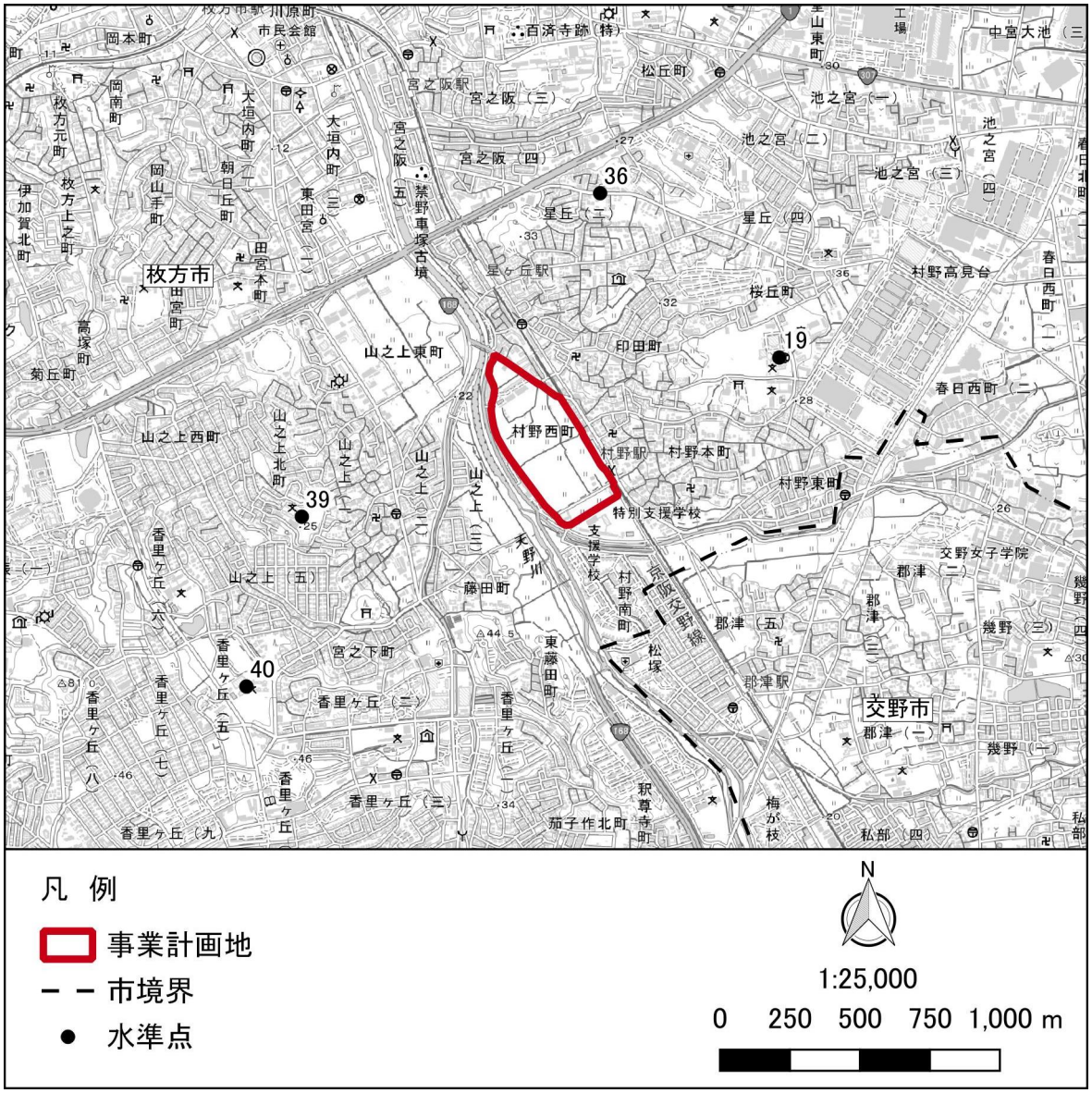

注）1.「令和 5 年（2023 年）版　環境データ集全文」（枚方市環境部環境指導課）をもとに作成

図 2.2-9　事業計画地周辺の水準点の位置

表 2.2-17　事業計画地周辺の地盤沈下変動量（令和 3 年度）

番号	地点	平成 30 年度比
19	桜丘小学校	-0.23 cm
36	星丘中央線	-0.24 cm
39	山之上小学校	-0.40 cm
40	第四中学校	-0.68 cm

出典：「令和 5 年（2023 年）版　環境データ集全文」（枚方市環境部環境指導課）

(3)　地下水採取を規制する地域の指定状況

大阪平野地域の地下水採取規制図を図 2.2-10 に示す。

「全国地盤環境情報ディレクトリ」(令和 3 年度版、環境省)によると、「大別して大阪市域、北摂地域、東大阪地域、泉州地域の 4 地域」が工業用水法による規制地域となっており、枚方市は枚方市公害防止条例により地下水採取が規制されている。

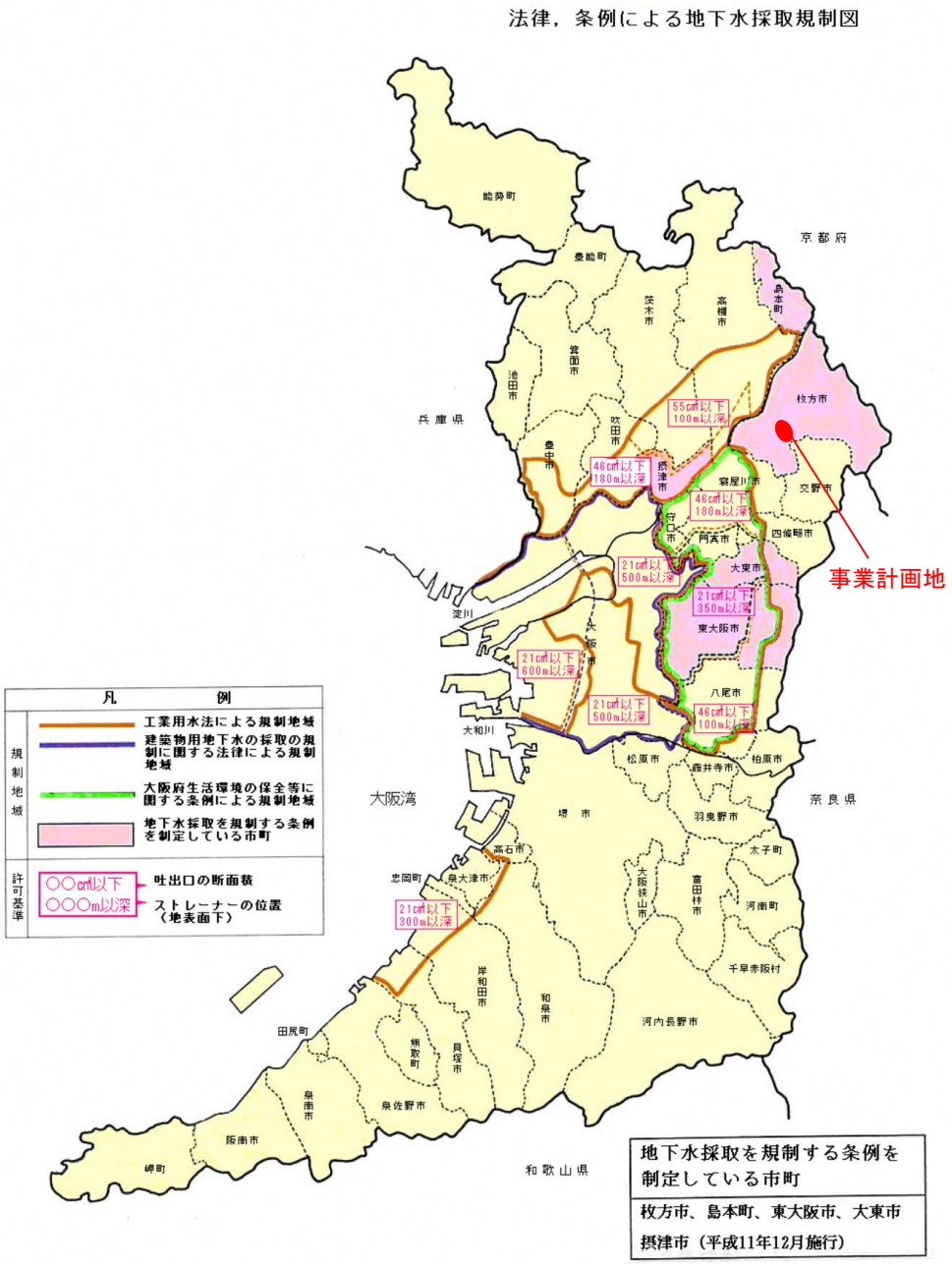

出典：「全国地盤環境情報ディレクトリ」（令和 3 年度版、環境省）

図 2.2-10　大阪平野地域における法律及び府条例による地下水採取規制図

2.2.4　日照の状況

(1)　地形及び既存建築物の状況

事業計画地は丘陵地に位置しており、西側は国道 168 号、東側は府道枚方大和郡山線が走っている。周辺には住宅が立地しているが、高層建築物はない。

(2)　土地利用の状況

事業計画地の東側は住宅地、西側は住宅地及び天野川、田畑、南側は大阪府立枚方支援学校及び村野団地、北側は商業施設及び事業所、住宅地となっている。

2.2.5　電波の状況

(1)　テレビ電波の送信状況

事業計画地周辺のテレビ電波送信状況概要を表 2.2-18 に示す。事業計画地周辺は大阪局及び京都局、周辺の中継局によりテレビ電波が広範囲に送信されている。

表 2.2-18　テレビ電波送信状況概要

送信局	放送局名	リモコン番号	周波数（チャンネル）	送信場所
大阪局（中継局含む）	日本放送協会（総合）	1	24	生駒山
	日本放送協会（教育）	2	13	
	毎日放送	4	16	
	朝日放送テレビ	6	15	
	関西テレビ放送	8	17	
	テレビ大阪	7	18	
	讀賣テレビ放送	10	14	
京都局（中継局含む）	日本放送協会（総合）	1	25	比叡山
	日本放送協会（教育）	2	40	
	京都放送	5	23	
	毎日放送	4	33	
	朝日放送テレビ	6	38	
	関西テレビ放送	8	42	
	讀賣テレビ放送	10	35	

出典：「近畿総合通信局　近畿地区の地上デジタルテレビ放送局」（総務省ホームページ、閲覧日：2023 年 8 月 18 日）

2.3　自然環境

2.3.1　気象

枚方市及び交野市は、日本の気候区分によると瀬戸内式気候に属しており、一般的に温暖な気候である。

枚方市及び交野市の気象の概況は以下のとおりである。また、事業計画地周辺の気象観測地点を図 2.3-1 に示す。

(1)　気温、降水量

枚方市の枚方地域気象観測所において観測している気温、降水量を表 2.3-1 に示す。令和 4 年次における年間平均気温は 16.6℃、年間降水量は 1,327.5㎜ となっており、気温はほぼ横ばい、降水量は例年より少ない状況である。また、過去 5 年間の月ごとの平均気温及び平均降水量について図 2.3-2、図 2.3-3 に示す。

交野市では、気象庁の地域気象観測所は設置されていないが、交野市消防本部において気温、降水量等の観測を行っている。交野市消防本部で観測している過去 5 年間の月ごとの平均気温及び平均降水量について図 2.3-4、図 2.3-5 に示す。

表 2.3-1　気温、降水量（枚方地域気象観測所）

年次	気温			年間
	年間平均	年間最高	年間最低	総降水量
平成 30 年	16.6℃	38.9℃	-4.4℃	1,649.0 ㎜
令和元年	16.7℃	38.6℃	-2.3℃	1,346.0 ㎜
令和 2 年	16.8℃	38.7℃	-2.9℃	1,566.0 ㎜
令和 3 年	16.8℃	38.2℃	-4.7℃	1,979.0 ㎜
令和 4 年	16.6℃	38.4℃	-3.8℃	1,327.5 ㎜

［備考］1.大阪管区気象台 枚方地域気象観測所(枚方市星丘)での観測結果である。
出典：「第 52 回枚方市統計書（令和 4 年版）」（令和 5 年 6 月、枚方市）

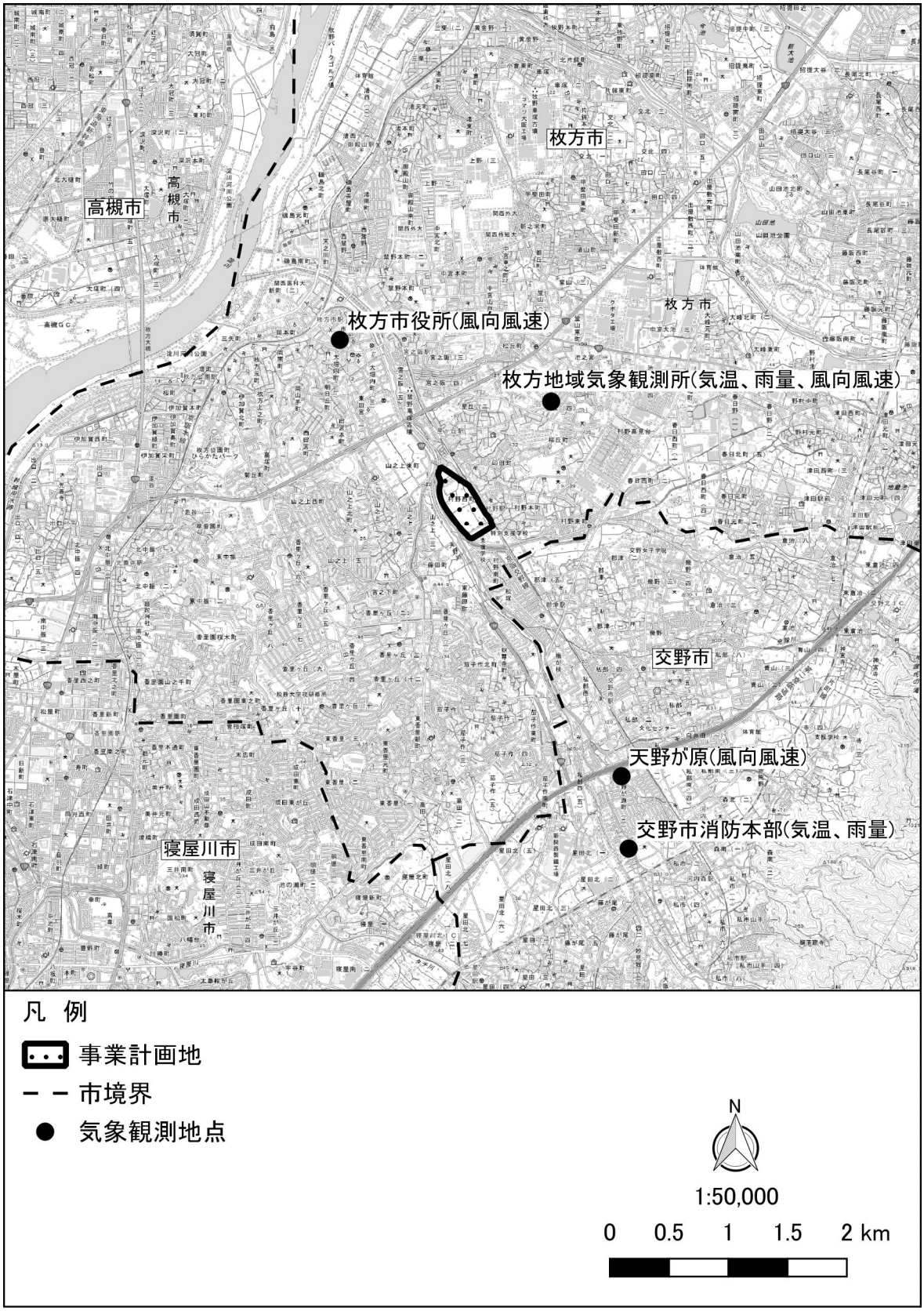

注）1.「2021 年度　大気汚染常時監視測定局測定結果」(令和４年８月　大阪府)、「交野の環境　令和４年版」(令和５年４月　交野市)及び「地域気象観測所一覧」(令和５年３月　気象庁)をもとに作成

図 2.3-1　事業計画地周辺の気象観測地点（気温・雨量・風向風速）

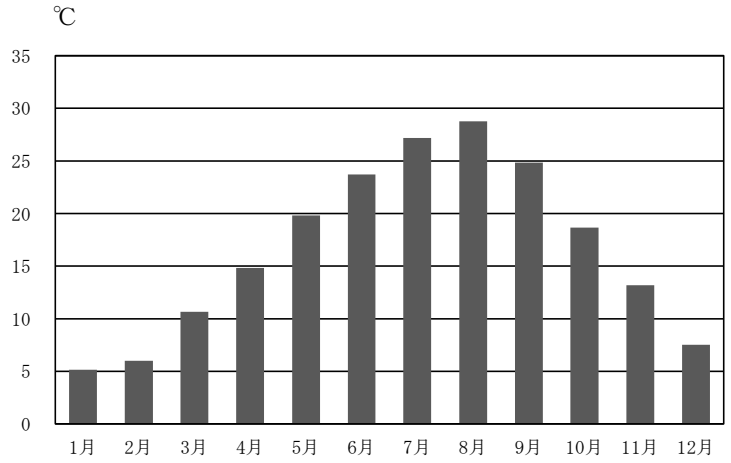

注)1. 平成 30 年次～令和 4 年次における平均値である。
出典：「過去の気象データ」（気象庁ホームページ、閲覧日：2023 年 7 月 6 日）

図 2.3-2　枚方市内の月別平均気温（枚方地域気象観測所）

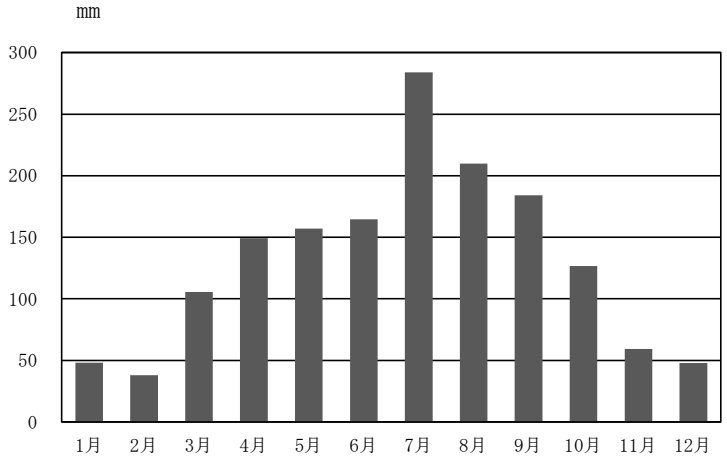

注)1. 平成 30 年次～令和 4 年次における平均値である。
出典：「過去の気象データ」（気象庁ホームページ、閲覧日：2023 年 7 月 6 日）

図 2.3-3　枚方市内の月別平均降水量（枚方地域気象観測所）

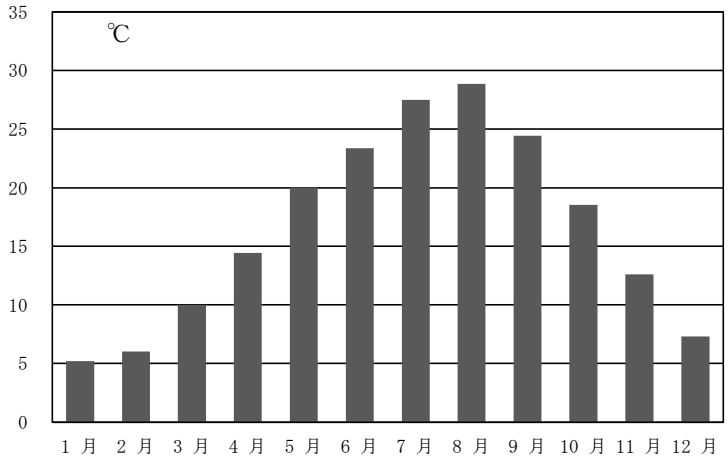

注)1. 平成 29 年次～令和 3 年次における平均値である。
出典：「交野の環境　平成 29 年版」（交野市）
：「交野の環境　平成 30 年版」（交野市）
：「交野の環境　令和 元年版」（交野市）
：「交野の環境　令和 2 年版」（交野市）
：「交野の環境　令和 3 年版」（交野市）
：「交野の環境　令和 4 年版」（交野市）

図 2.3-4　交野市内の月別平均気温（交野市消防本部）

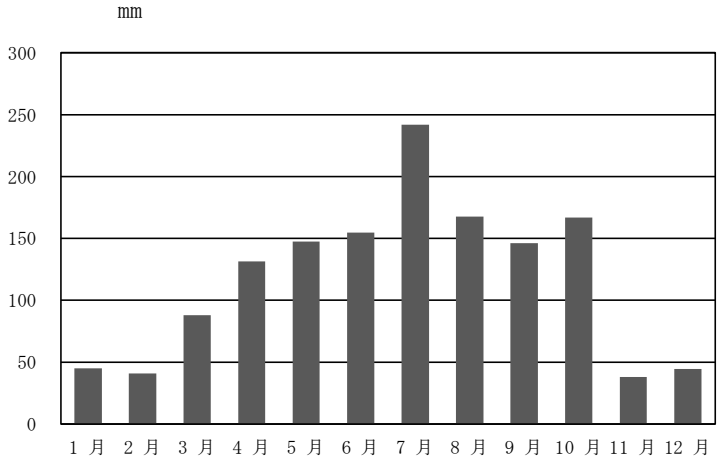

注)1. 平成 29 年次～令和 3 年次における平均値である。
出典：「交野の環境　平成 29 年版」（交野市）
：「交野の環境　平成 30 年版」（交野市）
：「交野の環境　令和 元年版」（交野市）
：「交野の環境　令和 2 年版」（交野市）
：「交野の環境　令和 3 年版」（交野市）
：「交野の環境　令和 4 年版」（交野市）

図 2.3-5　交野市内の月別平均降水量（交野市消防本部）

(2) 風向・風速

令和 4 年度における枚方市内の観測地点の年間風配図を図 2.3-6 に、交野市内の観測地点の年間風配図を図 2.3-7 に示す。

枚方市役所及び枚方地域気象観測所における風向は、北東の風が卓越しており、年間平均風速は、1.8m/s～2.1m/s となっている。交野市内の天野が原における風向は、西南西の風が卓越しており、年間平均風速は、1.1 m/s となっている。

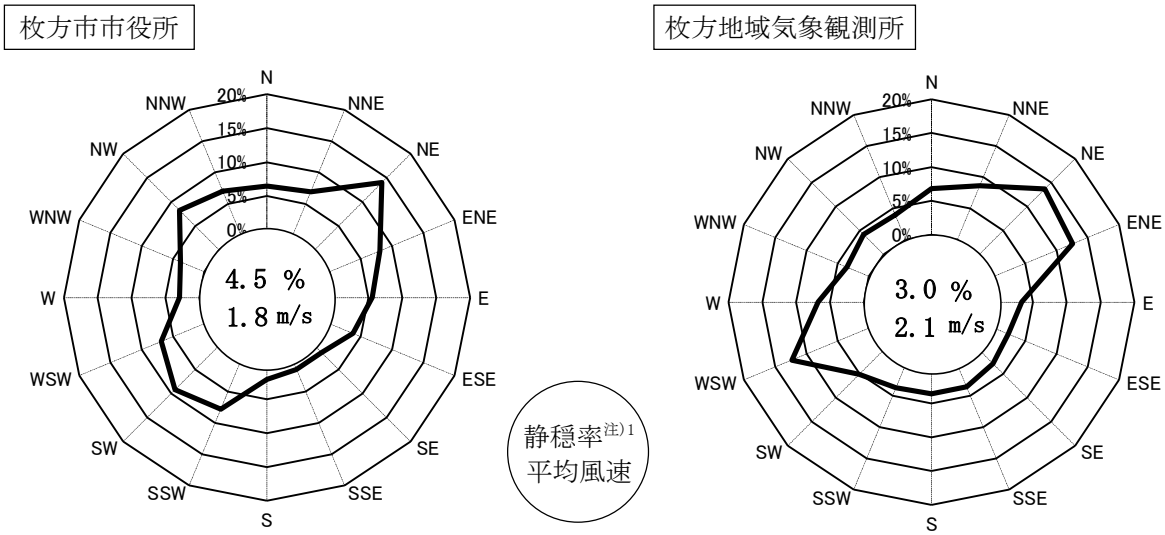

注)1.静穏率（calm）は、0.4m/s 以下としている。
出典：「大阪府の大気情報」（大阪府ホームページ（大阪府環境農林水産部）、閲覧日：2023 年 10 月 24 日）より作成
：「過去の気象データ・ダウンロード」（気象庁ホームページ、閲覧日：2023 年 7 月 7 日）より作成

図 2.3-6 枚方市内の観測地点における年間風配図（左：枚方市役所、右：枚方地域気象観測所）

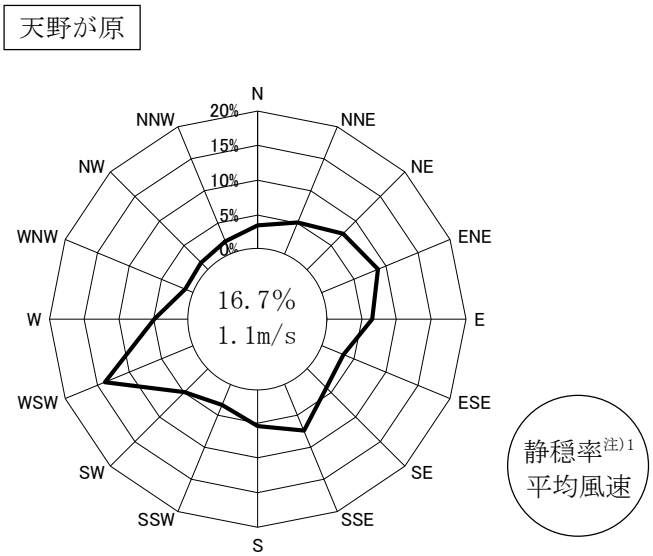

注)1.静穏率（calm）は、0.3m/s 以下としている。
2.交野市では、令和 3 年度以降の監視体制を青山局・天野が原局の 2 局から天野が原局の 1 局に集約。
出典：「令和 4 年度　大気常時環境監視調査結果」（令和 5 年 5 月　交野市）

図 2.3-7 交野市内の観測地点における年間風配図（天野が原）

2.3.2　地象

枚方市の地形区分は図 2.3-8 に、事業計画地周辺の表層地質図は図 2.3-9 に示す。

枚方市は大阪府の北東部に位置し、東部丘陵地と淀川に挟まれるように市街地が展開しており、この市街地を貫くように 3 本の河川(船橋川、穂谷川、天野川)が流れ、緑地が点在している。東西 12.0km、南北 8.7km、市域面積は 65.12km^2 である。

地形は、標高 100m 以上を有し急斜面の多い東部の生駒山地延長部(地形区分Ⅰ)、それに連なる標高 50m 以上 100m 未満の山麓部(地形区分Ⅱ)、標高 20m 以上 50m 未満の市域中央の沖積層丘陵(地形区分Ⅲ)、さらに標高 20m 未満の淀川低地の沖積平野(地形区分Ⅳ)の 4 つに区分できる。

交野市は大阪府の北東部に位置し、大阪市、京都市、奈良市まで、いずれも概ね 20km の距離に位置している。東西 5.4km、南北 6.8km、市域面積は 25.55km^2 である。

東部には交野山が、南部には妙見山など生駒山地の山々があり、東側と南側が山に囲まれる地形となっている。北西方向に平地が広がり、市域の中央部を天野川が流れている。

なお、事業計画地は、標高 20m～50m の枚方市中央の沖積層丘陵(地形区分Ⅲ)に位置する。

出典：「平成 22 年版　ひらかたの環境」（平成 22 年 10 月　枚方市）

図 2.3-8　枚方市の地形区分

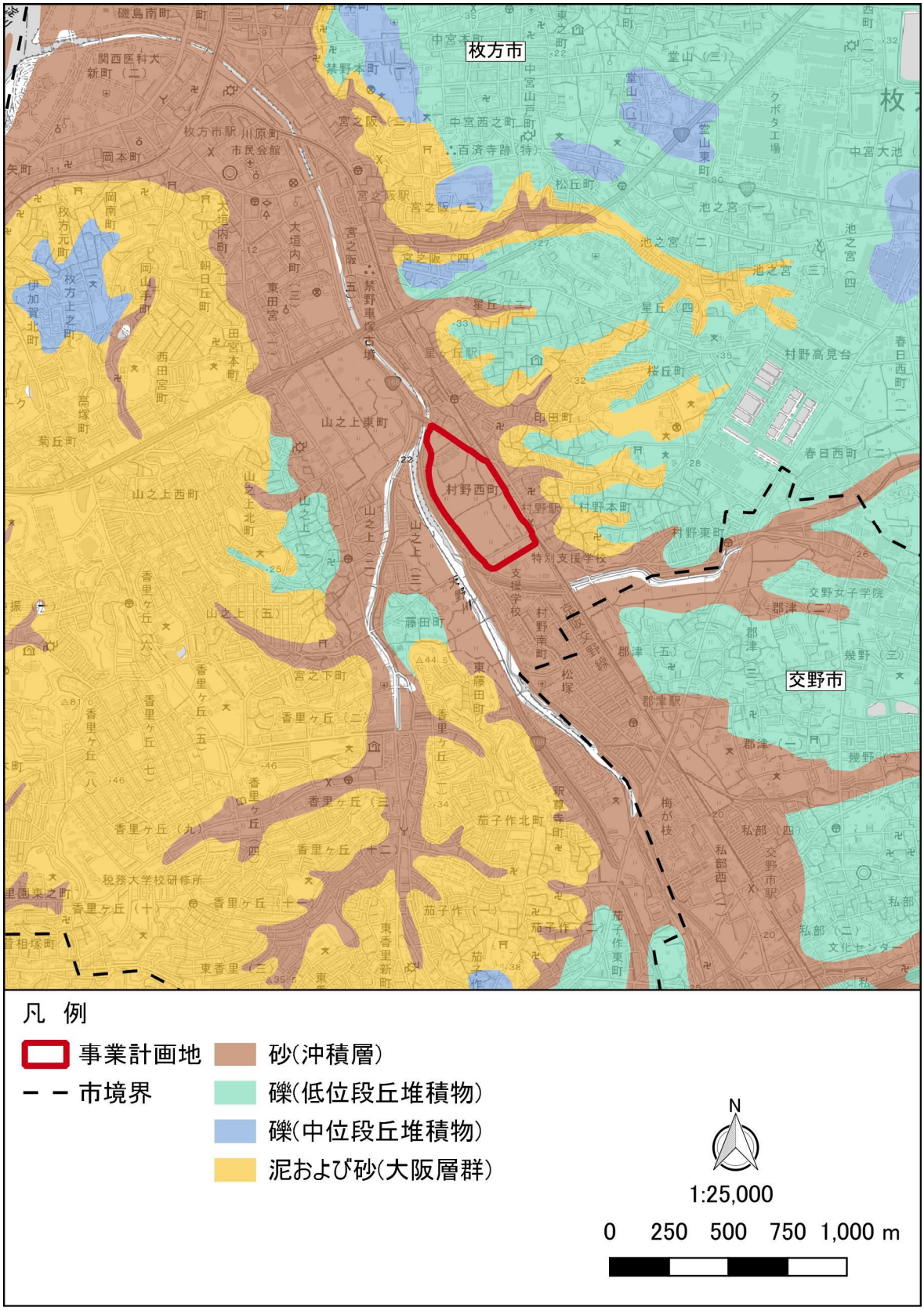

注）1. 国土数値情報ダウンロードサイト（国土交通省）をもとに作成

図 2.3-9 事業計画地周辺の表層地質図

2.3.3　水象

事業計画地周辺の河川及び池沼の概要は、図 2.3-10 に示す。

事業計画地周辺の河川には、天野川がある。天野川は交野市から流れ込み、枚方市で淀川に合流する一級河川である。

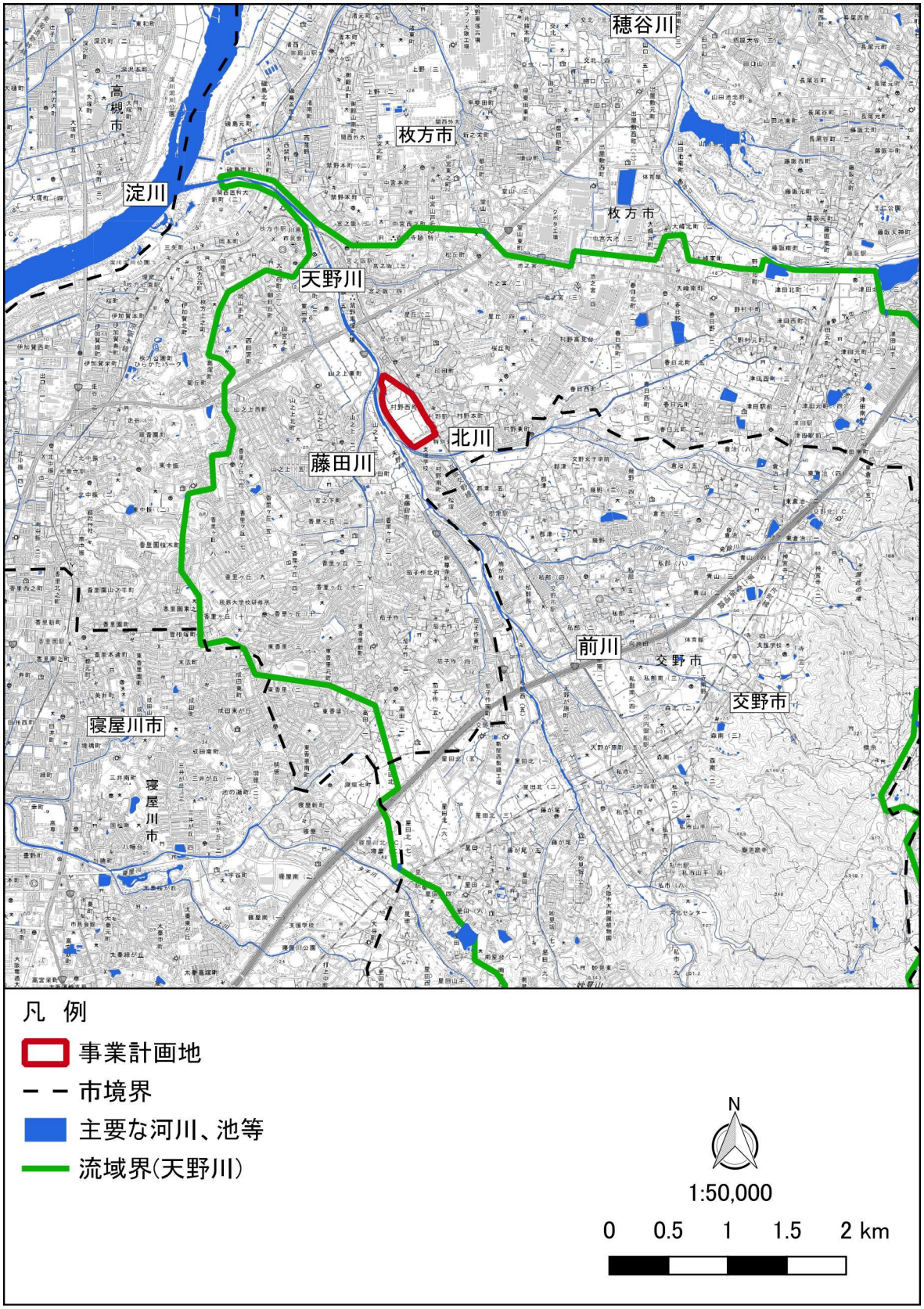

注）1. 基盤情報図ダウンロードサービス（国土地理院）をもとに作成

図 2.3-10　対象事業計画地周辺の主要な水域の状況

2.3.4　生物

枚方市では、昭和 63 年度に第 1 回自然環境調査を実施し、以降ほぼ 5 年ごとに自然環境調査を実施している。平成 29・30 年度に実施した「第 6 回自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）」（平成 31 年 3 月　枚方市）（以下、「第 6 回調査」と記す。）では、山田池公園と船橋川、穂谷川及び天野川を調査地域とし、過去 5 回にわたって実施してきた調査を踏まえ、これまでと今回の調査結果の比較、分析をするとともに、航空写真や現地調査による現存相観植生図の作成等を実施している。

交野市では、交野野鳥の会が鳥類調査を実施している。その他動植物は調査されていない。

(1)　動物

枚方市の調査地点（動物）と事業計画地との位置関係を図 2.3-11 に示す。

同調査では、山田池公園（1 地点）、船橋川（2 地点）、穂谷川（2 地点）、天野川（1 地点）の計 6 地点で調査が行われており、ここでは、事業計画地周辺の河川である、天野川に生息する動物について整理する。

交野市の調査では、鳥類調査が市内各所で行われている。

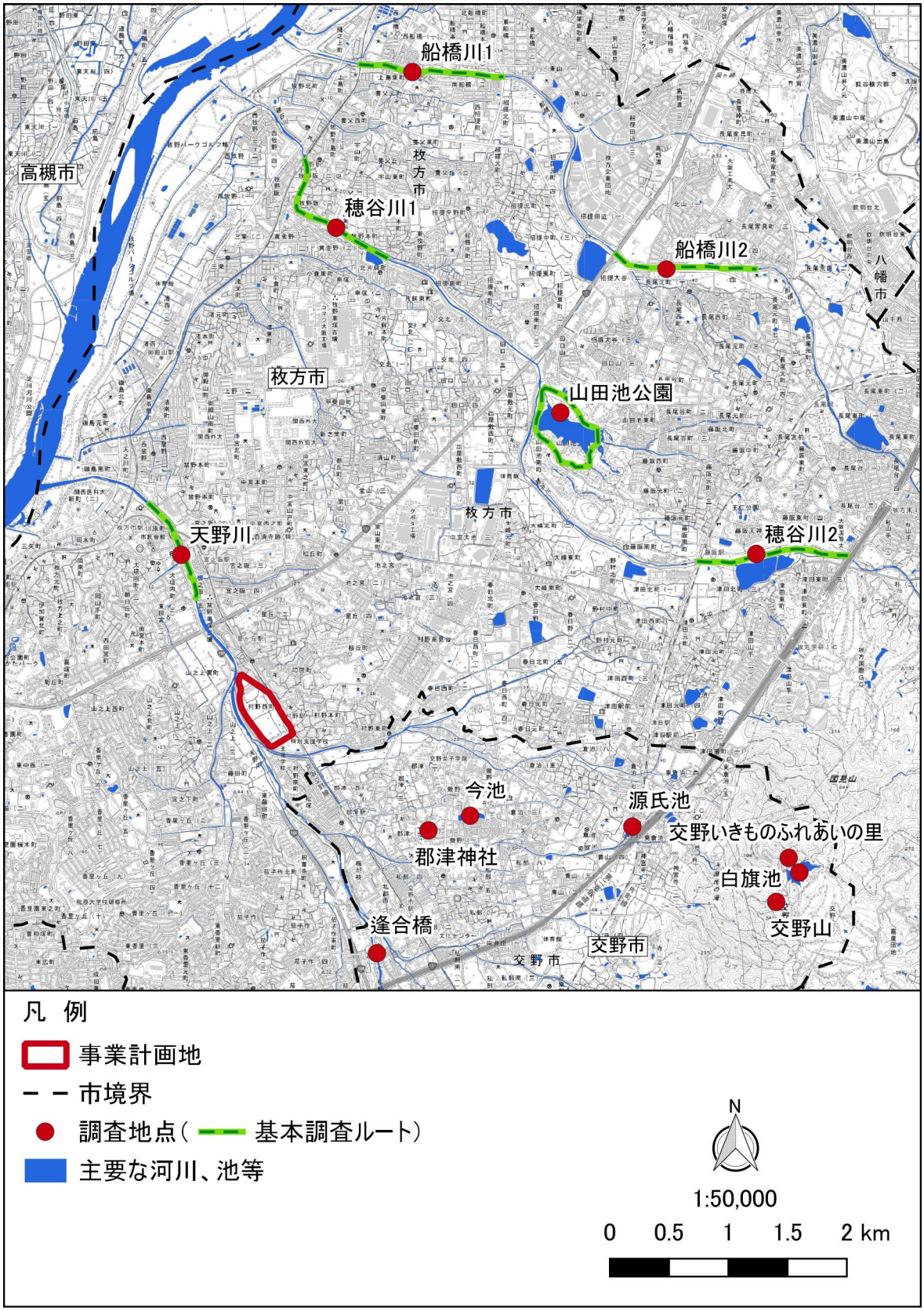

注）1.「第 6 回自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）」（平成 31 年 3 月　枚方市）、「交野野鳥の会広報誌」（交野市環境衛生課、閲覧日：2021 年 11 月 30 日）をもとに作成

図 2.3-11　事業計画地と調査地点（動物）の位置関係

1） 哺乳類

「第 6 回調査」によると天野川に生息している哺乳類は、表 2.3-2 に示すとおり 3 目 4 科 4 種が確認されている。

モグラ目（食虫目）ではモグラ属の一種、ネズミ目（齧歯目）ではカヤネズミ、ネコ目（食肉目）ではアライグマ、イタチ属の一種が確認されている。

重要種としてはカヤネズミ（大阪府レッドリスト 2014：準絶滅危惧）が確認されている。

表 2.3-2 哺乳類確認種一覧

目名	科名	種名	重要種該当ランク注)3	
			環境省 RL	大阪府 RL
モグラ目（食虫目）	モグラ科	モグラ属の一種		
ネズミ目（齧歯目）	ネズミ科	カヤネズミ		準絶滅危惧
ネコ目（食肉目）	アライグマ科	アライグマ		
	イタチ科	イタチ属の一種		
	－	ネコ目の一種注)2		
3 目	4 科	4 種	0 種	1 種

注)1. 種名、配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 4 年度版」（国土交通省）に準拠した。
2. 他のネコ目の種との重複が考えられるため、種数には計上していない。
3. 重要種の選定基準
・環境省 RL：環境省報道発表資料　環境省レッドリスト 2020 の公表について（令和 2 年 3 月 27 日　環境省）
・大阪府 RL：大阪府レッドリスト 2014（平成 26 年 3 月　大阪府）
出典：「第 6 回自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）」（平成 31 年 3 月　枚方市）

2) 鳥類

枚方市、交野市の調査区域に生息している鳥類は、表 2.3-3（1）～（4）に示すとおり 16 目 35 科 128 種が確認されている。

重要種としてはサシバ（環境省レッドリスト 2020：絶滅危惧Ⅱ類、大阪府レッドリスト 2014：絶滅危惧Ⅰ類）、オオタカ（環境省レッドリスト 2020：準絶滅危惧、大阪府レッドリスト 2014：準絶滅危惧）等が確認されている。

表 2.3-3（1） 鳥類確認種一覧

目名	科名	種名	市注)3	重要種該当ランク注)2	
				環境省 RL	大阪府 RL
キジ目	キジ科	コジュケイ	②		
		ヤマドリ	②		
		キジ	①		
カモ目	カモ科	オシドリ	②	情報不足	
		オカヨシガモ	①		
		ヨシガモ	②		
		ヒドリガモ	①		
		マガモ	①②		
		カルガモ	①		
		ハシビロガモ	①②		
		オナガガモ	②		
		トモエガモ	②	絶滅危惧Ⅱ類	
		コガモ	①②		
		ホシハジロ	①②		
		キンクロハジロ	①②		
		カワアイサ	①		
カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ	①②		
ハト目	ハト科	カワラバト（ドバト）	①		
		キジバト	①		
		アオバト	②		
カツオドリ目	ウ科	カワウ	①		
ペリカン目	サギ科	アオサギ	①		
		ササゴイ	②		
		アカガシラサギ	②		
		アマサギ	②		絶滅危惧Ⅱ類
		ダイサギ	①		
		チュウサギ	②		
		コサギ	①		
ツル目	クイナ科	クイナ	①②		準絶滅危惧
		シロハラクイナ	①		
		オオバン	①②		
カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス	②		
		ツツドリ	②		準絶滅危惧
		カッコウ	②		
アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	②		
		ヒメアマツバメ	②		

表 2.3-3（2）　鳥類確認種一覧

目名	科名	種名	市注)3	重要種該当ランク注)2	
				環境省 RL	大阪府 RL
チドリ目	チドリ科	ケリ	②	情報不足	準絶滅危惧
		ムナグロ	②		絶滅危惧Ⅱ類
		イカルチドリ	②		絶滅危惧Ⅱ類
		コチドリ	①②		準絶滅危惧
	シギ科	ヤマシギ	②		
		タシギ	②		準絶滅危惧
		クサシギ	②		準絶滅危惧
		キアシシギ	②		準絶滅危惧
		イソシギ	①		準絶滅危惧
		タマシギ	②	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	カモメ科	ユリカモメ	①		
		セグロカモメ	①		
タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	①②	準絶滅危惧	
	タカ科	ハチクマ	②	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類
		トビ	①		
		ツミ	②		絶滅危惧Ⅱ類
		ハイタカ	①②	準絶滅危惧	
		オオタカ	①	準絶滅危惧	準絶滅危惧
		サシバ	②	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類
		ノスリ	①		準絶滅危惧
		ケアシノスリ	②		
フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	②		準絶滅危惧
ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ	①		
キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	②		
		コゲラ	①②		
		アカゲラ	②		
		アオゲラ	②		
ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	①		
		コチョウゲンボウ	②		準絶滅危惧
		ハヤブサ	①	絶滅危惧Ⅱ種	
スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ	②	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	②		
	モズ科	モズ	①②		
	カラス科	ミヤマガラス	②		
		ハシボソガラス	①②		
		ハシブトガラス	①		
	キクイタダキ科	キクイタダキ	②		
	シジュウカラ科	ヤマガラ	①②		
		ヒガラ	②		
		シジュウカラ	①		
	ツバメ科	ツバメ	①②		
		コシアカツバメ	②		準絶滅危惧
		イワツバメ	①②		
	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	①②		

表 2.3-3（3）　鳥類確認種一覧

目名	科名	種名	市注)3	重要種該当ランク注)2	
				環境省 RL	大阪府 RL
スズメ目	ウグイス科	ウグイス	①②		
		ヤブサメ	②		
	エナガ科	エナガ	②		
	ムシクイ科	オオムシクイ	②	情報不足	
		メボソムシクイ	②		
		エゾムシクイ	②		
		センダイムシクイ	②		準絶滅危惧
		ムシクイ属の一種	①		
	ムクドリ科	ムクドリ	①②		
		コムクドリ	②		
	ヒタキ科	マミジロ	②		
		トラツグミ	②		準絶滅危惧
		クロツグミ	②		
		マミチャジナイ	②		
		シロハラ	②		
		アカハラ	②		
		ツグミ	①②		
		コマドリ	②		
		ノゴマ	②		
		コルリ	②		
		ルリビタキ	②		
		ジョウビタキ	①②		
		ノビタキ	②		
		イソヒヨドリ	①		
		エゾビタキ	②		
		サメビタキ	②		
		コサメビタキ	②		絶滅危惧Ⅱ類
		キビタキ	②		
		ムギマキ	②		
		オオルリ	②		
	スズメ科	ニュウナイスズメ	②		
		スズメ	①		
	セキレイ科	キセキレイ	①		
		ハクセキレイ	①②		
		セグロセキレイ	①②		
		ビンズイ	②		
	アトリ科	アトリ	②		
		カワラヒワ	①②		
		マヒワ	②		
		ベニマシコ	①②②		
		ウソ	②		
		シメ	②		
		コイカル	②		

表 2.3-3（4）　鳥類確認種一覧

目名	科名	種名	市注)3	重要種該当ランク注)2	
				環境省 RL	大阪府 RL
スズメ目	ホオジロ科	ホオジロ	①②		
		カシラダカ	①②		準絶滅危惧
		アオジ	①②		
		クロジ	②		
		オオジュリン	②		準絶滅危惧
16 目	35 科	128 種		11 種	25 種

注)1. 種名、配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 4 年度版」（国土交通省）に準拠した。
2. 重要種の選定基準
・環境省 RL：環境省報道発表資料　環境省レッドリスト 2020 の公表について（令和 2 年 3 月 27 日　環境省）
・大阪府 RL：大阪府レッドリスト 2014（平成 26 年 3 月　大阪府）
3. 市の①は枚方市、②は交野市で確認されたことを示す。
出典：「第 6 回自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）」（平成 31 年 3 月　枚方市）
「交野野鳥の会広報誌」（交野市環境衛生課、閲覧日：2021 年 11 月 30 日）

3) 両生類・爬虫類

「第 6 回調査」によると、天野川に生息している両生類・爬虫類は表 2.3-4 に示すとおり 3 目 6 科 8 種が確認されている。

両生類では、トノサマガエル、ウシガエル、ヌマガエルの 3 種が確認されている。

爬虫類では、ニホンイシガメ、クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ニホンカナヘビ、シマヘビの 5 種が確認されている。

重要種としてはトノサマガエル（環境省レッドリスト 2020：準絶滅危惧、大阪府レッドリスト 2014：準絶滅危惧）やニホンイシガメ（環境省レッドリスト 2020：準絶滅危惧、大阪府レッドリスト 2014：準絶滅危惧）が確認されている。

表 2.3-4　両生類・爬虫類確認種一覧

綱名	目名	科名	種名	重要種該当ランク注)2	
				環境省 RL	大阪府 RL
両生綱	無尾目	アカガエル科	トノサマガエル	準絶滅危惧	準絶滅危惧
			ウシガエル		
		ヌマガエル科	ヌマガエル		
爬虫綱	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	準絶滅危惧	準絶滅危惧
			クサガメ		
		ヌマガメ科	ミシシッピアカミミガメ		
	有鱗目	カナヘビ科	ニホンカナヘビ		
		ナミヘビ科	シマヘビ		
2 綱	3 目	6 科	8 種	2 種	2 種

注)1. 種名、配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 4 年度版」（国土交通省）に準拠した。
2. 重要種の選定基準
・環境省 RL：環境省報道発表資料　環境省レッドリスト 2020 の公表について（令和 2 年 3 月 27 日　環境省）
・大阪府 RL：大阪府レッドリスト 2014（平成 26 年 3 月　大阪府）

出典：「第 6 回自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）」（平成 31 年 3 月　枚方市）

4） 昆虫類

「第 6 回調査」によると、天野川に生息している昆虫類は表 2.3-5 に示すとおり 11 目 156 種が確認されている。

草地や樹林地を生息地とする種が多く確認されており、バッタ目（直翅目）が 20 種、コウチュウ目（鞘翅目）が 28 種、ハチ目（膜翅目）が 24 種確認されている。また、水生昆虫類も含むカメムシ目（半翅目）も多く確認されており、46 種確認されている。さらに、水辺環境の代表的な種であるトンボ目（蜻蛉目）は 12 種確認されている。

重要種としてはアキアカネ（大阪府レッドリスト 2014：準絶滅危惧）やコガムシ（環境省レッドリスト 2020：情報不足、大阪府レッドリスト 2014：準絶滅危惧）等が確認されている。

表 2.3-5　昆虫確認種一覧

目名	種数
カゲロウ目（蜉蝣目）	1
トンボ目（蜻蛉目）	12
ゴキブリ目（網翅目）	1
ハサミムシ目（革翅目）	1
バッタ目（直翅目）	20
カメムシ目（半翅目）	46
アミメカゲロウ目（脈翅目）	1
チョウ目（鱗翅目）	13
ハエ目（双翅目）	9
コウチュウ目（鞘翅目）	28
ハチ目（膜翅目）	24
11 目	156 種

注)1.配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 4 年度版」（国土交通省）に準拠した。
出典：「第 6 回自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）」（平成 31 年 3 月　枚方市）

5) 水生生物

「第 6 回調査」によると、天野川に生息している水生生物は表 2.3-6 に示すとおり 4 目 9 科 11 種が確認されている。

新生腹足目では、スクミリンゴガイ、ヒメタニシの 2 種が確認され、汎有肺目ではサカマキガイ、マルスダレガイ目ではシジミ属の一種が確認されている。また、エビ目では、ミナミヌマエビ、ヌマエビ、テナガエビ、スジエビ、アメリカザリガニ、サワガニ、モクズガニの 7 種が確認されている。

なお、重要種は確認されていない。

表 2.3-6 水生生物確認種一覧

目名	科名	種名	重要種該当ランク注)2	
			環境省 RL	大阪府 RL
新生腹足目	リンゴガイ科	スクミリンゴガイ		
	タニシ科	ヒメタニシ		
汎有肺目	サカマキガイ科	サカマキガイ		
マルスダレガイ目	シジミ科	シジミ属の一種		
エビ目	ヌマエビ科	ミナミヌマエビ		
		ヌマエビ		
	テナガエビ科	テナガエビ		
		スジエビ		
	アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ		
	サワガニ科	サワガニ		
	モクズガニ科	モクズガニ		
4 目	9 科	11 種	0 種	0 種

注)1. 種名、配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 4 年度版」（国土交通省）に準拠した。
2. 重要種の選定基準
・環境省 RL：環境省報道発表資料　環境省レッドリスト 2020 の公表について（令和 2 年 3 月 27 日　環境省）
・大阪府 RL：大阪府レッドリスト 2014（平成 26 年 3 月　大阪府）

出典：「第 6 回自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）」（平成 31 年 3 月　枚方市）

6） 魚類

「第 6 回調査」によると、天野川に生息している魚類は表 2.3-7 に示すとおり 6 目 10 科 21 種が確認されている。

重要種としてはドジョウ（環境省レッドリスト 2020：準絶滅危惧、大阪府レッドリスト 2014：絶滅危惧Ⅱ類）やミナミメダカ（環境省レッドリスト 2020：絶滅危惧Ⅱ類、大阪府レッドリスト 2014：絶滅危惧Ⅱ類）等が確認されている。

表 2.3-7 魚類確認種一覧

目名	科名	種名	重要種該当ランク注)3	
			環境省 RL	大阪府 RL
コイ目	コイ科	コイ（型不明）		
		ギンブナ		
		フナ属の一種注)2		
		カネヒラ		
		タイリクバラタナゴ		
		オイカワ		
		カワムツ		
		ヌマムツ		絶滅危惧Ⅱ類
		モツゴ		
		タモロコ		準絶滅危惧
		カマツカ		
		コウライニゴイ		
	ドジョウ科	ドジョウ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
ナマズ目	ギギ科	ギギ		準絶滅危惧
	ナマズ科	ナマズ		準絶滅危惧
タウナギ目	タウナギ科	タウナギ		
カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ		
ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル		
		オオクチバス		
	ドンコ科	ドンコ		
	ハゼ科	カワヨシノボリ		
6 目	10 目	21 種	2 種	6 種

注)1. 種名、配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト令和 4 年度版」（国土交通省）に準拠した。
2. ギンブナとの重複が考えられるため、種数に計上していない。
3. 重要種の選定基準
・環境省 RL：環境省報道発表資料　環境省レッドリスト 2020 の公表について（令和 2 年 3 月 27 日　環境省）
・大阪府 RL：大阪府レッドリスト 2014（平成 26 年 3 月　大阪府）

出典：「第 6 回自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）」（平成 31 年 3 月　枚方市）

(2) 植物

「第 6 回調査」によると、天野川では表 2.3-8 に示すとおり 49 科 175 種が確認されている。重要種としてはカワヂシャ（環境省レッドリスト 2020：準絶滅危惧）が確認されている。

また、事業計画地周辺の現存植生図を図 2.3-12 に示す。大半が水田雑草群落となっている。

表 2.3-8 植物確認種一覧

分類群				天野川	
				科	種
シダ植物				1	1
種子植物	裸子植物			0	0
	被子植物	双子葉類	離弁花類	27	75
			合弁花類	10	39
		単子葉類		11	60
合計				49	175

出典：「第 6 回自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）」（平成 31 年 3 月　枚方市）

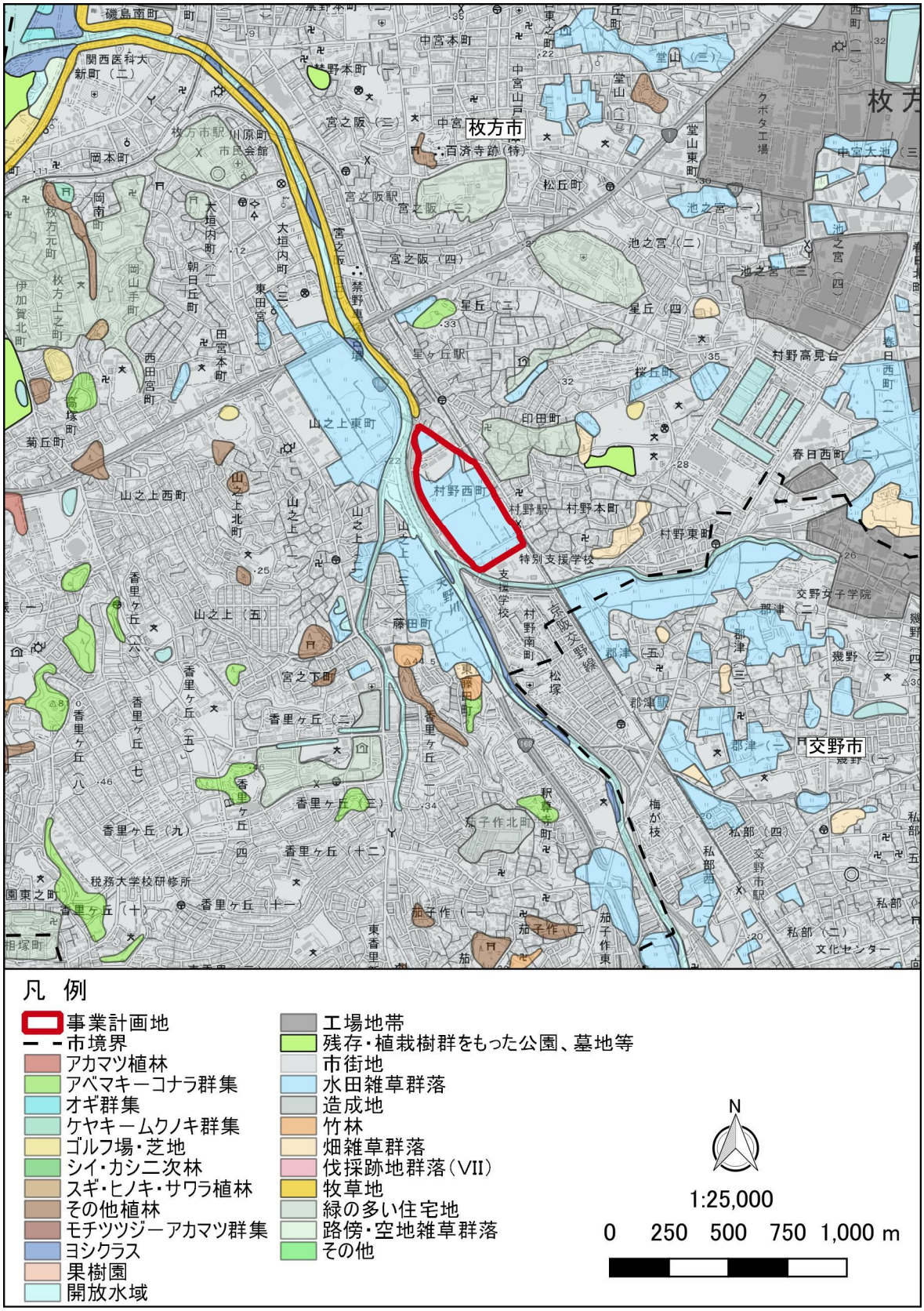

注）1. 1/25,000 植生図「枚方」GIS データ第 6-7 回調査回次（環境省生物多様性センター）をもとに作成

図 2.3-12　対象事業計画地周辺の現存植生の分布

(3) 田んぼの生きもの調査

農林水産省では、平成 13 年度から環境省と連携して、全国の水田周辺水域の代表的な生物である魚類、カエル、水生昆虫類の生息状況を把握する「田んぼ生きもの調査」を実施している。

最新の平成 21 年度調査では、魚類が 87 種、カエルが 15 種、水生昆虫類が 20 種確認されている（**表 2.3-9** 参照）。平成 22 年度以降は、調査が実施されていない。

なお、都道府県別の公表データはない。

表 2.3-9　田んぼ生きもの調査結果

生物	確認種数	確認地点数の上位 5 種
魚類	87	ドジョウ、ギンブナ、メダカ、タモロコ、モツゴ
カエル	15	ニホンアマガエル、トノサマガエル、ヌマガエル、ツチガエル、トウキョウダルマガエル
水生昆虫類	20	ヒメガムシ、タイコウチ、コガムシ、オオコオイムシ、ミズカマキリ

出典：「田んぼ生きもの調査 2009」の結果について（農林水産省農村振興局整備部設計課計画調整室ホームページ、閲覧日：2023 年 7 月 10 日）

2.4　歴史的・文化的環境

事業計画地周辺の文化財分布状況を表 2.4-1 及び図 2.4-1 に示す。

事業計画地は、村野南遺跡に近接しており、周辺には村野遺跡及び星丘遺跡、星丘西遺跡、藤田町遺跡が位置している。

表 2.4-1　事業計画地周辺における文化財及び埋蔵文化財の指定状況

番号	名称	市	指定状況	番号	名称	市	指定状況
1	枚方田中邸のむく	枚方	府指定天然記念物	30	藤田山遺跡	枚方	埋蔵文化財
2	百済寺跡	枚方	国指定特別史跡	31	藤田土井山遺跡	枚方	埋蔵文化財
3	禁野車塚古墳	枚方	国指定史跡	32	中山観音寺跡	枚方	埋蔵文化財
4	北田家住宅	交野	国指定重要文化財	33	菅相塚古墳	枚方	埋蔵文化財
5	枚方宿遺跡	枚方	埋蔵文化財	34	村野南遺跡	枚方	埋蔵文化財
6	万年寺山古墳	枚方	埋蔵文化財	35	村野遺跡	枚方	埋蔵文化財
7	枚方寺内町遺跡	枚方	埋蔵文化財	36	星丘遺跡	枚方	埋蔵文化財
8	伊加賀古墳群	枚方	埋蔵文化財	37	星丘西遺跡	枚方	埋蔵文化財
9	中振遺跡	枚方	埋蔵文化財	38	禁野車塚古墳	枚方	埋蔵文化財
10	茄子作下浦遺跡	枚方	埋蔵文化財	39	藤田山古墳	枚方	埋蔵文化財
11	茄子作遺跡	枚方	埋蔵文化財	40	九々丸塚古墳	枚方	埋蔵文化財
12	上の山遺跡	枚方 交野	埋蔵文化財	41	万年寺山遺跡	枚方	埋蔵文化財
13	春日北野遺跡	枚方	埋蔵文化財	42	三松家墓所	枚方	埋蔵文化財
14	春日北川遺跡	枚方	埋蔵文化財	43	白雉塚古墳	枚方	埋蔵文化財
15	出屋敷西遺跡	枚方	埋蔵文化財	44	禁野上野古墳	枚方	埋蔵文化財
16	中宮・池之宮古墳群	枚方	埋蔵文化財	45	でがしろ遺跡	交野	埋蔵文化財
17	禁野本町遺跡	枚方	埋蔵文化財	46	私部城跡	交野	埋蔵文化財
18	中宮尼寺田遺跡	枚方	埋蔵文化財	47	私部南遺跡	交野	埋蔵文化財
19	百済寺遺跡	枚方	埋蔵文化財	48	交野郡衙跡	交野	埋蔵文化財
20	中宮ドンバ遺跡	枚方	埋蔵文化財	49	郡津渋り遺跡	交野	埋蔵文化財
21	田中家鋳物工場跡	枚方	埋蔵文化財	50	私部城遺跡	交野	埋蔵文化財
22	枚方小学校南方古墳	枚方	埋蔵文化財	51	長宝寺跡	交野	埋蔵文化財
23	枚方上之町遺跡	枚方	埋蔵文化財	52	郡津梅塚	交野	埋蔵文化財
24	岡東遺跡	枚方	埋蔵文化財	53	郡津大塚	交野	埋蔵文化財
25	田宮遺跡	枚方	埋蔵文化財	54	ハセデ遺跡	交野	埋蔵文化財
26	鷹塚山遺跡	枚方	埋蔵文化財	55	郡津丸山古墳	交野	埋蔵文化財
27	山之上天堂遺跡	枚方	埋蔵文化財	56	名称不明	枚方 寝屋川ほか	埋蔵文化財
28	山之上遺跡	枚方	埋蔵文化財	57	東高野街道	枚方 交野ほか	埋蔵文化財
29	藤田町遺跡	枚方	埋蔵文化財				

注)1. 番号は、図 2.4-1 に対応している。
注)2. 「大阪府地図情報提供システム」（大阪府）をもとに作成

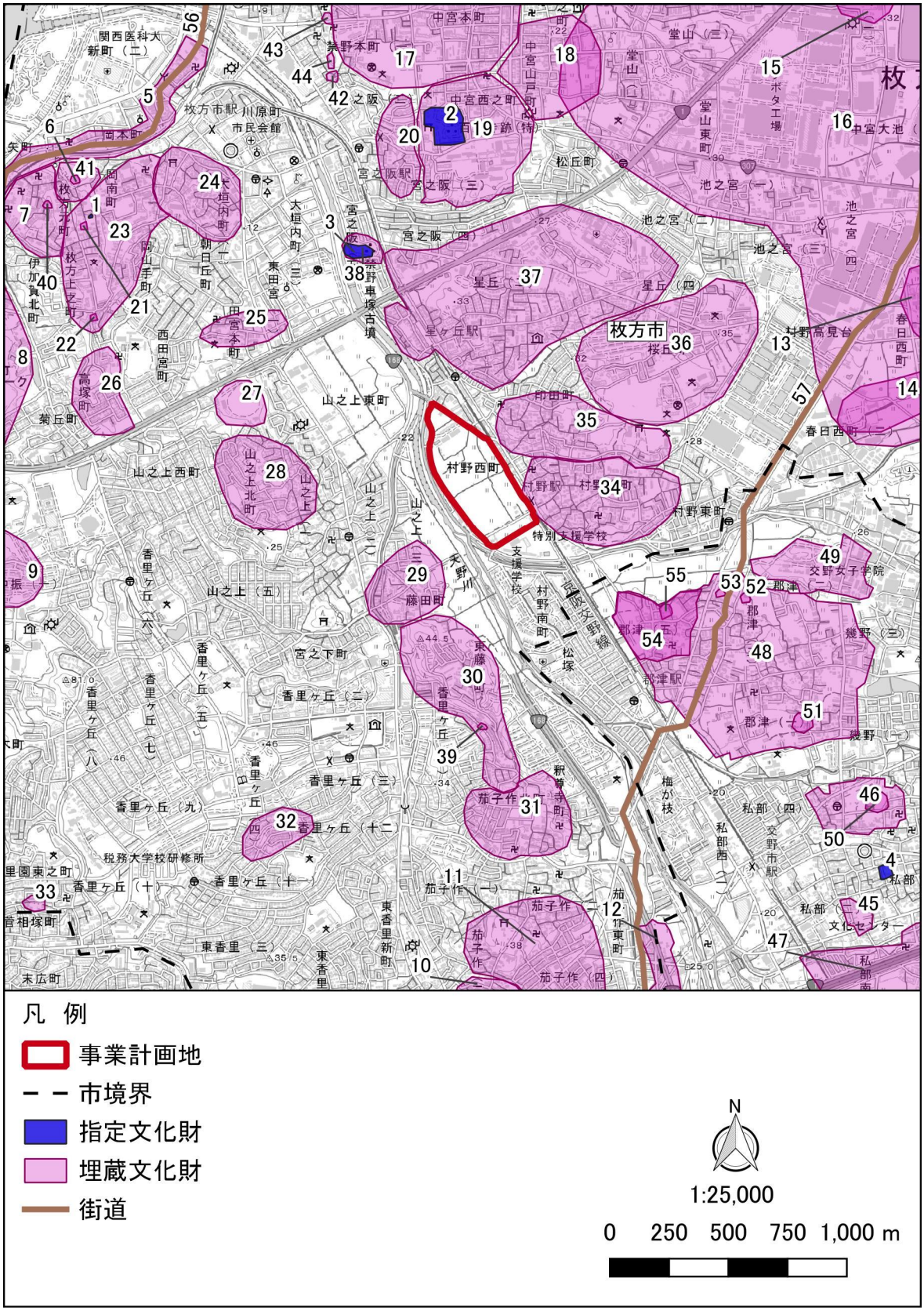

注）1.「大阪府地図情報提供システム」（大阪府）をもとに作成

図 2.4-1　事業計画地周辺における文化財の分布状況